

平成19年11月宮崎県定例県議会

平成18年度普通会計決算特別委員会
商工建設分科会会議録

平成19年11月28日～30日・12月3日～4日

場 所 第5委員会室(11月28日～30日、12月4日)
日南市漁協会議室(12月3日)

平成19年11月28日（水曜日）

県立産業技術専門校長

坂口正紀

午前10時3分開会

会議に付託された議案等

○議案第7号 平成18年度決算の認定について

出席委員（7人）

主	査	横田照夫	
副	主	査	田口雄二
委	員	坂元裕一	
委	員	蓬原正三	
委	員	濱砂守	
委	員	外山良治	
委	員	武井俊輔	

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	高山幹男
商工観光労働部次長 （商工担当）	河野富二喜
商工観光労働部次長 （観光・労働担当）	後藤厚一
部参事兼商工政策課長	内戸保博秋
新産業支援課長	矢野好孝
企業立地対策監	森幸男
地域産業振興課長	工藤良長
経営金融課長	古賀孝士
観光・リゾート課長	橋口貴至
労働政策課長	西盾夫
地域雇用対策監	金丸裕一
工業技術センター所長	河野雄三
食品開発センター所長	青山好文

労働委員会事務局

事務局長	黒木康年
調整審査課長	渋谷弘二

事務局職員出席者

総務課主任主事	児玉直樹
議事課主任主事	古谷信人

○横田主査 ただいまから普通会計決算特別委員会商工建設分科会を開会いたします。

まず、分科会日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付してあります日程案のとおりで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、12月3日に予定されております現地調査については、油津港湾事務所を調査箇所として予定しておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、先日開催されました主査会について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてありますが、お手元に配付してあります分科会説明要領により行われます。また、主要施策の成果は、主なものについて説明がありますので、審査に当たりましては、よろしく願いいたします。

次に、監査委員への説明を求める必要が生じた場合の審査の進め方についてありますが、その場合、主査において、他の分科会との時間

調整を行った上で質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

労働委員会事務局の皆さん方、御苦勞さまでございます。

それでは、平成18年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○黒木労働委員会事務局長 それでは、労働委員会事務局の平成18年度の決算概要について御説明申し上げます。

決算の内容は、「平成18年度決算に関する調書」の142ページから145ページに記載されておりますが、説明につきましては、お手元の「平成18年度決算特別委員会資料」で説明をさせていただきます。

資料の1ページをお開きください。(款)労働費(項)労働委員会費(目)委員会費でございます。一番下の合計欄にありますように、予算額1億2,090万1,000円、支出済額1億2,011万1,836円、繰越額はございませんで、不用額、執行残でございますけれども、78万9,164円、執行率99.3%となっております。

目の執行残が100万円以上のもの及び執行率90%未満のものはございません。

次に、労働委員会につきましては、「主要施策の成果に関する報告書」への掲載はございませんので、別途、お手元に配付しております「平

成18年度の事件概要」に基づきまして、御説明を申し上げます。A4縦の1枚でございますけれども、「平成18年度の事件概要」をごらんください。

まず、1の不当労働行為救済申立事件であります。18年度は、前年度からの繰越案件1件と新規申請2件の計3件の審査を行いました。17年度から繰り越しておりましたヤマエ食品工業事件につきましては、当事者双方に和解を働きかけました結果、平成18年4月に和解が成立いたしました。

次に、新規事件の善興会(北郷荘)事件2件でございます。これは、北郷町で身体障がい者療護施設を運営しております社会福祉法人に関する事件でございます。2つの事件をあわせて審査を進め、これまでに6回の委員調査及び7回の審問を終え、現在、命令の内容について最終的な合議を行っております。

2の調整事件につきましては、新規申請が3件、いずれもあっせん申請に係るものであります。

A市の2件につきましては、事務局調査において、労使双方に自主交渉の再開を促した結果、団体交渉のめどが立ったことから、組合から取下書が提出されました。

次に、Bあっせん事件につきましては、あっせんを3回行いましたが、労使双方の考えに隔たりが大きく、ともに譲歩の姿勢を示さないことから、19年度に入ってですけれども、自主交渉を強く要請して、あっせんは打ち切りといたしました。

次に、労働組合の絡まない3の個別的労使紛争のあっせんでございますが、新規申請が4件ございました。

まず、C事件につきましては、あっせん申請

後、当事者間で自主交渉が行われ、和解が成立し、申請者から取下書が提出されました。

次のD事件につきましては、事務局調査の段階で、使用者から未払い賃金が支払われたため、申請者から取下書が提出されました。

次のE事件につきましては、あっせん申請後、自主交渉を促し、その推移を見守っていたところ、申請者から、雇用保険を受給することになり、あっせん申請をする理由がなくなったとして、取下書が提出され、事件は終了しました。

最後のF事件につきましては、使用者は就業規則に従い厳正・適正に降格・解雇するものであるとして、労使の主張に隔たりは大きく、あっせんを行っても成果が期待できないことから、不開始といたしました。

事件概要につきましては、以上のとおりでございます。

なお、歳入歳出決算審査意見書及び監査における指摘事項はございません。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○横田主査 執行部の説明が終了いたしました。これより質疑をお受けしたいと思っております。質疑のある方はどうぞ。

○濱砂委員 3のあっせん事件のC、D、E、F、固有名詞は一般的に出せないんですか。

○黒木労働委員会事務局長 御存じのように、17年4月から個人情報保護法が全面施行されまして、その関係で平成16年版の宮崎県労働委員会年報から一部記載事項を変更いたしまして、平成17年度から商工建設常任委員会の提出資料も、これと同様な表示方法をさせていただいております。特に、労使紛争のあっせんにつきましては、あっせん手続は個人情報といえますか、相談自体も非公開というか、そういったことで行っておりまして、いわば企業等の公表とか、相談

者の公表等によりまして、不利益が生じたり、あるいは企業等にとりましては信用力低下とか、そういったこと等もございますので、今現在ではこういった取り扱いをいたします。

○濱砂委員 いわゆる議会の検査権、地方自治法98条をもってこれは出せないということになるんですか。ちょっとわからないもんですから。今後の問題もありますので。

○黒木労働委員会事務局長 そういったことで、これは全国的な傾向でもあるんですけれども、今現在、ほかの九州各県を含めまして横並びのそういった取り扱いで、一応、個人情報に配慮した形でさせていただいております。

○濱砂委員 議会で決算審査をやるという中で必要だと、出してくれと言われた場合は出せるんですか。

○横田主査 暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時14分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

○黒木労働委員会事務局長 失礼いたしました。このあっせんにつきましては非公開ということを実施させていただいておりますので、大変申しわけございませんけれども、御理解をいただきたいと思っております。

○濱砂委員 暫時休憩を。

○横田主査 暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時17分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

○濱砂委員 一つの例として、賃金引き下げ、労働条件の変更というのは、どういう内容のものなんですか。名前はいいですから。建設業で

すから、特に今の状況が……。

○渋谷調整審査課長 お答えします。これは、申請が4月19日にあったものなんですけれども、給料をもとに戻してほしいと、それから会社が引き揚げた社有車を以前のように使用させてほしいという主張でございまして、具体的に申し上げますと、労働者の主張として、月17万円、社有車1台、燃料代も会社負担だったんですけれども、18年4月4日、社長から電話があって、4月から給料10万、自家用車使用、燃料代も自費と言われました。当然、そういうことを言われたものですから、4月以前の条件に戻してほしいというのが労働者の主張。これに対して使用者は、17年9月の採用後、この人は営業の方なんですけど、その契約実績がない。要するに、本人に努力を促す上で基本給17万というのを10万プラス歩合給とした。要するに営業実績が上がればということだと思っただけなんです。営業所に営業はその人1人しかいない、そのために設けているんだからというようなこと。双方そういう意見だったわけです。これに対して、個別のあっせん申請があったんですけれども、結果的には和解が成立いたしまして、あっせんの申請取下書が提出され、終結といったようなこととさせていただきます。

○濱砂委員 取り下げというのは、こういう場合については、一般的には訴えた側、これから見ると労働者側のほうが理解をして取り下げる部分が多いんですか。それとも交渉の結果、やむをえないということになるのか、あるいは自分でそうだなと、こういう状況でいわゆる自分の実績も上がっていない、今の話によると17万から10万に下がったけれども、自動車も自家用車、燃料費も全部負担ということだったんですけれども、自分の実績が上がっていないから取り

下げざるを得んという理解の仕方というのが一般的なんですか。建設業は特に最近の動きの中で倒産等もふえているものですからね。

○渋谷調整審査課長 まず、あっせんがあったことに対して、労働委員会としてはどう対応するのかということなんですけれども、あっせんというのは、御案内のとおり、強制力も何もありません。要は双方を話し合いの場についていただく。そこで双方の思っていることを言うていただく。そこで妥協点が見出せないかということをお我々としては助成するとか、支援するとか、そういったこととさせていただきます。そういった中で双方歩み寄り、どちらがどうということではなくて、労働者側も、ちょっと言い過ぎたかなといったようなこともあるでしょう、使用者側も、これはちょっとあんまりだったなというようなこともあると思うんです。そこをその場で、これは1回で解決するとは限りませんが、そういった形で和解に至った場合に、じゃ、取り下げましょうということとさせていただきます。以上でございます。

○濱砂委員 参考のために、4月19日に申請して、4月25日に取り下げなもんだから、例え、なるほどなと双方が合って、決着してまた勤めているのかなと思っただけですよ。

○渋谷調整審査課長 以降もこの会社に勤めております。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○武井委員 説明資料のほうを見ておるんですが、ちょっと不明な点もありますから、教えていただきたいんですが、給与が4,400万というようなことで出ています。これはよくわかるんですが、職員手当が約2,650万出ているんですが、残業代とかも当然あると思うんですけれども、実際にこの職員手当というものの内訳といたしま

すか、どういうものが含まれるのかというのが1つ。

それからもう一点は、報酬が3,000万出ているんですけども、報酬は何人の人に、例えば1回の会議ではどういう単価で支払っているとか、その辺の内訳を教えてください。

○**渋谷調整審査課長** まず、手当の関係でございしますが、種類といたしまして、まず管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、児童手当がございします。これは額も申し上げたほうがよろしいのでしょうか。

○**武井委員** そうですね、わかれば。

○**渋谷調整審査課長** 管理職手当につきましては218万6,000円、扶養手当220万9,000円、住居手当40万2,000円、通勤手当110万1,000円、児童手当40万5,000円。それから期末・勤勉手当がございまして、期末手当が1,276万1,000円、勤勉手当が620万。

それから、報酬についてでございします。報酬につきましては、昨年の場合、平成18年9月30日までと平成18年10月1日に条例改正を行っている関係で、一部減額になっております。まず、18年9月30日までの額でございしますけれども、会長が月に22万400円、公益委員が4人おりますけれども、1人当たり18万3,350円、労働委員と使用者委員、これが合わせて10名おりますけれども、16万6,250円、18年10月1日以降は、同じように20万9,000円、17万3,850円、15万7,700円となっております。以上でございします。

○**武井委員** 報酬なんですけれども、確認ですけれども、月額ということで間違いございませんか。

○**渋谷調整審査課長** ただいま申し上げましたのは月額でございします。

○**武井委員** 減額されたということなんですけ

れども、これは他県等と比べての状況、また人数そのものの状況等について、例えば法定なものがあるのかどうかということも含めてお聞かせください。

○**渋谷調整審査課長** まず、委員数でございしますけれども、これは労働組合法で定まっております、宮崎県の場合は、公労使それぞれ5人ということで計15人になっております。

報酬額につきましては、九州各県ばらばらでございまして、一番高いのが福岡県です。一番低いのが鹿児島県となっております。本県はどちらかというところ下のほうに位置している状況でございします。以上でございします。

○**武井委員** 実際の勤務実態と言ったらちょっとあれなんですけれども、今は普通の平時の月ですね、例えば、どれぐらいの頻度で会議があるとか、どれぐらいの頻度でいろんな連絡をしたり集まったりされているのか教えてください。

○**渋谷調整審査課長** 定期的には定例総会というのがございまして、これが月2回、第1と第3の木曜日が設定されております。それ以外に、各事件にかかわっていただいております。具体的に申し上げます、今現在、不当労働行為の救済申立事件が2件ございまして、これについては公労使それぞれ2名の方々に審査をしていただいております。これがほぼ月1、今、2つ事件を抱えていますから月2ぐらいに出席をいただいております。そのほか、調整事件とか個別的あっせん事件が入ってまいりましたら、そういったものについても随時対応していただくというような状況でございします。以上でございします。

○**武井委員** わかりました。

○**外山良治委員** 委員会の職務・事務の中に、職員に関することは総務で審議するというよう

になっていないんですか。

○横田主査 暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時29分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

○外山良治委員 労働委員会の各分野の委員は
何人なんですか。

○渋谷調整審査課長 それでは、委員の構成を
申し上げます。まず、法律上、公益委員、労働
者委員、使用者委員というふうに分けられてお
ります。人数につきましては、先ほど申し上げ
ましたとおり、労働組合法の中で規定されてお
りまして、宮崎県の場合は各5名です。公益委
員ですけれども、弁護士の方に3名入ってい
ただいております。その他、社会保険労務士とか
県のOBの方が入っていらっしゃいます。労働
者委員と使用者委員につきましては、この委員
そのものが、知事が任命するわけですが、労働
者委員、使用者委員、それぞれ団体から推薦を
受けた者について知事がその中で任命するとい
うことになっております。したがって、労働
者委員であれば労働組合系の方々、使用者委
員については経営者団体、経営者協会の関係の
の方々ということになっております。以上です。

○黒木労働委員会事務局長 公益委員につつま
しても、知事のほうで候補者を出しまして、労
働者団体とか使用者団体の同意を得た方を知事
が任命するということになっております。

○外山良治委員 これは決算の対象としてなじ
むんですか。この内容の報告、それが決算の対
象としてなじむのかどうか。

○横田主査 暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

ほか、ございませんか。ないようですので、
以上をもって労働委員会事務局を終了いたしま
す。執行部の皆さん方、御苦労さまでございま
した。

暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時42分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成18年度の決算について、執行
部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終
了した後をお願いいたします。

○高山商工観光労働部長 本日は、商工観光労
働部の平成18年度決算につきまして御説明を申
上げます。

お手元の「平成18年度決算特別委員会資料」
の表紙をめくっていただきまして、1ページ、
2ページをごらんいただきたく存じます。こ
れは、元気みやざき創造計画に基づく商工観光
労働部の施策体系表でございます。

まず、この体系表の構成ですけれども、縦に
大きく4つのくくりがありまして、それぞれの
一番上に括弧書きがございます。その一番左で
ありますが、「将来像」とありますけれども、元
気みやざき創造計画では5つの分野について将
来像を掲げておりまして、その将来像ごとに、
その右の括弧書きですが、分野ごとの社会像を
示しまして、その社会像を実現するための施策
の基本方向と、その方向性に沿った主な施策を
示しております。

この施策体系表は、当部が担当いたします2
つの将来像に係るものを記載いたしております。

まず、左端の1つ目の将来像であります「力強い産業が営まれる社会」につきましては、4つの社会像から構成されております。

1 ページ左上の1つ目の社会像であります「産業連携などにより特長ある産業が集積する社会」につきましては、施策の基本方向にありますように、「新事業・新産業の創出」と「産業人材の確保・育成」の2つの方向に沿った施策を推進したところでございます。右端の主な施策のうち、①の「産学公民連携による新技術の創出と技術移転の促進」につきましては、産学公の連携により新技術や新製品の開発を促進しますとともに、研究成果の県内企業等への技術移転に努めております。

次に、1 ページの左側中ほどの2つ目の社会像であります「工業・商業・サービス業などが生き生きと営まれる社会」につきましては、「挑戦する中小企業への支援」など3つの基本方向に沿った施策を推進したところであります。右端の主な施策のうち、⑥の「経営基盤の強化」につきましては、県産業支援財団を通じまして、県内中小企業の技術力の向上や販路拡大に努めますとともに、中小企業融資制度の活用により、金融の円滑化を図っております。また、⑩の「国際間・地域間競争に打ち勝つ企業誘致」につきましては、成長性の高い高付加価値型企業やコールセンターなどの誘致に積極的に取り組んだところであります。

次に、2 ページの左上の3番目の社会像であります「観光・リゾート・交流などが盛んな社会」につきましては、1 ページの一番下になりますけれども、「地域の資源を生かした元気な観光地づくり」など3つの方向性に沿った施策を推進しております。右端の主な施策のうち⑭の「テーマ性や物語性のあるルート、エリア整備」

につきましては、県内5地域が官民協働で進める魅力ある観光地づくりなどのための支援等を行っております。また、⑲の「広域連携、マスコミ活用などによる効果的なPR」につきましては、「みやざきフィルムコミッション」を設立しまして、映画制作会社等への積極的なPRに取り組んだところでございます。

次に、2 ページの左の中ほど、4番目の社会像ですけれども、「労働環境が整備された社会」につきましては、「多様な雇用支援の推進」など3つの方向性に沿った施策を推進しております。主な施策としましては、㉓の「若年者の就職支援・職場定着の推進」につきましては、就職相談支援センターにおいて、専門の相談員によるきめ細かなアドバイス等を行いますとともに、㉔の「障がい者の雇用・就業支援」につきましては、障がい者雇用コーディネーターを活用し、障がい特性に応じた就労支援を行ったところであります。

次に、2つ目の将来像としまして、一番下の左にありますように、「交流・連携が活発に行われ、豊かさを享受できる社会」を掲げておりますが、これにつきましては、社会像を「世界に開かれた活力ある社会」といたしまして、施策の方向性であります「国際化の進展に対応できる産業の育成」に沿った施策を推進してまいりました。主な施策としましては、㉕の「経済交流の推進」につきましては、韓国、台湾、中国に海外交流駐在員を配置しまして、東アジアにおける経済・社会情報の収集、提供等を行うことによりまして、経済交流の拡大に努めたところでございます。

次に、3 ページをお開きいただきたいと思います。「平成18年度歳出の決算状況」でございます。

一般会計の計の欄ですが、予算額が432億4,600万3,000円、支出済額が432億268万2,149円、不用額が4,332万851円、執行率は99.9%。特別会計、同じく計の欄をごらんいただきたいと思いますが、予算額13億3,537万2,000円、支出済額13億3,380万9,071円、不用額156万2,929円、執行率99.9%。部の合計では、一番下の欄になりますけれども、予算額445億8,137万5,000円、支出済額445億3,649万1,220円、不用額4,488万3,780円、執行率99.9%となっております。

次の5ページから各課の決算状況を記載しておりますが、これは、各課長から後ほど御説明いたしますので、24ページをお開きいただきたいと思います。平成18年度監査結果報告書指摘事項等についてであります。

(1)の収入事務に関しまして、産業技術専門校の生産物売り払い収入に係る事務手続が適正に行われていなかったこと、(3)の契約事務に関して、同じく産業技術専門校の清掃業務委託契約等について、必要な検査調書が作成されていなかったという指摘を受けています。

これらの指摘に対しましては、職員への指導を徹底するとともに、事務処理を工夫するなど改善を図ったところでございます。

次に、資料の最後になりますが、25ページをごらんいただきたいと思います。平成18年度における不適正な事務処理についてであります。

当部におきましては、1の預け、2の書きかえ、4の預けの配分につきましては、該当はございません。

3の不適正な現金等の状況につきましては、産業技術専門校高鍋校内におきまして、自動販売機の売上げの1割を還元金として受け取り、訓練生が清掃を行う際のジュース代等に使用したものであります。19年8月31日現在の残高は

3万9,062円となっております、11月5日に県に納入をいたしております。

なお、お手元の平成18年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書において、3件の意見がございましたが、これにつきましては、後ほど各事業の詳細とあわせて関係課長が御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。どうぞ、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○内 栞保商工政策課長 平成18年度の決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の3ページをごらんください。表の一番上でございますけど、商工政策課は、予算額4億1,873万2,000円、支出済額4億1,694万8,215円、不用額178万3,785円、執行率は99.6%でございます。4ページから7ページに商工政策課の明細が記載してございます。

なお、目の執行残が100万以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。

次に、お手元の「主要施策の成果に関する報告書」の「商工政策課」のインデックスのところ、219ページをお開きください。

主要施策の成果に関する報告書の説明に入ります前に、記載内容と各課の説明方法について御説明をいたします。具体的には219ページをごらんいただきながら説明いたします。

まず、2、「工業・商業・サービス業などが生き生きと営まれる社会」から2行下の(1)経営革新の支援までは施策体系でありますけれども、これは、先ほど部長が説明しましたとおり、前計画の元気みやざき創造計画の施策体系により記載をしております。

次に、施策の目標以下の項目でございますけれども、原則として、政策評価における施策評

価シートから引用したものでございます。なお、施策評価シートにつきましては、お配りしておりませんが、県庁のホームページで確認できますほか、議会の図書室にも備えてございます。また、施策の目標、その下の施策の推進状況につきましては、他の部局や他の課の施策が含まれているものが多いために、この場合は商工政策課でございますが、必ずしも、説明をする課の事業だけの評価とはなっておりません。

それから、次の施策推進のための主な事業及び実績以下の項目でございますけれども、施策評価シートの該当する項目のうち、説明する課、ここでいいますと商工政策課に関する内容を記載しておりまして、各課のこれからの説明におきまして、この部分を中心に説明をさせていただきたいと考えております。

記載内容等につきましては以上でありますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、商工政策課の主要施策の成果について御説明いたします。

中ほどの施策推進のための主な事業及び実績をごらんください。「県民参加型経済活性化推進事業」でございます。県内企業を取り巻く環境を的確に把握し、活力ある商工業者の育成を図るために、宮崎、日南、都城、延岡の県内4地区におきまして、商工団体や民間企業と意見交換を行う景気・雇用懇談会を開催し、今後の施策を展開する上での情報収集等を図ったところでございます。今後とも、県内の景気や企業の実況を把握し、施策が有効に推進されるよう努めていくこととしております。

主要施策の成果は以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

以上でございます。

○矢野新産業支援課長 新産業支援課の平成18年度決算について説明させていただきます。

決算特別委員会資料の3ページをお願いいたします。新産業支援課は上から2番目の欄でございます。一般会計予算額は40億1,237万2,000円、支出済額は39億9,651万6,166円、不用額は1,585万5,834円、執行率は99.6%であります。

目の不用額が100万円以上のものについてありますが、8ページをお願いいたします。中ほどの区切り目の右側でございますが、(目)工鉱業振興費で1,483万6,599円の不用額がありました。不用額の主な理由は、企業立地促進補助金、環境リサイクル技術開発支援事業に執行残が生じたものでございます。

なお、目の執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果に関する報告書のほうをお願いいたします。「新産業支援課」のインデックスのある220ページをお開きください。「力強い産業が営まれる社会」、1の1)(1)の産学公民連携による新技術の創出と技術移転の促進についてであります。主な事業名のところをごらんください。

一番最初の「みやざき産業クラスター形成推進」であります。新事業の創出を促進するために、みやざき産業クラスター推進協議会が行いますバイオとIT関係のシンポジウムや共同研究グループに対する研究開発助成を行いました。

次に、「産学公連携新技術実用化共同研究推進」であります。これは、産学公が連携した共同研究を推進し、大学等のすぐれた研究成果の事業化を図りますために、新産業創出研究会、これは6つの研究会で構成されておりますけれども、この研究会を運営するとともに、その活動を通

じまして提案される新技術、新製品開発等の可能性の調査、研究開発、各4件ずつを支援したところでございます。

次に、右のページ、221ページにお移りいただきまして、新規事業の「バイオメディカル新技術産業化展開推進」でございます。地域結集型共同研究事業の成果として創出されました新技術の企業への技術移転を推進するために、県内企業への新技術説明会や、県外への技術展示会への出展、特許出願の支援をしたところでございます。

次に、222ページをごらんください。(2)のベンチャー企業の創出でございます。改善事業の「新事業創出環境整備補助」であります。財団法人宮崎県産業支援財団を通じまして、中小企業等の新商品の開発、販路拡大を積極的に推進し、産業連携によるビジネスチャンスの創出を図ったところでございます。

続きまして、右のページ、223ページをごらんください。(2)の国際化・情報化に対応した人材の確保・育成であります。一番最初の「高度IT人材養成確保」であります。IT人材の育成・確保を図るために、県内IT企業等の在職者等を対象とした高度なIT研修事業を実施したところであります。スキルアップコース、資格取得対応コース、実践コースの3コースを設けまして、427人の受講がありました。これで企業からのアンケート調査等をしたところ、好評を得たところであります。

次に、ページをめくっていただきまして224ページをお願いいたします。中ほどから下段のほうの(1)経営革新の支援でございますが、「東京フロンティアオフィス支援」であります。この事業は、東京にあります宮崎県東京ビルの一部を、首都圏の営業拠点のオフィスとして低

料金で県内企業に貸与したものであります。年度末現在で9つの企業が営業活動に活用しております。販路開拓に着実に実績を上げるところもあります。

次に、右のページ、225ページをお開きください。(4)の新たな技術開発・技術移転による製造業の振興であります。上から2段目、「工業技術研究開発」であります。これは、工業技術センターにおきまして、機能性材料の開発と応用に関する研究や、機械及びエネルギーシステムに関する研究など、8つのテーマの研究を行いましたほか、企業等からの依頼試験、技術相談等を実施したところでございます。

次に、1つ飛びまして、「食品開発センター研究開発」であります。食品開発センターにおきましては、農林畜水産物の機能性に関する研究や、焼酎の品質向上に関する研究など6つのテーマの研究を行いましたほか、企業からの依頼試験、技術相談等を実施したところでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして右側の227ページをお開きください。(1)国際間・地域間競争に打ち勝つ企業誘致であります。3番目の「企業誘致活動」をお願いいたします。東京、大阪、名古屋、福岡に幅広い人脈を持った方々を企業誘致アドバイザーとして委嘱をいたしました。企業に関する情報収集活動を行ったところでございます。また、誘致しました企業の172の企業を訪問しまして、今後の投資促進、企業ニーズの把握等のフォローアップ事業を行ったところでございます。

次の「企業立地促進補助」でございますが、操業を開始しました誘致企業23社に対しまして、設備投資額や新規雇用者数等に応じまして、補助金を交付したものでございます。平成18年度は、さまざまな誘致活動を展開しました結果、16

件の企業が立地しまして、最終雇用が1,028人予定されているところでございます。今後とも、積極的な誘致活動、フォローアップ事業に取り組みまして、雇用の場の創出・確保に努めてまいりたいと考えております。

平成18年度の主要施策の成果の説明は以上でございませぬ。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございませぬ。

説明は以上でございませぬ。

○工藤地域産業振興課長 地域産業振興課の平成18年度決算について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の3ページをお開きください。地域産業振興課は上から3番目の欄であります。一般会計予算は7億8,088万1,000円、支出済額は7億7,803万2,800円、不用額は284万8,200円、執行率は99.6%であります。

なお、地域産業振興課関係分はこの資料の11ページから13ページまででございませぬが、目の執行残が100万円以上のもの及び目の執行率が90%未満のものはございませぬ。

次に、お手元の平成18年度主要施策の成果に関する報告書の「地域産業振興課」のインデックスのところ、229ページをお開きください。「力強い産業が営まれる社会」の2の1)の(3)経営支援機能の充実についてであります。主な事業につきましては、施策推進のための主な事業及び実績の欄で御説明いたします。

「下請企業振興」です。この事業は、財団法人宮崎県産業支援財団が行う製造業者に対する取引あっせんや受発注面談会の開催、見本市への出展支援、また誘致企業等の取引促進に対する助成であります。これによりまして、441件の取引のあっせんを行いまして、そのうち50件が

取引成立に至ったところであります。

続きまして、230ページをごらんください。

(5) 県産品の振興についてであります。2段目の欄、「販路拡大支援プロジェクト」についてです。この事業は、社団法人宮崎県物産振興センターに委託いたしまして、全国からバイヤーを招いての商談会、高島屋などでの物産展の開催、新宿みやざき館などのアンテナショップを活用した県産品の紹介等を実施したところであります。

次に、その下の欄「県産品プロモーション強化」であります。この事業は、同じく、物産振興センターが行う委嘱プロデューサーによる商品開発・改良の指導や、県外の百貨店などの地下の催事場への参入に対する助成を行ったところであります。これらの事業を通じまして、企業の商品の開発・製造からPR、販売まで幅広く支援を行ったところであります。

続きまして、232ページ、3)の(1)意欲ある個別商店の支援についてであります。まず、「魅力ある地域商業活性化推進」であります。この事業は、商業者の人材の育成を図るため、商業支援センターにおいて新規創業のための商業ビジネスカレッジなどの事業に対して助成を行ったところであります。

次に、下の欄、「元気な商店再生支援」であります。この事業は、大変厳しい経営環境下で経営改善に取り組む意欲的な店主の育成・支援を行うため、商工会議所などが行う意識啓発研修会、小集団研修会の開催と、専門家による個別店舗の指導事業へ助成を行ったところであります。

続きまして、右側の233ページ、(2)便利でにぎわいのある商店街づくりについてであります。「地域商業づくり総合支援」です。この事業

は、商店街が市町村と一体となって行うソフト事業及びハード事業に対して助成するもので、18年度は7件の事業に対して助成を行ったところであります。

続きまして、次の234ページをお開きください。このページの「交流・連携が活発に行われ、豊かさを享受できる社会」の1の1)の(1)経済交流推進についてと、236ページの(2)国際競争力を備えた地域産業づくりの関係事業は相互に関連しておりますので、続けて御説明させていただきます。

まず、234ページの「海外交流駐在員の設置」です。この事業は、海外交流駐在員を韓国のソウル、台湾の台北、中国の上海に設置して、貿易、投資などに関する情報収集・提供などを通じた本県企業への海外活動の支援や、観光・コンベンションの誘致促進などに努めたところであります。

続きまして、236ページをお開きください。「海外経済交流活性化」です。この事業は、県内企業と海外企業との取引・交流や県産品の販売などを促進するため、東アジアにおける大きな経済市場であります中国、香港へ貿易商談ミッションを派遣するとともに、台湾と香港で物産フェアを実施したところがございます。

地域産業振興課の平成18年度主要施策の成果の説明は以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

○古賀経営金融課長 経営金融課の平成18年度決算について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会資料の3ページをお開きください。経営金融課は一般会計の4番目、及び特別会計の1番目の欄にあります。まず、

一般会計の予算額は、361億2,136万7,000円、支出済額は361億1,472万1,299円、不用額は664万5,701円、執行率は99.9%となっております。また、特別会計の予算額は、10億373万円、支出済額は10億303万9,966円、不用額は69万34円、執行率は99.9%となっております。

経営金融課関係は14ページからですので、14ページをお開きいただきたいと思います。初めに、一般会計について御説明申し上げます。

中ほどの(目)商業振興費で執行残が619万1,903円となっております。これは、中小企業金融円滑化補助金の補助対象としていた事業費が減額となったことに伴う執行残でございます。

次に、15ページをお開きください。中ほどの(目)工鉦業振興費で執行率が87.4%となっております。これは、中小企業経営革新指導の事務費の執行残でございます。

次に、その下の16ページの小規模企業者等設備導入資金特別会計について御説明します。特別会計におきましては、執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。

歳出決算の説明は以上でございます。

次に、特別会計の歳入決算について御説明します。お手元の横長の資料、平成18年度宮崎県歳入歳出決算書の中ほど、特別会計の1ページをお開きいただきたいと思います。小規模企業者等設備導入資金特別会計の歳入合計額、中ほどにございますけれども、調定額30億949万7,954円、収入済額27億1,833万1,217円、収入未済額2億9,116万6,737円となっております。特別会計の歳入決算については以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明申し上げます。

主要施策の成果に関する報告書、「経営金融課」

のインデックスのところ、238ページをお開きください。「力強い産業が営まれる社会」の1の2)の(1)地域産業の発展を担うリーダーの育成でございますが、施策推進のための主な事業及び実績を表をもとに御説明します。

「SS元気な若手経営リーダー育成」についてでございます。宮崎県SSグループ連絡会議が実施する事業に補助を行うことによって、業種や地域を超えた商工業者の交流や経営資質の向上を図ることができたと考えております。

続きまして、239ページをごらんください。2の1)の(1)経営革新の支援でございます。

「中小企業経営革新指導」についてでございます。新商品、新技術の開発や新たな生産方式、販売方式の導入など、経営革新に取り組む中小企業者に対し、中小企業新事業活動促進法に基づき、27件の経営革新計画を承認いたしました。これにより、平成18年度末までの経営革新計画承認件数は、累計で173件となっております。

続きまして、240ページをごらんください。(2)の経営基盤の強化でございます。まず、「中小企業融資制度貸付金」につきましては、融資に必要な原資309億7,900万円を金融機関に預託しました。貸付実績といたしまして、新規融資が2,951件の304億5,900万8,000円で、金額で前年比40.4%の増となっております。

次に、「中小企業金融円滑化補助」でございます。中小企業融資制度利用者の信用保証料の負担軽減を図っておりますが、この軽減分として保証協会に1億2,187万円の補助を行いました。

次に、「信用保証協会損失補償金」でございます。中小企業融資制度の代位弁済に係る一定のリスクを補完する損失補償制度に基づき、信用保証協会に9,984万8,000円の損失補償を行ったところであります。

次に、「みやざき産業創造設備貸与貸付金」でございます。設備貸与事業の原資として、5億円を事業主体の財団法人宮崎県産業支援財団へ貸し付け、財団は10企業に対し設備を貸与いたしました。

次に、「高度化資金貸付金」でございます。日向市周辺の土地区画整理事業とあわせて商業集積事業を実施している商店街振興組合に対し、2億3,223万2,000円を貸付いたしました。

次に、「小規模企業者等設備導入資金貸付金」及び「小規模企業者等設備導入貸与資金貸付金」でございます。県から財団に対しそれぞれ2億円と3億円を貸し付け、財団は9件の資金貸付と8件の設備貸与を行いました。

続きまして、242ページをお開きください。中ほど、(3)経営支援機能の充実についてでございます。まず、「中小企業団体中央会補助」でございます。中小企業団体中央会に対しまして、指導員等の人件費や組合指導への補助を行いました。

次に、「小規模事業経営支援事業費補助」でございます。商工会、商工会議所、商工会連合会に対しまして、経営指導員等の人件費や経営改善普及事業等への補助を行いました。

主要施策の成果については以上でございます。

次に、監査における指摘事項についてであります。

平成18年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書において指摘事項がありました。お手元の審査意見書の37ページをごらんいただきたいと思います。2の会計別決算の状況の(1)小規模企業者等設備導入資金特別会計に関する審査意見であります。一番下、意見・留意事項等に2点ございまして、1点目は、貸付金の収入未済額については前年度に比

べ減少しているものの、なお多額となっているので、引き続き償還促進についての努力が望まれるという意見でございまして、その決算状況は、上のほうの歳入の表の中にあります収入未済額 2 億 9,116 万 6,737 円であります。収入未済案件は、昭和 30 年の貸付を初め、大半が貸付実施後 30 年余を経過しているため、主債務者、連帯保証人の高齢化が進み、年々回収は困難となっております。また、既に抵当権の実行や連帯保証人等に対する強制執行等による回収を行っておりますので、訪問や電話、文書督促等による回収に努めたところではありますが、下のほう、イに記載してありますとおり、平成 18 年度の収入未済額は前年度に比べ 558 万 5,000 円の減にとどまったところでもあります。これらは、国の制度でありますので、国との協議・協力を図りながら、引き続き回収に努めてまいりたいと考えております。

2 点目が、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差額が毎年度多額となっていることから、制度の見直しも含め、資金の効果的な活用について検討が望まれるという意見でございまして、同じく、上のほうの歳出表の下にあります歳入歳出差引額 17 億 1,529 万 1,251 円が繰越金であります。近年、資金需要の低迷により、新規貸付額が償還額を下回ったために、多額の繰り越しが発生し、平成 15 年度及び平成 16 年度に国及び県一般会計に合計 5 億 7,000 万円余を返還したところではありますが、いまだ 17 億円余が繰り越しとなっているものであります。今後、資金需要の見込みや国の動向等を見きわめながら、資金の効果的な活用について検討していきたいと考えております。

経営金融課の説明は以上でございます。

○橋口観光・リゾート課長 観光・リゾート課

の平成 18 年度歳出決算について御説明をいたします。

お手元の決算特別委員会資料の 3 ページをお開きいただきたいと思います。一般会計の上から 5 番目が観光・リゾート課でございまして、一般会計予算額 8 億 2,975 万 8,000 円、支出済額 8 億 2,826 万 9,300 円、不用額 148 万 8,700 円、執行率は 99.8% でございます。また、その下、特別会計は、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計と県営国民宿舎特別会計の合計でございましてけれども、予算額 3 億 3,164 万 2,000 円、支出済額 3 億 3,076 万 9,105 円、不用額 87 万 2,895 円、執行率 99.7% となっております。

それでは、17 ページをお開きいただきたいと思います。初めに、一般会計について御説明をいたします。上から 3 行目の（目）観光費でございまして、目の執行残、不用額 148 万 8,700 円でございますが、主な内容は、旅費、需用費などの事務費の節約等によるものでございます。

また、次の 18 ページから 19 ページにかけて、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計、県営国民宿舎特別会計の決算を掲げておりますが、目の執行残が 100 万円以上のもの及び執行率が 90% 未満のものはございません。

歳出決算の説明については以上でございます。

次に、特別会計の歳入について御説明をいたします。お手元の横長の平成 18 年度宮崎県歳入歳出決算書の中ほど以降、特別会計の 6 ページをお開きいただきたいと思います。えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございまして、中ほどの歳入合計の欄をごらんいただきますと、予算現額 427 万円、調定額 427 万 422 円、収入済額 427 万 422 円で、収入未済額はございません。

次に、8 ページをお開きください。県営国民

宿舎特別会計でございます。中ほどの歳入合計の欄をごらんいただきますと、予算現額 3 億 2,737 万 2,000 円、調定額 3 億 2,678 万 4,323 円、収入済額 3 億 2,678 万 4,323 円、収入未済額はございません。

特別会計の歳入につきましては、以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明をいたします。

お手元の平成 18 年度主要施策の成果に関する報告書の「観光・リゾート課」のインデックスのところ、244 ページでございます。「力強い産業が営まれる社会」の 3 の 1) の (1) 地域資源の再発掘による体験交流型観光などの推進についてでございます。主な事業につきまして、表の施策推進のための主な事業及び実績欄で御説明をいたします。「新『ふるさとツーリズムの国みやざき』づくり」では、ふるさとツーリズムを推進するために、地域の事業主体育成及び旅行商品化への取り組みを行ったところがございます。ここにありますように、モニターツアー実施に対する経費補助 5 件等となっております。

次に、245 ページでございます。(2) テーマや物語性のあるルート、エリア整備についてでございますが、表の一番上にあります新規事業の「元気、感動みやざき観光地づくり事業」におきましては、地域資源を活用した魅力ある観光地づくりを目的とした市町村の取り組みに補助を行ったところがございます。

次に、246 ページの中ほど、(3) コンベンション・リゾートのさらなる推進でございますが、「コンベンション開催支援事業」につきましては、会議主催者に対しまして、会場使用料など会議開催経費の一部を補助いたしまして、本県へのコンベンション誘致を推進したところござ

います。補助件数 33 件となっております。

次に、おめくりいただきまして 247 ページから 248 ページにかけて、2) 「スポーツランドみやざき」の全県的な展開の (1) 全県的なスポーツキャンプ・合宿受入体制の整備についてでございます。表の一番上のところ、「スポーツキャンプ受入環境基盤強化事業」といたしまして、右のほうに掲げておりますけれども、スポーツランドみやざき推進協議会内に競技別の部会、地域別部会、こういったものを設置いたしまして、関係者間のネットワークを強化いたしまして、受入体制の強化を図ったところがございます。

次に、おめくりいただきまして 249 ページでございます。一番上のところに、(2) 大型スポーツイベントの誘致、開催でございます。表の 1 つ目でございますけれども、「スポーツイベント等開催支援補助」につきましては、県外からの多数の参加が見込まれる大会の開催に対しまして支援を行ったところございまして、実績といたしましては 48 大会というふうになっております。

次に、250 ページでございますけれども、(3) マリンスポーツ推進の環境づくりについてでございます。表にありますように、「マリンスポーツパラダイスみやざき推進事業」といたしまして、サーフィンを核とした旅行商品の可能性を探るために、モニターツアーの実施などを行ったところがございます。

次に、下のほう、3) の (1) 広域連携、マスコミ活用などによる効果的な PR でございますが、これにつきましては、251 ページ、「『国際リゾートみやざき』誘客活性化事業」でございますが、テレビ、新聞、雑誌、こういったマスメディアを活用しての PR 展開、地域や対象を

絞り込んだ重点的なキャンペーンなど、情報発信、旅行会社への誘致宣伝などを積極的に展開したところがございます。

主要施策の成果に関する報告書につきましては、以上でございます。

次に、監査における意見・留意事項等についてでございます。

お手元の宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書の42ページをお開きいただきたいと思います。(6)のえびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計の項目になっておりますが、一番下のところに、スケート場の利用者数は増加しているが、今後とも、指定管理者と連携を密にし、観光、スポーツ両面に配慮した運営が望まれるとの意見をいただいているところがございます。県としても引き続き、指定管理者との連携を密にしながら、施設の適正な管理運営に努めてまいりたいというふうに考えているところがございます。

次に、44ページをお開きいただきたいと思います。ここには(8)県営国民宿舎特別会計についての意見がございます。一番下のところでございますけれども、宿泊利用者が減少し、経営収支も損失を計上している、こうしたことから、利用者ニーズに対応したサービスについて、指定管理者と十分連携をとりながら、効率的かつ安定的な施設の管理運営を図ることが望まれるとの御意見をいただいておりますが、今後とも、引き続き指定管理者と十分連携しながら、より一層の利用者確保に努め、効率的かつ安定的な施設の管理運営を図っていききたいというふうに考えております。

観光・リゾート課からの説明は以上でございます。

○西労働政策課長 労働政策課の平成18年度決

算について御説明いたします。

決算特別委員会資料の3ページをお開きください。労働政策課は上から6段目の欄であります。一般会計予算額は10億8,289万3,000円であります。これに対しまして、支出済額は10億6,819万4,369円、不用額は1,469万8,631円で、執行率は98.6%となっております。

目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

20ページをお開きください。上から3段目の(目)労政総務費であります。予算額2億7,717万9,000円に対し、支出済額は2億7,305万7,826円、不用額は412万1,174円となっております。その主な理由であります。下から3段目の(節)委託料の不用額が284万3,688円、これにつきましては、障がい者在宅就業サポートセンター支援事業等におきまして執行残が生じたものであります。

次に、21ページをお開きください。1段目の(目)労働教育費であります。予算額708万9,000円に対し、支出済額が634万5,123円、不用額が74万3,877円、執行率は89.5%となっております。その主な理由であります。上から4段目の(節)報償費の不用額58万5,000円につきましては、労務管理の改善のために、中小企業に労働施策アドバイザーを派遣しておりますが、この労働指導事業におきまして執行残が生じたものであります。

次に、23ページをお開きください。1段目の(目)職業訓練校費であります。予算額が3億4,758万3,000円に対しまして、支出済額は3億3,926万3,139円、不用額は831万9,861円となっております。その主な理由であります。まず、上から5段目の(節)報償費の不用額302万5,158円、これにつきましては、訓練生に支給します

訓練手当が見込みを下回ったこと等によりまして生じた執行残であります。次に、その下、委託料の不用額171万1,190円につきましては、離転職者等に対する委託訓練事業費が見込みを下回ったことにより生じた執行残であります。

以上が労働政策課の平成18年度決算であります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の「労働政策課」のインデックスのところ、253ページをお開きください。まず、4の1) (1)の職業紹介など就職支援機能の充実についてであります。主な事業につきまして、施策推進のための主な事業及び実績欄で説明いたします。2 枠目の「ふるさと就職説明会開催」、その下の「県内就職説明会開催」でありますけれども、求職者と企業の出会いの場といたしまして、東京、大阪、福岡の県外3会場、それから県内6地区で、合わせて9回の就職説明会を開催し、求人・求職のマッチングを図ったところでもあります。

次に、256ページをお開きください。(4)若年者の就職支援・職場定着の推進についてであります。右手になりますが、主な事業のうち、上から3 枠目の「就職相談支援センター設置」についてであります。通称「ヤングJOBサポートみやざき」と称しておりますが、平成17年度から宮崎市に開設しております、個別カウンセリングやセミナーの開催、就職情報の提供等を行いますことにより、若年者の就労支援を行っております。18年度は延べ1,351名の相談者があり、162人の就職が決定したところでもあります。

次に、その下、新規事業「仕事情報発信サイト『Work Netみやざき』設置」につい

てであります。県内企業の就職関連情報を発信しますウェブサイト「Work Netみやざき」を設置して運営を行っております。平成18年度は22企業が登録し、若年者への情報提供等による就労支援を行ったところでもあります。

次に、258ページをお開きください。(5)障がい者の雇用・就業支援についてであります。右の259ページになりますけど、主な事業のうち、1 段目の「障がい者雇用コーディネーター設置」につきましては、県内各地に8人のコーディネーターを配置しまして、障がい者雇用の普及啓発、求人開拓などの就労支援を行いました。18年度は1,334企業を訪問し、222人の就職が決定したところでもあります。

次に、1つ飛ばしまして、新規事業「障がい者在宅就業サポートセンター支援」ですが、通勤が困難な重度身体障がい者等が在宅での就業を促進するために、サポートセンターを設置しまして、ホームページの作成技術の研修、それから仕事を発注する事業者等とのコーディネートを行いました。18年度は52件の仕事を受注し、障がい者の在宅就労の促進を図ったところでもあります。

260ページをお開きください。2) (1)の労働福祉の充実についてであります。主な事業の「中小企業勤労者ハッピーライフ資金貸付金」につきましては、労働金庫に貸付金の預託を行いますことにより、中小企業の労働者を対象に、18年度は教育資金で22件、一般生活資金で25件の貸付を行ったところでもあります。

次に、262ページをお開きください。3) (1)の職業能力の開発の強化についてであります。主な事業の「県立産業技術専門校」につきましては、平成18年度は第3回の修了生を送り出したところでもあります。西都校におきましては、17

年度に引き続きまして、就職希望者全員が就職をいたしております。また、委託訓練につきましては、離転職者、障がい者等を対象にしまして、訓練を実施したところであります。

次に、263ページの下のほう、(2) 技能者の確保・育成についてであります。264ページをお開きください。「技能向上対策」につきましては、小中学生を対象としました技能体験学習や親子体験学習、それから高校生を対象とした「ものづくりインターンシップ」を行っております、次代を担う小中高生にもものづくりの体験を通じまして、技能のすばらしさとととさを認識させることに努めてまいりました。また、一般県民を対象としましたものづくりフェスティバル、「技能まつり」と称しておりますが、これを開催しまして、多くの方に技能のすばらしさを見てもらい、触れてもらい、みずから作品をつくることで技能を体験してもらったところであります。

以上で主要施策の成果についての説明を終わります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。以上であります。

○横田主査 執行部の説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

○坂元委員 187ページの貿易振興費の負担金・補助金及び交付金をちょっと説明してもらえますか。

○工藤地域産業振興課長 こちらの内訳のほうは、海外の交流活性化に745万1,000円、海外の交流駐在員設置に4,015万6,000円、海外商務担当者招聘事業に42万円、貿易実態調査に34万7,000円でございます。これは全部、県の貿易

振興協会への委託でございます。

○坂元委員 次に、物産あつ旋所費の報酬とは何ですか。

○工藤地域産業振興課長 *こちらは、委託のアドバイザーとかプロデューサーを県外から呼んでいますので、そちらに対する謝礼でございます。

○坂元委員 もうちょっと詳しく教えて。アドバイザー。

○工藤地域産業振興課長 *主要施策の成果で申しますと、230ページの「県産品プロモーション強化」という欄がございますが、主な実績欄の中に、物産振興センターが行う委嘱プロデューサーによる商品開発指導というのがございまして、県外の専門家を呼びまして、商品のデザインとか、味とか、形とかを指導してもらっています。その人たちに対する謝礼でございます。

○坂元委員 プロモーションできる人はどういう指導ですか。

○工藤地域産業振興課長 済みません。私、間違った説明をしておりました。ちょっと調べます。

○横田主査 暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時44分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

○坂元委員 195ページの観光費の繰出金、繰り出し先はわかりますか。

○橋口観光・リゾート課長 これは、先ほど説明いたしました国民宿舎特別会計、スポーツレクリエーション施設特別会計、両者に対する繰出金でございます。

○坂元委員 53ページの職業訓練校における生

※19ページに訂正発言あり

産物売り払い収入、金額は小さいんだけどちょっと教えてください。

○西労働政策課長 秋に職業訓練校祭りをやっております、訓練生たちがつくりました製品を一般の御来客の方に売っている、その収入でございます。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○濱砂委員 ちょっと確認させてください。商工費が421億1,887万9,000円ですよ。その数字とここの数字は、ちょっと資料の見方がわからないのですが、それはどこを合わせれば合うんですか。

○横田主査 暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時52分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

地域産業振興課長、先ほどの間違っていたところと訂正の説明をお願いいたします。

○工藤地域産業振興課長 坂元委員から物産あつ旋所費の報酬154万7,000円はどういうものかというお尋ねの件なんです、センターが使った報償費ということでお答えしましたが、それは間違いで、実際は、地域産業振興課では使っておりません。総合政策本部のほうで使った報償費ということがわかりましたので、訂正いたします。

○横田主査 暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時53分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

午前中の質疑はこれで終わらせていただきまして、午後1時から再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時5分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

先ほどの資料ですけど、お手元に配付をさせていただきました。御確認をお願いいたします。

○内栢保商工政策課長 お配りしています1枚紙の資料をごらんいただきたいと思います。「18年度商工費及び労働費決算額内訳」と載っています。表の上のほう、商工費という欄がございまして、そこに予算額421億円余という数字が載ってございます。この数字と歳入歳出決算書の資料の5ページの商工費という欄の数字が一致をいたしております。それから、1枚紙の資料の下のほうの労働費という欄の予算額12億余という数字と歳入歳出決算書の4ページの一番下、労働費というところの数字、それぞれの数字が一致しております。1枚紙にお戻りいただきまして、それぞれの費目の中に商工観光労働部以外の部が、商工費で申しますと総合政策本部の分、総務部の分が入ってございます。労働費の中では労働委員会費というのが入っております、それを除きまして合計をいたしますと、この1枚紙の一番下、一般会計商工観光労働部計という欄がございまして、この計の欄と、お配りしておりますうちの部でつくりました決算特別委員会資料の3ページの一般会計の計というところの数字が一致するというので、この数字が御審査いただく決算額というふうになるところでございます。以上でございます。

○横田主査 濱砂委員、よろしいですか。

○濱砂委員 はい。

○横田主査 それでは、質疑をお受けいたします。

○外山良治委員 18年度の成果に関する報告書

というものがありますよね。これはあくまでも安藤前知事さんの長期計画でのやつですね。19年度からはこれ、変わりますよね。そこら辺の整合性というのはどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

○内柙保商工政策課長 今回は18年度の決算でございますので、当然、前の長期計画の関係で説明を申し上げます。来年度に今年度の決算をいたしますが、そのときは今の計画に従って御説明することになると思います。

○外山良治委員 そこを冒頭に説明していただきなかったなど。というのは、長期計画でこれはつくられたものであると。今からこれががらっと変わると思いますから、マニフェストによって今度は主要施策というのができてくると。これはあくまでも安藤前知事の長期計画によって、これが最終年度ですね。そういった位置づけ、考え方でいいわけですね。

○内柙保商工政策課長 結構でございます。

○外山良治委員 わかりました。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○濱砂委員 ちょっと教えてください。227ページ、新産業支援課、「宮崎フリーウェイ工業団地企業誘致促進」14億799万6,000円の土地開発公社に対する事業資金の貸付及び管理費、これは毎年切りかえていっているんですか。

○森企業立地対策監 この14億799万5,000円でございますけれども、これは県土地開発公社に対する貸付でございますけど、短期資金ということで毎年度切りかえといいますか、短期で貸付をしております。

○濱砂委員 施策の進捗状況、今、フリーウェイ工業団地の状況というのはどういう状況なんですか。毎年の貸付で切りかえていっているということなんですか。

○森企業立地対策監 これは、当初に土地を造成したときの資金でございまして、金融機関等で借り入れますと金利等の負担が生じますので、県のほうから貸付をするということによって、土地の値段を下げるとか、そういった意味で土地のこういう貸付がっております。現在のフリーウェイ工業団地の状況でございますけれども、1社、食品加工関係の企業が立地をしているところでございます。

○濱砂委員 何年目なんですかね。

○森企業立地対策監 平成11年の4月から分譲を開始しておりますので、8年目ということでございます。

○濱砂委員 施策の推進状況ということで、A、順調と載っているもんですからね。8年か9年で今何年たったのかちょっとあれなんですけど、毎年毎年切りかえをしていって、本来なら、いわゆる時価ですから、開発公社が分譲して売っていくわけでしょう。1カ所しか売れていない。でも順調。これはどうかなと思って。

○森企業立地対策監 このフリーウェイ工業団地だけではなくて、誘致企業全体で評価をいたしております。228ページでございますけれども、施策の成果指標がございまして。平成18年度の目標値が20件でございまして、実績値が16件ということで、20件の目標に対しまして約80%の達成率と。それから、雇用の予定者数が目標が750でございましたけれども、実績値が1,028名ということで、この2つの数値を総合的に判断をいたしまして、Aというふうな評価にしておるところでございます。

○濱砂委員 こだわるわけじゃないんですけど、14億円ですよ。全体が27億円ですから、半分以上をこれが占めている。全体で評価したときはA、順調だと。これは切り離ししないと、

これはどう見ても順調じゃない。全体から見た場合には、決算の金額の半分以上がこのお金に充てられておるにもかかわらず、これは1件しかないんだけど、トータル的には順調だと。そうかなと。これを切り離せば順調じゃないんじゃないですかという話ですよ。

○森企業立地対策監 フリーウェイ工業団地だけに限って見れば、確かにおっしゃるとおりでございますけれども、私ども、県下全域に企業を立地させると、そのための目標ということで20件という目標を立てまして、それに対して16件、それから雇用につきましても、750に対しまして1,000ということでございますので、そういうふうに総合的に評価をしたところでございます。

○濱砂委員 総合的なんですが、決算額の半分以上がこの金額ですよと、だから切り離せばほかのはもっと評価が上がるわけでしょうし、これはずっと下がるでしょうし、個別に見るべきじゃないのかなと思ったものですから、どうですか。

○矢野新産業支援課長 施策の成果指標と数値目標についての説明はありましたが、確かに、フリーウェイ工業団地の団地造成にかかわるものでして、これと別な問題と考えるべきかなども……。この「順調」は誘致活動に関する「順調」であって、お話のとおり、この団地についてはもう少し反省すべき点も含めて、次の施策の中に盛り込んでいきたいと思えます。

○濱砂委員 232ページ、「魅力ある地域商業活性化推進」、県単事業の3,400万、内容はどのようなものなんですか。

○工藤地域産業振興課長 「魅力ある地域商業活性化推進」ですけど、これは18年度で終わった事業なんですけど、地域商業支援センターという事務所を構えまして、これはアゲインビルに

あったんですけど、そこに商業者の方たちが来て、いろんな自分の店の相談をするというのと、商業ビジネスカレッジというのは、創業しようとかもうちょっと頑張ろうとかいう人がこのカレッジに集まりまして、年12回の講習を受けて、創業しようという人で自信ができた人は創業していただくというような事業でございます。

○濱砂委員 内容を聞いたかったのは、受講者30人ですから、それに3,400万。だから、補助金が何かで出しているのか、いわゆる研修費なのか、それを聞いたかったんです。

○工藤地域産業振興課長 ビジネスカレッジのほうは余り費用はかけていないわけなんですけど、支援センターの事務所の賃借料とか、そちらのほうの設備のレンタル料とか人件費が入っております。

○濱砂委員 受講者が30人で、補助金以外に人件費とか施設料がこれだけかかったということなんですか。

○工藤地域産業振興課長 そうでございます。

○濱砂委員 ちょっとかかり過ぎだと思われないですか。

○工藤地域産業振興課長 これは、この30名だけじゃなくて、ほかの商業者の人も相談に来るという事業でございます、別に30の方に限った事業ではございません。

○濱砂委員 だれでも、そこに相談センターみたいな、そういうやつなんですか。

○工藤地域産業振興課長 そのとおりでございます。

○濱砂委員 それから、234ページ、「海外交流駐在員設置」、3カ所で4,000万なんですけど、これは前回も話を聞いたんですけど、どのくらいの人件費になるんですか。

○工藤地域産業振興課長 人数がいろいろばら

ついているんですけど、合計でよろしいんでしょうか、事務所ごとに。

○濱砂委員 韓国、台湾、中国、それぞれ3人、1人、2人ですから。

○工藤地域産業振興課長 台湾が1名でございまして、日本円に直しまして年間150万円、上海のほうが年間199万6,000円、ソウルのほうが*1,253万5,000円でございます。4,000万円の内訳は全部人件費とは違います。

○濱砂委員 内訳を聞いているんですよ。

○工藤地域産業振興課長 途中でウオン高がありましたので、人件費のお答えがちょっと間違っておりました。済みません。少し時間をいただきたいと思います。

○濱砂委員 また後に戻りますので、先に240ページの経営金融課ですが、「信用保証協会損失補償金」9,900万、約1億円、補償実績が83件、67企業なんですけど、これはもちろん倒産して払えないということでしょう。

○古賀経営金融課長 信用保証協会が保証をいたしておりまして、そして代位弁済が発生した。代位弁済が発生しますと、信用保証協会は再保険を行っています。保険にかからない部分が大体20%から30%ございます。資金の中で2分の1ないしは全額を県のほうが損失補償していると。それに該当したのが、ここに書いておりますとおり、67企業83件出てきたということです。

○濱砂委員 聞きたいのはその業種ですよ。払えなくなった会社の業種、特に建設業とか建築業あたりが多いんじゃないかなと思ったもんですから。

○古賀経営金融課長 ちょっとお待ちください。

○横田主査 暫時休憩いたします。

午後1時25分休憩

午後1時26分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

○古賀経営金融課長 業種的にはちょっとわからないんですけども、資金的に申し上げますと、運転資金でございます経営安定貸付が多うございます。業種で一番制度資金の利用が多いのは建設業でございまして、全体の約30%ぐらいを占めております。

○横田主査 そのほか、質疑がありましたらお願いします。

○武井委員 観光・リゾート課、お願いいたします。まず、負担金と繰出金というのが非常に多額に億単位であるんですが、これの主なものそれぞれ、負担金で一番大きいものはどういうものかとか、繰出金で大きいものはどういうものか教えてください。

○橋口観光・リゾート課長 負担金で一番大きいのは九州観光推進機構に対する負担金でございまして、3,142万6,000円となっております。繰出金につきましては、国民宿舎特別会計への繰出金、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計に対する繰出金でございます。

○武井委員 観光コンベンション協会に対する補助金というのは、この負担金・補助金の中に入っていると思うんですが、幾らぐらい入っているんでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 ちょっとお待ちいただきたいと思います。

○横田主査 それでは、地域産業振興課長、先ほどの答えは大丈夫でしょうか。最初から説明をお願いします。

○工藤地域産業振興課長 濱砂委員の質問、最初、私、間違った説明をしてしまいました。濱砂委員の事務所ごとの経費ということなんです

※26ページに訂正発言あり

が、まず、台湾が210万円、上海が860万円、ソウルが2,600万円、それから貿易振興協会のほうに220万円でございます。それと、ソウルのほうは観光コンベンション協会をお持ちになりますので、これの事務費が130万円ということでございます。

○横田主査 あっちに飛んだりこっちに飛んだりしていますので、ちょっとわかりづらいところがあるかもしれませんが、許してください。

○濱砂委員 韓国の場合、総費用が2,600万円です。人件費が1,253万5,000円ということですね。

○工藤地域産業振興課長 ソウルの分でしょうか。

○濱砂委員 はい。韓国。

○工藤地域産業振興課長 ソウルの人件費のほうは、もう一回計算させてください。

○横田主査 じゃ、ちょっといいですか。

○橋口観光・リゾート課長 先ほどの武井委員からの質問でありましたけれども、観光コンベンション協会に対する運営費の補助金といたしまして7,265万1,000円というのが補助金では大きいものでございます。

○武井委員 わかりました。

最初が一番大きいという九州観光推進機構についての補助金なんですけれども、人も出しているわけですね。県職員も1名出しているかと思うんですけれども、実質的に、今、会長がJR九州の社長がやっていて、非常に西九州なんかシフトする中で、これに対する補助金というものの実質的な効果みたいなものは、これだけ多額の金額を出している中でどの程度効果があっていると認識されていらっしゃるでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 九州観光推進機構、九州7県と民間を含めましてつくっているわけ

でございますけれども、これにつきましては、会長は先ほどおっしゃいましたJR九州の社長がされると。これについては総事業費が5億円ということで九州各県で合意して、民間とも合意して実施しているところでございます。そのうち、それぞれ積算基礎はあるわけですが、3,265万8,000円ということで宮崎県としては負担しているということでございます。これにつきましては、こういう九州全体で取り組むところに対する、職員も派遣して、宮崎県からもそういうところで支えていって、そこでいろんな人的なネットワークなりを活用しながら、本県の観光振興にも役立つものというふうな観点でやっているわけでございますけれども、その中では、具体的に申し上げますと、例えば複数県にわたるいろんな九州の食とか、地域の食とか自然とか、そういったものを組み合わせた広域観光のモデルルートをつくと。17年からスタートしているわけですが、これに60ルートがつくられております。また、18年度は51ルートというふうなことでできているわけですが、本県関係は、17年度が60ルートのうち本県を通るコースとして16ルート、また18年度は51ルート、本県関係で20ルートというふうなことで、そういった共同しながら、旅行会社、マスコミにも連携して発信していくというふうなところで効果としては大きいものがあると。九州全体のスケールメリットを生かしながら、本県単独では難しい取り組みというものをやっているところでございます。

○武井委員 ありがとうございます。今の九州観光推進機構はよくわかりました。

内容は一つ一つは決算の審査ですので結構ですけれども、今、日本観光協会とか、いわゆる業界団体への補助金とか負担金というのが非常

に多いのではないかと思うんですが、今、実際にそういったいわゆる業界団体等への負担金というものが何種類で総額幾らあるかというのを教えてください。

○橋口観光・リゾート課長 今申しましたほかに、日本観光協会というのがございますけれども、これに111万8,000円、これは南九州3県、つまり、熊本、鹿児島と共同で構成しております南九州広域観光ルート連絡協議会、これはまた3県で「ビッグトライアングル」という、ごらんになった方もあるかもしれませんが、そういうルートマップを独自につくって、やったりしておりますけれども、これに対して200万、それからJNTO・国際観光振興機構、これは74万円、国際観光テーマ地区の推進協議会、これに70万というのがそのほかでございます。全体で、今申し上げました九州観光推進機構を含めまして5件ということでございます。

○武井委員 わかりました。この辺は、いわゆる負担金ですので、ぜひ効果的に、本当にこれが必要なのか、また額も含めて、今後もお願いをしたいと思います。

それから、もう一つなんですが、施策の中でガイドブックの作成1万部というふうにあるんですが、これはどういった、何のガイドブックでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 地域にさまざまな体験・交流、ここではふるさとツーリズム、いわゆるグリーンツーリズム、フォレストツーリズム、いろいろありますけれども、そういったものを総称して「ふるさとツーリズム」と言っております、そういうふるさとツーリズムについての体験・交流のメニューというのを市町村ないし市町村の観光協会、そういったところからいろいろと情報をとりまして、それを取り

まとめたものが「ふるさとツーリズムの国みやざき」という冊子でございます。資料はお持ちしておりませんが、それを1万部作成いたしましたして、県外の事務所——県外事務所はいろんな県外でのマスコミ、エージェンツ対策をやっておりますけれども、こういったところ用に、県外事務所に送っておりますし、それから、観光関連のいろんな団体に送っております。さらに、旅行・交通業者、主要ホテル、主要駅等に配布をいたしているところでございます。

○武井委員 わかりました。

この施策を見ても、例えば、251ページでも国際リゾート誘客活性化でポスター、パンフレットをつくっていますし、フィルム・コミッションでもまたつくっています。「速報観光みやざき」なんて公称11万部ですけれども、あれは観光コンベンション協会で作っていて、また協会がいろんなパンフレットをつくったりしているんですが、こういったものはいろんなところでめいめいにつくっているんですけれども、中には非常に重複したようなものも、例えば、「ぽかぽか！宮崎キャンペーン」、と「速報観光みやざき」、説明を聞いたら趣旨が違うんだということはおっしゃるんですけれども、こういったものはもうちょっと協会なら協会、観光・リゾート課なら観光・リゾート課で、窓口なりを一本化して、全体的にもう少し種類を精査して全体の金額を下げるとか、そういうことというのはこれからできていかないかと思うんですけれども、その辺というのは、それぞれのところでまたつくっているという理由みたいなものというのは何かあるんですか。

○橋口観光・リゾート課長 例えば、今、ガイドブックにつきましては、ふるさとツーリズム

というのは、これから商品化していこうというメニューづくりをしていかないといけない段階でございまして、そういった意味で、ただ、それが完成するまではPRしないというわけにはいかないということで、そういったものができた段階、あるいは商品化に至らずともある程度まとまってきた段階で早目に全国に発信していくというのは必要であろうというふうな観点から、これについては、これからは長期滞在型の観光推進ということでさらに磨きをかけていくことになるわけですが、今の段階では、そういった素材を集めて、そういったものを今の段階でもできるだけ活用していただくということで、別途の扱いでやらせていただいております。

○武井委員 趣旨はわかります。わかるんですけども、ただ、このパンフレット類とかというのは、見てみますと、「速報観光みやぎ」は11万部と言っているんですけども、大体月が終わるころになるとどこにもかしこにもいっぱい積んであって、実際に手元に行って読まれているのはどれぐらいなのかというのは非常に疑問があるところなんですけども、実際にこういったものを、どれぐらいの部数が必要で、どういうニーズがあってということを精査して、できるだけ数を少なくしていくべきだと思うんですけども、その辺というのはきっちりと検討された上で作成されているのかと、どういう検討をした上でこの部数になったのかということを教えてください。

○橋口観光・リゾート課長 私どものほうとしては、先ほど申しましたように、県外事務所にどれだけ必要か、あるいは観光事業者がどれだけいて、そういったところには少なくとも行くようにしなきゃいけない、旅行業者にどのくら

い配布するか、そういったところの今度は最終のお客様とは違った、中間のところの人たちに一応お示しするということがベースでいろいろとやっている部分が基本でございまして。先ほどお話が出ました、「速報観光みやぎ」とか、そういったものについては、武井委員の見方もあるのかもしれませんが、今はかなり引き合いというか、足りなくなっているというふうなことで私どものほうは伺っているところでございまして、それはエンドユーザーと申しますか、それによって、いろいろのニーズで変わってくるかと思っております。今、パンフレットといたしましては、「ぽかぽか！宮崎キャンペーン」とか、そういったものもやっておりますし、これについても今、順調に、例えば県庁に置いたりしているものについては、ほとんど底をつき始めるとか、そういった話で伺っております。

○武井委員 わかりました。今でなくてもいいんですけども、18年度につくったパンフレットの一覧表と部数の資料請求をしたいんですけども。

○横田主査 今の資料提供は準備できますでしょうか。

○橋口観光・リゾート課長 18年度中に出したそういうパンフレット類の種類と部数、そういうことですね。

○武井委員 お願いします。これは協会のものも含めていただくことは可能でしょうか。

○横田主査 武井委員、今の資料に対する説明とかもやっぱり必要ですかね。

○武井委員 できればいただきたいです。今すぐというのはあれでしょうから。

○横田主査 暫時休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時44分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

○橋口観光・リゾート課長 先ほどお答えいたしましたけれども、いま一度調べて、別途、また御報告したいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○横田主査 地域産業振興課長、先ほどの濱砂委員の答えをお願いします。

○工藤地域産業振興課長 先ほどの濱砂委員のソウルの人件費、3名分で1,442万3,000円でございます。

○濱砂委員 台湾、中国。

○工藤地域産業振興課長 上海は、人件費は199万6,000円でございます。台湾が150万でございます。台湾の場合は非常勤であります。

○濱砂委員 これを見ると、貿易商談会とか国際見本市、あるいは台湾、香港での物産展フェアの実施とかいうのがあるんですが、県職員の派遣はしていないんですか。県職員の派遣というか、いろんな交流のための県職員の視察あたりは出していないんですか。

○工藤地域産業振興課長 236ページに書いてあります商談ミッション、この中には入っております。

○濱砂委員 海外交流駐在員利用件数を見るとずっとふえてきているんですね。台北は少ないんですが、いわゆる航空便が開設したことによってまたふえてくるだろうと思うんですけど、また、片一方で、貿易額を見ても1,800億円から2,000億円ぐらいの数字が出てきているものですから、言いたかったのは、特に観光・リゾート課だとか地域産業振興課とか、もうちょっと東南アジア等を対象にした今からの貿易額を目指すということであれば、どんどん職員も交流をさせて、もっとここ辺とも交流を深めていく

となお効果が出てくるんじゃないかなと思うんですが、議員の海外視察はいろいろ書かれますけれども、職員は今の時代にどんどん交流したほうがいいと思うんですよ、少々のお金はかかっても。ぜひ、そういうふうに積極的にやっていただきたいなど。今から市場開拓は東南アジア系統、特に中国、台湾、韓国というのは日本の主要な取引先ですから、部長、どうですか。職員にいろんな面で勉強をしていただくためにも、そういう制度もまた、決算の結果を振り返って、順調に伸びてきていますから、そういう意味ではもっともっと伸びる要素がありますので、お考えはどうでしょう。

○高山商工観光労働部長 先ほど課長からも言いましたように、こういった物産展、商談ミッションとか、観光のほうでも、例えば観光客誘致のために協会なんかと一緒に誘致のPRとかにも行っております。そして、今、いろいろ企業訪問とかやっているんですけども、例えば企業にも海外に出ているらっしゃる企業がありますね、ぜひ、こういうところを見に来てほしいと、そういった御意見等もございます。ただいま委員がおっしゃいましたような意見も踏まえまして、できるだけ効率的な形で職員の交流をさせていただきたいというふうに考えております。

○濱砂委員 今度は別件なんですけど、これも教えてください。242ページ、経営金融課、済みません、さっき続けて言えばよかったんですが、「小規模事業経営支援事業費補助」の商工会等49団体への補助金14億7,400万、これは仕組みを教えてください。これは商工会議所ですか。

○古賀経営金融課長 以前は国から補助金という格好で県を經由して商工会、商工会議所に補助をやっていたわけでございますけれども、い

いわゆる三位一体改革以降、すべて県費負担という格好になってきております。ですから、18年度からは一般財源から人件費及び事業費も出すという仕組みになっております。

○濱砂委員 商工会議所も一緒ですか。

○古賀経営金融課長 同じでございます。商工会議所及び中小企業団体中央会も一緒です。

○濱砂委員 わかりました。

○横田主査 その他、ありませんか。

○外山良治委員 228ページですが、先ほど申し上げたように、安藤前知事の長期計画で平成21年度の目標値まで書いてありますよね。これは今後なくなるとは思いますが、ところで、実績値というのはわかります。こういうふうに伸びてきたと。ところが、例えば18年度で言えば、倒産企業及びそれに伴う失業者数というものと比較してどうなのか、教えてください。

○森企業立地対策監 228ページの企業誘致の誘致企業数、雇用予定数の数字ということでお答えさせていただきますが、倒産企業、失業者数、こういうものを加味しての分析といいますか、そういう検討はいたしておりません。

○外山良治委員 全くそれでなければ意味がないと。統計はとっていないということですが、これは簡単ですよ。18年度倒産企業というものはすぐ出せますから、それにあわせて、倒産したところで働いていた従業員というのは何人なのかと、それを足していけばすぐわかる。後でお答えください。

ちなみに、18年度は16件、予定者というのは、例えば起業して5年後には何人というふうに考えているという新聞コメントが出ますよね。これは、単年度で、起業をして開業をした時点での予定者なのか、それとも5年後まで含めた従業員数になっているのか、どうなのでしょう。

○森企業立地対策監 雇用予定者数につきましては、立地調印時に企業から出されました雇用予定者数を書いておりまして、この数字につきましては、企業が操業を開始いたしましてピーク時といいますか、そういうものを想定した数字でございます。ですから数年かかるということもございます。

○外山良治委員 であれば、1,028名の中で実質従業員数というものは何名ですか。

○森企業立地対策監 18年度の1,028名に対応する数字でございますけれども、これにつきましては、本年の6月にアンケート調査をいたしまして、16社中11社から回答が返ってまいりまして、このときの最終雇用予定者数、11社に対する数でございますけど、665名。これに対しまして、6月のアンケート調査時点で198名が採用されたということで回答が返ってきております。

○外山良治委員 これは予定者数であって、実質的に働いている従業員数というものを記述しなければ、例えばダブルカウントしている可能性もあるわけでしょう。トリプルカウントかもわからん。だから、こういう統計のとり方というのは、実態をそのままあらわしていないということになるんじゃないですか。どうですか。

○森企業立地対策監 それにつきましては、毎年度、年1回調査等をやっております。最終雇用予定者数に対してどれだけの雇用があったのかということは調査をいたしております。ただ、こちらのほうの成果指標の中に書いてございます項目といたしましては、最終雇用予定者数を一応、項目ということで掲げさせていただいているところでございます。

○外山良治委員 それはわかっているんですよ、さっき説明を聞いたから。しかし、今から5年後の予定者数をここで表記するというのは誤解

を招くでしょう。計画倒れになるかもわからないわけでしょう。今から3年後、1,000人予定をしていたと、しかし、景気の動向等、原油が1バレル100ドルを越すような状況ですから、500人しか雇用しなかったといった場合には、500人がどこに行くんですか。しかし、実数としてはここに表記されるわけでしょう。これは詐欺行為みたいなものでしょう。ですから、ここで言えば、18年度の実従業員数は幾らですか。

○森企業立地対策監 これにつきましては、現時点で何名かというのは把握しておりません。先ほど申しあげました19年6月のアンケート調査の結果の数字しか今、わかっていない状況でございます。

○外山良治委員 それも16分の11でしょう。

○森企業立地対策監 まだ未操業のところもございまして、11社から回答があったということでございます。

○外山良治委員 それも先ほど申しあげたように、予定者として挙げていると、しかし、操業をしていないと。操業もしていないのに何十人と挙がっているということになりますでしょう。誤解を招きますがね。企業誘致に対する補助とか今、話題になっていますよね。ですから、そういうことも含めて、費用対効果も含めて、現状をしっかりと反映しているような決算でなければ、過大広告と言われてもしょうがないでしょう。どうでしょう。

○森企業立地対策監 これにつきましては、検討してまいりたいと思います。

○古賀経営金融課長 先ほど、外山委員から倒産した企業で何人ぐらい雇用があったのかという御質問がございました。昨年の倒産件数と申しますのが、民間調査機関の調べでございますが、76件あっております。そこに雇用されてい

た従業員の方々の合計が518名ということになっております。

○外山良治委員 518名ということは、今、対策監がおっしゃったように、現在では600何人だと。ほとんどプラス・マイナス・ゼロということが明らかになりました。それで、 маниフェスト等では1万人とか100社とか言っているが、しかし、実質的には雇用というのはふえていない、全くフラットだということが今、明らかになりました。ですから、ここら辺についてはしっかりとした決算というものを出示していただいて、そして次年度に、こういう状況だから、雇用にもっと力を入れていこうやというような雰囲気にはしていただきたいなというふうに要望させていただきます。

次、229ページで中小企業取引あっせん数441件中、実績は50件だったという報告が先ほどありましたが、この441件であっせんが50件というのは多いのか少ないのか、例えば17年度はどの程度だったのか。しかし50件におさまった理由というのは何なのか。これはふえていない、そのためにどういうふうな19年度当初にその予算計上をされたのか、詳細に教えてください。

○工藤地域産業振興課長 取引あっせん件数の成立件数のほうは229ページの一番下のほうに時系列で書いておりまして、これに対するあっせん件数が平成14年が378件、平成15年が417件、平成16年が428件、平成17年が366件ということで、あっせん件数はそう大きな変動はないと考えているんですけど、成立件数のほうがなかなかふえておりません。このふえない理由が、あっせん件数のうちの大半は県外企業でございます。そのときに一番問題になるのが、取引先と距離が遠いんでコストの面がまず障害になります。それと、県内企業のレベルと県外企業さんが求

めているレベル、その技術的なものがあります。

そういうことで一番不成立の理由として多いのは、まず、先ほど言いました流通コストとかいろんな関係で生産単価が合わない。2番目が技術的な条件が整合しない。県内企業が持っている機械の設備と発注者側が考えている機械設備の質といいますか、能力が違うというような、これが主な理由でございます、今年度は、そのようなことがありましたので、県内企業の技術のレベルアップを図らなきゃいけないということで、まずアドバイザーを、以前からやっていたんですけど、それを待ってもらおうということと、もうちょっと県外の発注者をふやさなきゃいけないということで、福岡のほうに、これは自動車関係なんですけど、コーディネーターを1名置いたところであります。

○外山良治委員 宮崎県の最大の課題というのは、距離的にハンディがあると。だから、この常任委員会でも、委員長に福岡のほうに連れて行っていただきました。福岡、大分、熊本、これは自動車産業というのが非常に活発、宮崎だけ取り残されている。ところが、こういうふうにあっせん440件あって、成立はたかだか50件。ですから、こういった自動車産業と宮崎県の果たす役割、企業誘致というのは、今後こういったところにシフトしていくと。そういった視点からこの点についてももう少し……。実績は余り変わらないなど、だから決算での考え方を伺いました。今後、例えばフリーウェイの問題にしても、ホンダが熊本でしょう。ちょうど中間ですばらしいなど僕個人的には思うんですよ。だから、フリーウェイがあればの広大な敷地に食品関係が1件とは寂しいと。であるならば、熊本のホンダを目指して、こういった技術があればフリーウェイに来てもらえるのか、そういつ

た点について真剣に研究してみる価値があるのと違うのかなと勝手に思いました。こういった技術が企業ニーズとしてあるのか、それに対して、宮崎県の技術というものをどういうふうに興していくのか、そういった多面的な考え方を持っていていただきたいなと思います。どうですか、課長。

○工藤地域産業振興課長 自動車産業に関しましては、ことはトヨタのほうが無料でいろんな技術指導をしてくれるということで、現在、その申し出に乗りまして、県内企業を紹介しているところではございます。

○矢野新産業支援課長 今の外山委員の質問の中で、技術の高度化とかいう話もあると思いますが、自動車産業に限らず、今、目指しているものは太陽電池とか航空機産業とか、いろいろなセミナーとか技術支援をしていただくような努力を今、しているところではございます。私も、工業関係の企業さんといろいろ話をする中で、月に1～2回以上は必ずやっているんですけども、1番は物流の問題、さっきの地理的要因でございますけど、この問題、それから技術の高度化に関して聞きますと、取引で任された仕事をどのようにやるか、設計どおりにやることは技術的には可能だと。今一番不足しているのは、大手企業も中小企業も一緒なんですけど、設計能力が欠けているということですね、これが今、一番の課題でございます。こういうところをどう埋めていくかということはあるんですけど、ふだんの技術指導とかいうのは機械技術センター、工業技術センター等でやってはおりますけれども、今から海外との競争の中で、価格競争、技術競争あるんですけど、いかに高度化を図っていくかということが一番大事だと考えております。

人材についても、企業から聞くと、なかなか思ったような人材が集まりにくい。さらに、採用した後に技術とか、技術以前の社会的マナーとか、そういうことも含めて指導しなくちゃいけないというロスが出るんで、もっとその前の段階の学校あたりでそういうところを含めて教育していただければいいんだがと、そういう話もお聞きしています。

こういうところを総合的に私どもも考えて、今後どうあるべきか、今、検討をしているところでございます。以上です。

○外山良治委員 福岡に行った際、自動車の部品というのは約2万5,000部品あると。そのうち1万5,000部品というのはIC関係だと。NECがちょうど来ておられました。そういうふうにならぬNECの一つの自動車部品に対しての占有率というのが非常に高くなっていると。重厚長大から軽薄短小とか何とか、そういった面から、やっぱり距離的なハンディを埋めることにもなると、軽薄短小ということからですね。もうちょっとそこら辺に力を入れていただいて、例えばことしの高校卒業予定者、50%は決まったとか云々言っていますが、普通科系は6対4、6が県内就職できる。工業系というのは全く逆に4割が県内、6割が県外に出ていると。ですから、そういう人材の流出というのが新産業支援課長の双肩にかかっていると。これはやっぱり大事なことです。もっと技術というもの、それと福岡と連動した形で企業誘致を図ると。今、企業誘致、一生懸命、課長さんもやっていただいておりますが、さっき申し上げたように、1,000人ふえても1,000人が倒産で、少しも変わらんというような現状ですから、支援課長、ぜひ、よろしくをお願いします。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○蓬原委員 228ページの誘致企業、16社ということですが、外から来たものと内部増殖というか、その内訳がわかりますか。

○森企業立地対策監 正確な数字じゃございませんけれども、県外からの誘致が*11社ほどでございます。残りが増設ということでございます。

○蓬原委員 11社が外からということですね。宮崎県の将来の浮揚ということを考えると、外から企業が新しく入ってくることが将来的に、長い展望を考えたときにはプラスになると。内部的というのは、いわゆる自己増殖という言い方をしましたけど、当然、景気がよければふえていくわけですよ。だから、外からいかに連れてくるかということが私は一つの宮崎県の将来の工業振興、産業振興を考えたときの大きな指標になると思うんですよ。それは数字ですけれどもいいんですが、今後は立地企業と誘致企業というのを分けて私は議論したほうがいいんじゃないかなと前から感じているんですが、内部で増設したのも誘致企業と呼んでいる。自治体間では誘致になると思うんですよ。例えば、三股町に今度、えびの電子が来ました。これは三股町にとっては誘致企業だし、ありがたいことですという話になるが、県として見れば同じ区域内の話であって、別に誘致ということではないんで、いかに新しい企業がふえるかというのが一つの目安だと考えると、外からいかに連れてくるかという、ここにウエートを、後は内部に来た人の努力ですから。これは県の方の努力もあるんでしょうが、外から幾ら連れてくるかというのが大きな成果としての評価になるんじゃないかなと思いますので、立地と誘致というのを分けてこれから議論したほうがいいんじゃないかなと、そういうことを考えていましたの

※31ページに訂正発言あり

で、今後はこういう実績を出していただくときには、内数幾らというようなことでもいいですから、そういう分け方で報告いただくとありがたいなと思っています。以上です。

○森企業立地対策監 確かに、県外から企業を持ってくる、非常に大事なことだと思っておりますし、私どももそういう方向で一生懸命頑張りたいというふうに考えております。

それから、1点訂正をお願いいたします。先ほど、私、11社ほどと申し上げましたけれども、新規に県外から来たものは9社でございます。訂正をお願いいたします。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○武井委員 新産業支援課、御質問申し上げます。まず、224ページ、「東京フロンティアオフィス支援」なのですが、これは市ヶ谷のビルにこういう形でオフィスを低料金で貸しているということなのですが、344万4,000円かかっているのですが、最初は工事費とか、そういうのがあると思うのですが、何にこういう経費がかかっているのでしょうか。

○矢野新産業支援課長 機器のリース料とか通信運搬費、印刷製本費等、それから光熱水費、これらが299万9,000円あります。こういうのが主なものです。

○武井委員 製本費とか光熱水費というお話なのですが、では、9企業は家賃をどれぐらい払って、彼らが負担すべきものというのはどういうものか。例えば光熱水費とかいうのは、当然、使った人が負担すべきじゃないかなと一般的には思うのですが、その辺というのは、家賃が幾らで、どういうものが彼らの負担になるんですか。

○矢野新産業支援課長 家賃収入、9ブースあるんですけれども、これは全部で昨年度が346万

円の家賃収入がございました。これを特定財源としましてここの運営管理費に使っております。

○武井委員 ということは、要はこの予算で決算344万しているんですが、これはほとんどが家賃で賄えているということによろしいですか。

○矢野新産業支援課長 そのとおりでございます。

○武井委員 わかりました。

私、ここも見に行ったんですけれども、確かに、中には非常に有効に使っていらっしゃる場所もあるんですけれども、話を聞くと、ここは2カ月前から見たことがないとか、ここはほとんど東京に事務所を置いているというのを名刺に使いたいから置いているみたいなことを言っただけで、あそこには会社があるとか、そんな話もいろいろ聞いたんですが、実質的にここに入居する基準であるとか、ここで見ると営業に貢献しているとかいろいろ書いてあるんですけれども、実際にここに入ったところがちゃんとこれを活用しているのか、また、継続して何年度使えるとか、そういう形でここは有効にちゃんと使われるような対策というのはしっかりとっていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○矢野新産業支援課長 これは、まず企業を公募しまして、審査会等を開きまして入居者を決めますけれども、実際、ここを活用しているかどうかでございますが、あそこは業種によって非常に違います。2～3の業種は常駐されて、5時ごろには退去される場所もありますし、真夜中も営業に回っておられる場所もあります。これは外資系との関連とか、取引が昼夜逆転していますので、そういうところも含めてなんですけれども、今のところの成果としまして、販路開拓の事例があったり、研究開発の事例とか、幾つか聞いております。今のところ、

私ども、ほかの県も同じようなのがありますけれども、比較してもここを十分活用していただいているものと認識しています。

○武井委員 実際に行って話を聞きますとそういう話も聞こえてきますので、またこれは今後になると思うんですけれども、箱自体を提供しているわけですから、箱をしっかり活用してくれるところを、しっかりと使っていただくようお願いをしたいと思います。

○矢野新産業支援課長 それと、私どもも年に何回かそこをお伺いして状況をお聞きしたりしますし、また、東京事務所と入居企業と新産業支援課の職員との意見交換会等もしております、そういう状況把握に努めているところでございます。

○武井委員 わかました。

次に移ります。今度は地域産業振興課の、先ほど濱砂委員からもありました例の海外の駐在員の件、お伺いいたします。私も以前、シンガポールにちょっと住んでいたことがありまして、もうなくなって大分たちますから時効だとは思いますが、実際にシンガポールにも当時、駐在員の方がいらっしゃって、実際的には、ふだんはほとんどマレーシアにいて、用があったらシンガポールに出てくるというようなことであつたようでして、実際にはなかなか活動していない。その結果として廃止になったということだとは思いますが、実際にこの方々の勤怠管理とか、実際にこういう方がどういふふうな形で日々、例えば営業であれば営業日報みたいなものがあると思うんですけれども、そういった管理というのはどのような形でなされているのでしょうか。

○工藤地域産業振興課長 常駐しております韓国、中国の上海につきましては、毎日、産業貿

易振興協会を通じまして日報が届いております。

○武井委員 235ページに利用件数というのが書いてございまして、シンガポールなんか確かに2件とかしかないので、これはひどいなと思うんですが、実際に利用というのは何をもって利用と言っているのでしょうか。

○工藤地域産業振興課長 平成18年度でいいますと、韓国の場合が、90%は現地からの依頼でございまして、主にソウルの場合は、観光・コンベンション関係の日本に対する依頼でございます。台湾のほうは、これはほとんど宮崎からの依頼の仕事です。中国・上海のほうは、大体60%が宮崎からの問い合わせ、残りの40%が中国からの問い合わせでございます。

○武井委員 何かわかったようなわからないようなところがあるんですが、つまり、例えば1つの業務を1とカウントしているのか、それとも、例えば問い合わせということですから、極端な話で電話を1本したら、それが1にカウントされるのか、何をもってこの利用の1というのはカウントされるものなんですか。

○工藤地域産業振興課長 これは、電話、それから事務所に出向いての問い合わせの件数も入っております。

○武井委員 ということは、前のページに書いてあります1つの事業の中で、例えば、下手したら10とか20とか何十とかいうのがこの利用件数の中に入っているということにもなるということですね。

○工藤地域産業振興課長 そのとおりでございます。

○武井委員 一方では10何件のところもあれば、1,000件を超えるようなところもあつたりということで、これだけを見るとわかりにくいなと思いますので、今後、その辺の表のつくり方

とか、またぜひ検討してみてください。

それから、駐在員の方の採用の基準といいますか、この人たちをどういう基準で、だれが、どの判断でお願いをしているということでしょうか。

○工藤地域産業振興課長 台湾と上海につきましては県の貿易振興協会のほうで、韓国のほうは観光コンベンション協会のほうで人選をお願いしているんですけど、まずは日本語がわかる方でないといけないということで、日本語学校を卒業した人とか、日本に住んだことがあるとか、そういうことが第一条件になります。それと、賃金の面がありますので、できるだけ安く、なおかつ、能力のある人ということで、上海の方は旅行会社に勤めていて定年でやめられた方、韓国の方は日本に学校の先生みたいな感じで来ていた方でございます。

○武井委員 ということは、つまり、オフィシャルに採用の試験をしたりであるとか、ハローワーク的なところに公募するというのではなくて、どちらかと言うと、知り合いの知り合いとか、今まで何らかでお仕事があった方という方に個人的にというか、お願いをしているというような状況だということでしょうか。

○工藤地域産業振興課長 そのとおりでございます。なかなかその人となりというのがわかりませんので、現地の人等でこの人ならという人を紹介していただいているというのが現状でございます。

○武井委員 一番長い人で大体どれぐらい活動されているのでしょうか。

○工藤地域産業振興課長 一番長い方が韓国のカンさんという方で、平成9年から引き続き勤務していただいております。

○武井委員 最後にいたしますが、私、そうい

う形で向こうに住んでいて、実際に目にする機会もありましたので、当然、いろんな国のほうの社会情勢も変わってくるわけです。やっぱりその時々によって求められる知識というのも変わってくるわけですから、別に今の方がどうかとか、私も存じ上げているわけではないので、能力的なことを申し上げるわけではないんですが、今、その方がすぐれているかどうかということを含めて、人材の入れかえと申しますか、そういうことも積極的にとらえてやっていただければと思います。以上です。

○横田主査 ほか、ございませんか。まだいっぱいあれば休憩を入れましょうか。じゃ、5分間だけ休憩をさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時30分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

○外山良治委員 数年前に商工観光労働部が、大型店舗が進出をする前に商店街の基礎調査をやっていたと思うんですが、大型店が進出をして、どういうふうに関地域の商店が閉鎖をし、例えば西都をも含めて調査をされていたと思うんですが、18年度について、どういった影響を受けているのか、これは担当課がどこかわかりませんが、そういう調査と、それに基づいて18年度に新市に与えた影響、これはどういうふうになっているか教えてください。

○工藤地域産業振興課長 体系的な調査はいたしておりません。空き店舗の調査は毎年やっています、これを見ると、やはり空き店舗がだんだんふえてくる状況にあります。これは大型店か、もしくは人口減少か、その辺は分析はまだしておりません。

○外山良治委員 調査はされていますよね。私、見ましたから。きれいな綿密な調査をされましたよ。

○工藤地域産業振興課長 それは7～8年前のと違いますでしょうか。そういう調査をした記録がないんですけど。

○外山良治委員 後で恥ずかしい思いをしますよ。というのは、宮崎市にはどれほどの商店があって、中小零細の商店があって、その年の売り上げはどのくらいでと。例えば西都地域、佐土原地域、高岡地域、宮崎、全部それを網羅した形で7ページ、8ページ、9ページぐらいの冊子でいただきました。これは、何のためにつくったのかというと、例えばイオン進出後というふうな商店街が影響を受けるのか、そういう調査です。

○工藤地域産業振興課長 それは宮崎市がつくったのではないかと思います。

○外山良治委員 西都は宮崎市には入っていません。

○工藤地域産業振興課長 西都、高鍋まで入っているやつじゃなかったかなと思いますけど、これは宮銀の経済研究所が調査した「買い物動向調査」、これとは違いますか。

○外山良治委員 違う。

○工藤地域産業振興課長 だったら県のほうでは調査はいたしておりません。

○外山良治委員 後で私も一生懸命になって探します。

それから、担当部が障がい者の雇用についてよく頑張っていたらいいなというふうに思います。そこで、18年度の職業訓練で何名が県外に行かれましたか。

○西労働政策課長 18年度県外校の入校生が9名でございます。

○外山良治委員 随分少なくなっていますね。

○西労働政策課長 その前、17年度が23名、16年度が20名。

○外山良治委員 だから少なくなっていますねと。20何名が9名に。

職業訓練というのは技術というものを身につける、そのことによってハンディというものを技術でカバーして雇用というものが一番大事なことだなど、これは以前から言っています。それで、例えば養護学校とか、そういう特別支援学校に、担当課が全国にはこういった障がい者の職業訓練校があるから行かれたらどうですかというような修学指導というものはされているんですか、現在。

○西労働政策課長 県外校につきましては、ハローワークの指示ということで行っております。

○外山良治委員 その程度のことは私もわかりますわ。だから、労働政策課として、いろんな事業、障がい者の雇用について頑張っていたらいいということを前提に置いて、今、特別支援学校等に、例えば兵庫県なんかだったら、35年前に障がい者の職業訓練校がありました。宮崎県は今もってない。それで、現状というのは、技術を身につけていない障がい者が1カ月の労賃が3,000円、4,000円、1万円で働かされているわけですよ。ですから、そういったことを踏まえて、労働政策課として特別支援学校等に向いて行って……。全国の職業訓練校、何校ありますか。15、16、17、そのレベルでしょう。

○西労働政策課長 国立が13校、府県立で6校ございます。

○外山良治委員 おおむね当たっていますね。

ですから、そういった学校に向いて行って、全国の障がい者の職業訓練校に誘導していく、そういった取り組みもしていただきたいなと思

います。

259ページですが、障がい者雇用の啓発、求人開拓、コーディネーター8人を配置して、1,334企業、220人が雇用をされています。個人的ですが、私の息子もこういった仕事をしています。これらの追跡調査をして、リタイアした人というのは大体どのくらいなのでしょう。

○金丸地域雇用対策監 お答えいたします。新たに就職した方は220人ということでございますけれども、数字的には今、資料を持っていませんけれども、かなりの方がやっぱり短期間でやめられているということですので、これは、コーディネーターがその後、個別にフォローしてまた次のお世話をするとか、そういうことで就職促進をやっているという状況でございます。

○外山良治委員 行政の数字というのが非常に僕個人的にはごまかしが多いなといつも思うんですよ。220人雇用したと、まあ、よくやっているなというものと同時に、半分はやめていく、この現状。それをどういうふうにアフターケアしていくかということが大事ではないのかなと。それだけ厳しいんですよ。それはそれとして、今後、頑張っていたきたいなと思います。

障がい児就職指導支援相談、ネーミングは障がい児ですか。

○金丸地域雇用対策監 障がい児は18歳未満ということでございますが、この障がい児就職指導支援相談員は、特別支援学校の高等部の2年生、3年生を対象に、先ほど委員からありましたようなこと、企業とのマッチングであるとか、就職のためのインターンシップみたいなこと、そういったことをやっております。

○外山良治委員 障がい児ですか。児じゃないでしょう。18歳未満はわかりますよ。障がい児といったら子供という雰囲気があるでしょう。

ネーミングがちょっとおかしい。

それと同時に、今おっしゃったでしょう。特別支援学校に行って、そういったことをすると。ならば、全国の障がい者の職業訓練校に行けば、こういった技術が身につけられて、こういった資格を取ることが出来ますよと。例えば、一般の企業に就職をする人はリタイアする人が多い。それは、技術を習得すれば職業訓練校とハローワークと学校側、三者が一体となって就職したい地域の企業を紹介して、そこで働くというような形ができますから、労働政策課の仕事、そういったところが全国の職業訓練校に指導していく、そういった取り組みはされているんですか。

○西労働政策課長 お話の学校の紹介につきましては、これに限らず、障がい者の関係しました学校、教育委員会側と十分連絡をとっておりますので、特別支援室を通じまして、県外の学校についても紹介はしております。それから、我々が運営しています高鍋校につきましては、学校側への広報をしております。

○外山良治委員 高鍋はたしか10名だったんですね。それも、職業訓練校とついた場合には、補助、例えば技術習得費とかいろんな制度事業があるから、一遍に就職じゃなくて、そういったところに行けばこういった制度事業がありますよというふうなことをちゃんとしていただいて、「ノー・チャリティー・バット・ア・チャンス」、慈善ではないです。チャンスをいただきたいと。チャンスをいただければこうやって働けるんだよと。そのチャンスというのは技術というのが武器になりますから、今後、そういったことにもシフトしていただきたいというふうに要望しておきます。

それから、在宅就業サポート、これをちょっ

と説明してもらえんですか。

○金丸地域雇用対策監 お答えいたします。重度障がい者など通勤ができない方に自宅で仕事ができるようにということで、16年度から育成事業ということで研修をやっているんですが、18年度からはサポートセンターということで、その仕事のお世話をする、そして在宅勤務による就職を行うということで始めた事業でございます。仕事の中身としては、ホームページの作成でありますとか、そういうインターネットを活用した、家でできる仕事をやっていただく、そういったことを私どもが社会福祉法人に委託して行っているものでございます。以上です。

○外山良治委員 在宅での就労を可能にするということですね。何名就職をされているんですか、件ではなくて。

○金丸地域雇用対策監 事業目標は、18年度、10名の就職ということだったんですが、実績としては12名が在宅ワーカーとして18年度中に就職をしたところでございます。

○外山良治委員 10名の予定が12名就職ができたということですね。平均給与はどのくらいなんでしょう。

○金丸地域雇用対策監 実績額、仕事につけた額が270万ちょっとでございます。

○外山良治委員 1人当たり二百何十万の……。

○金丸地域雇用対策監 済みません。就職就労でございますけれども、全体実績として、目標が480万円でございます。それに対して実績が全体で278万9,000円ということで、まだまだ目標には到達しなかったということでございます。

○外山良治委員 わかりにくい。

○西労働政策課長 先ほど、対策監のほうが就職と申し上げましたけど、これはそうじゃなくて、就労ですね。自分でホームページを作成す

るための受注をセンターが受けまして、そして就労者にやってもらって、その作業賃といいますか、それに見合う賃金を払うというシステムで、就職とは若干違います。

なお、17年度ぐらいに1件、在宅のまま就職した人がございます。

○外山良治委員 この分科会は、労働行政でしょう。福祉じゃないんですよ。社会福祉法人に同事業を委託したというのは、これは福祉的視点ですよ。わかりますか。社会福祉法人に同事業を委託した、就職は何人ですかと聞くのが普通ですわ。雇用ですから、雇用というのは、雇用主がおって、そこに働く人がおって、賃金幾らですか、厚生年金はありますか、通勤手当はありますかと、これが普通の同分科会の会話ですよ。だから、10名の就職予定者に対して12名の就職が可能になりましたと。では平均賃金は幾らですかということを今お伺いしたところです。幾らですか。

○西労働政策課長 この事業は、就職も目指すんですが、正確に言いますと、自宅で就業できる、ホームページを作成できる、そのための仕事を探すためのサポートセンターということで考えておりますので、就労というよりも就業と考えていただいたほうがいいかと思います。今、金額的には10万単位とか20万単位ぐらいで、まだ独立してやるほどのものにはなっておりませんけど、ここに書いていますように、就業を促進するというので考えていただきたいと思うんです。そのために組み立てたものであります。

○外山良治委員 ほとんど内容がわかりません。職業訓練校ですか。

○金丸地域雇用対策監 お答えいたします。ちょっと答え方がまずかったんですけれども、あくまでも就業、お金を稼げるようにするとい

うことのためのことでありまして、実はこれは16年度から研修事業をやっていたんですが、それを受けていたところが今回指定したところでございますので、そういうお世話ができるところが社会福祉法人しか現実的になかったということで、そこをサポートセンターとして指定して、今、事業をやっているということでございます。

○外山良治委員 職業訓練校的役割を果たしている事業ということで理解をしていいわけですね。

○金丸地域雇用対策監 職業訓練的な意味の研修事業と、実際に仕事をお世話する事業との2本立てでございます。

○外山良治委員 ますますわかりませんが、仮に何とか法人に入所したと。あなたは通所は大変だろうから自宅でということになりますよね。そこで技術を習得したと。ホームページぐらいだったらできるようになったと。事業というものはずっと継続して在宅になるわけですか。それも可能なんですか。卒業はあるんですか。

○金丸地域雇用対策監 2本立てといいますが、まずは、在宅で仕事をしたいという方が、そのホームページ作成ができるような能力を身につける、この研修事業というのが1つございます。それから、このサポートセンターが仕事の開拓をして、例えばプロバイダーでありますとか、あるいは民間企業からホームページ作成の仕事をもたらしてくる、それを障がい者の方に振り分けて行って、仕事を実際にさせていただくということの2本立ての事業でございます。

○外山良治委員 ということは就職じゃないわけですね。内職あつせん業、そういうとらえ方でいいわけですね。

○金丸地域雇用対策監 ですから、就職ではなくて就業と。業ということですよ。

先ほどの御質問ですが、収入として得た額は、18年度は1人当たり、年間で11万1,250円でございます。

○外山良治委員 1カ月が1万円程度ということですね。

○金丸地域雇用対策監 はい、そういうことでございます。

○外山良治委員 今、おわかりでしょう。1年間の所得、わずか10万何がしというのは、1カ月に1万円。生活できません。だから、私が申し上げたのは、そういった技術習得をするということを正式な学校で学べば、自己負担は何も要りませんから、これは総事業費は幾らですか。

もう何をかいわんやでしょう。職業訓練校でホームページなんかつくるための学校というのは、全国に国立が13カ所、府県立が何カ所、20何カ所ありますよ。そこに行くということは県費ゼロですよ。そこにそういった希望者に全部入っていただいて、2年課程もある、1年課程もある、そこで1年間みっちり技術習得をする、そして就職をする、それには県費は1円も要らない。そのことを私は言っているわけですよ。

○西労働政策課長 ちょっと今のお話で修正というか、させていただきたいんですが、県外校に行きました場合、国と県で1人頭約14万4,000円訓練手当を出しておりますので、県費は要らないということにはならないかと思えます。

○外山良治委員 例えば職安を通して行く場合と、あなた方を通して行く場合、違いますよね。私は兵庫県立職業訓練校に行った。そのときには県費は1円も使わなくて行った。30何年前の話。当時は公立といった表現をしていましたが、私の場合は要らなかった。ところが、何年かに制度が変わったんでしょう。それはまた調べてください。後でも結構ですから。

仮に14万としますと、2分の1ですか。7万でしょう。これを10人で割った場合幾らになりますか。簡単ですわね。そしたら、どちらが安いのか、どちらがより収入があるのか、どちらがよりレベルの高い技術を習得できるか。

○西労働政策課長 そのお考えもよくわかりますけれども、対象者の考え方が、それぞれが県外校で訓練したいと望んでおれば、もちろんそういうふうに行ってもらいたいとは思いますが、ここでの対象者がそうだったかどうかはちょっとわかりませんので。

○外山良治委員 労働政策課長、あなたの気持ちは少しはわかる。しかし、そういった調査もしなくて、例えば兵庫県立総合職業訓練校、四肢麻痺の方でも息を吹きつければドアがあくような、完全にそういった管理をされています。宮崎県の10年先、20年先、30年先で対応されています。その横には進行性筋ジストロフィーの方でも、免許取得のためのそういった試験場があります。筋力テスト、歩けばすべての筋肉の使い方、そういった体力測定もできるような設備があります。宮崎の30年先を行っています。35年前にそういった設備はきちっと整っています。あなたがそういうふうな言い方をおっしゃれば、一度見に行かれたらどうでしょう。宮崎県からも10数人、兵庫県立総合リハビリテーションセンターに行っていていただいております。もっともとそういったことを勉強していただいで……。見に行ったらそういった発言はされないでしょう。以上です。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○橋口観光・リゾート課長 先ほど、観光・リゾート課の関係で武井委員から御質問あった件で、ちょっと答弁を保留しておりましたけれども、パンフレット等の印刷部数につきまして御報告

をさせていただきたいと思っております。

観光情報発信につきましては、先ほど申しましたように、いろんな目的に応じて、それぞれに作成しているものがございますけれども、まず、観光・リゾート課におきましては、1つは、まずベースになるものとして、「宮崎県観光ガイドマップ」、裏が地図になっておりまして、そして主な観光施設等、あるいはイベント等を掲げているものがございます。こういったものを18年度、8万部刷りまして作成しております。それをベースといたしまして、あと個別に開花のカレンダーつきの花の見所を周遊していくような「花招待席」という名称のパンフレット、これを1万部。それから、「トラベルガイド宮崎」というものを2万部。それから、成果に関する報告書の中で説明いたしました「ツーリズム体験・交流ガイドマップ」、これが1万部。そして、「宮崎総合パンフレット」として韓国語版を5,000部、日本語版を2万部。それから、宮崎のキャンプ、春にございますけれども、そのキャンプに入ってきたプロなりチームのキャンプ状況を網羅しました「キャンプマップ」、これを13万部。さらに、宮崎キャンプの情報ポスターを1,000枚。合計8種類を観光・リゾート課のほうで作成をいたしております。

また、コンベンション協会のほうにおきましては、7種類ございまして、1つは「みやざき温泉三昧」ということで、温泉のところを、これは増刷を5,000部いたしております。さらには、これは温泉ですけれども、ゴルフ場を網羅いたしました「ゴルフ三昧」、これも1万部増刷ということでやっております。さらに、「ぼかぼか！キャンペーン」のときのチラシでございますが、これを5万部。さらにそのガイドマップ、これはことしの分ですけれども、これの昨年は春

が2万5,000部、秋が6万5,000部、それと知事のチラシ、よくはっぴを着てやっています1枚のチラシですけれども、これを合計10万部。さらに「速報観光みやざき」という、例えばこれは9月の分ですけれども、こういったのを毎月11万部発行しております。これは観光コンベンション協会のほうで発行しているわけでございます。

そういったことで、いろいろと作成してきておりますが、近年のいろんな意味で情報の発信手段といたしまして、インターネットも活用されるということもございますので、適宜、県の方で「旬ナビ」というものを持っておりますけれども、ここからも積極的に発信を行っているところでございます。今後とも、いろんな意味で、観光客のニーズなり、ターゲットなり、そういったものもにらみながら、それに合わせてパンフレットのあり方というものもしっかりと見直しをしていく必要があるものというふうに考えております。そういったことでの的確なPRができればというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○武井委員 ありがとうございます。

○横田主査 それでは、質疑も出尽くしたようですので、以上をもちまして商工観光労働部を終了いたします。

県土整備部に関しましては、朝、お諮りしましたように、あすの10時から行いたいと思います。

きょうはこれで散会いたします。

午後3時2分散会

平成19年11月29日（木曜日）

午前10時3分開会

出席委員（7人）

主	査	横	田	照	夫
副	主	査	田	口	雄
委	員	坂	元	裕	一
委	員	蓬	原	正	三
委	員	濱	砂		守
委	員	外	山	良	治
委	員	武	井	俊	輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	野	口	宏	一
県土整備部次長 （総括）	濱	砂	公	一
県土整備部次長 （道路・河川・港湾担当）	山	田	康	夫
県土整備部次長 （都市計画・建築担当）	江	川	雅	俊
高速道対策局長	岡	田	義	美
管理課長	持	原	道	雄
用地対策課長	小	野	健	一
部参事兼技術検査課長	児	玉	幸	二
道路建設課長	荒	川	孝	成
道路保全課長	東		康	雄
河川課長	児	玉	宏	紀
ダム対策監	小	城	文	男
砂防課長	桑	畑	則	幸
港湾課長	竹	内	広	介
空港・ポート セールス対策監	立	脇	政	利

都市計画課長	河	野	大	樹
公園下水道課長	富	高	康	夫
建築住宅課長	藤	原	憲	一
営繕課長	藤	山		登
施設保全対策監	新	川	正	文
高速道対策局次長	渡	邊	純	教

事務局職員出席者

総務課主任主事	児	玉	直	樹
議事課主任主事	古	谷	信	人

○横田主査 分科会を再開いたします。

県土整備部の皆様方には大変御苦労さまでございます。

それでは、平成18年度決算について、執行部の説明を求めます。なお、全体の説明時間が長時間に及ぶことから、前半、後半の2つに分けて説明をお願いします。

委員の質疑は、前半、後半それぞれの説明がすべて終了した後にお願いいたします。

それと、昨日、商工観光労働部におきまして、濱砂委員から資料要求がありましたものと同じものをお配りさせていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、県土整備部、お願いいたします。

○野口県土整備部長 県土整備部でございます。当分科会で御審議いただきます「平成18年度決算の認定について」、その概要を御説明いたします。

初めに、提出しております決算特別委員会資料の1ページをお開きください。まず、「主要施策の成果」についてでございます。宮崎県総合長期計画の分野別施策の体系表により説明いたします。

2ページの上段、一番上の部分ですけれども、

まず、県土整備部の主な柱でございます「安全で安心して暮らせる社会」につきましては、一番右の欄になりますが、「安全・安心な交通環境の整備」、その下の「防災対策の充実」、並びに災害に強い県土づくりのため「県土の保全対策の推進」に努めてきたところであります。

平成18年度は、17年度に発生いたしました台風14号による災害の復旧に全力で取り組むとともに、甚大な浸水被害が発生しました大淀川や五ヶ瀬川のほか、18年7月の梅雨前線豪雨により甚大な浸水被害が発生いたしました川内川について、河川激甚災害対策特別緊急事業により、浸水被害の軽減に向け取り組んでおり、また、ハード整備とあわせて、洪水ハザードマップの作成支援などのソフト対策にも取り組んだところでございます。

次に、2つ目の柱でございます「交流・連携が活発に行われ、豊かさを享受できる社会」につきましては、東九州自動車道を初めといたします高速道路の整備促進や道路交通網の整備による交通ネットワークづくりなどに取り組んでまいりました。県政の最重要課題でございます高速道路等の整備につきまして、西日本高速道路株式会社から門川―西都間の完成予定年度が平成26年度であることが明らかにされるなど、おおむね順調であると考えております。しかし、本県の高速道路の整備率は、ようやく4割に達したにすぎず、全国平均の約6割に比べ大きくおくれており、一層の整備促進を図ってまいりたいと考えております。

また、道路交通網の整備につきましては、宮崎都市圏等の環状道路や放射状道路の整備を推進したほか、県道北方インター線や高鍋インター線などの高速道路、高規格幹線道路の開通に合わせた整備を推進したところであります。

次に、「平成18年度決算の状況について」御説明いたします。

お手元に資料別冊という形で「平成18年度県土整備部決算概要」というものを配付させていただいておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。一般会計の予算措置状況は、予算額1,307億8,624万6,400円、これに対する執行状況は、支出済額が1,102億5,028万505円、翌年度への繰越額が200億3,962万2,013円、不用額が4億9,634万3,882円となっております。執行率は84.3%、翌年度への繰越額を含めると99.6%となります。なお、翌年度への繰り越しの主な理由といたしましては、用地交渉や工法の検討等に日時を要したことや、国の予算内示時期の関係等により工期が不足したことなどによるものであります。

次に、特別会計について御説明いたします。

まず、宮崎県公共用地取得事業特別会計であります。予算額43億4,621万9,503円、これに対する執行状況は、支出済額が40億1,635万1,854円、翌年度への繰越額が2億5,490万4,085円、不用額が7,496万3,564円となっております。執行率92.4%、翌年度への繰越額を含めると98.3%となります。なお、翌年度への繰り越しの理由といたしましては、用地取得に伴う移転先の選定等に日時を要したことによるものでございます。

次に、宮崎県港湾整備事業特別会計についてであります。予算額17億1,912万3,000円、これに対する執行状況は、支出済額が17億1,508万4,989円、不用額403万8,011円、執行率99.8%となります。

次に、監査における指摘事項についてであります。

指摘状況を一覧にしたものをただいまごらん

いただいている決算概要の次のページにまとめておりますので、お開きください。まず、上段の表でございます。平成18年度県土整備部に係る監査では、指摘事項が20件、注意事項が21件、要望事項が6件、合計47件の指摘を受けております。うち、不適正な事務処理に係る指摘事項が括弧内に表示してあります11件となっております。

下の表は、所属ごとに指摘事項をまとめたものであります。不適正な事務処理を除く、主なものについて御説明いたします。

また一番初めに御説明いたしました決算特別委員会資料のほうにお戻りいただきたいと思っております。6ページをお開きください。不適正な事務処理を除く、主なものについて御説明させていただきます。まず、収入事務でございますが、県営住宅等使用料について、収入未済が前年度と比較して大きく増加しているなどとして指摘されたものであります。県営住宅の使用料につきましては、指摘を受けました土木事務所はもとより、各事務所におきまして、一層の収入促進に努めてまいります。

次に、8ページをごらんください。契約事務でございます。契約額が100万円以上である委託契約においては、完了検査に際して検査調書を作成することとなっておりますが、請求書に検査確認の押印を行い、簡易な検査確認をしていたものであります。今後は、このようなミスが起きないように職員への注意喚起を行うとともに、規則に基づく適正な事務処理を指導徹底してまいります。

なお、平成18年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書において、2件の留意・改善等の要望がございました。これについては、後ほど、関係課長から御説明いたしま

す。

以上、平成18年度決算の状況及び監査指摘事項について御説明いたしました。詳細につきましては、それぞれ担当課長等から説明させていただきますので、御審議のほど、よろしく御願いたします。以上でございます。

○持原管理課長 管理課でございます。

説明に入ります前に、不適正な事務処理に関する御報告を、この場をおかりいたしましてさせていただきます。

配付しております資料別冊「平成18年度県土整備部決算概要」の資料の5ページをお開きください。さきの商工建設常任委員会で御指示があったものでございます。まず、1の正規に取得している備品と不適正な事務処理により取得した備品であります。これは、外山委員から御質問がありました備品総額に占める不適正な事務処理で取得いたしました備品の割合を表にしたものであります。平成14年度から18年度までの5カ年で正規に購入した備品の合計額は、2億4,202万円余でございます。不適正な事務処理による備品取得額は576万5,216円となっており、割合にいたしまして2.3%となっております。18年度に限った割合を見ますと、その下の表でございますけれども、2.1%となっております。

次に、2の油津港湾事務所におきます需用費総額と不適正な事務処理により支出した需用費であります。これは、田口副委員長から御質問がありましたものでございますけれども、平成14年度から18年度までの5カ年間での需用費の執行総額は、1億172万円余でございます。不適正な事務処理によるものが905万6,208円となっており、割合にして8.9%となっております。18年度に限った割合を見ますと、その下の表で

ございますけれども、0.8%となっております。

なお、平成18年度における不適正な事務処理の事務所ごとの状況を3ページから4ページにまとめておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと存じます。

不適正な事務処理に関する報告は、以上でございます。

それでは、県土整備部に係る共通事項と管理課の所管事項についての説明に入らせていただきます。

初めに、資料の説明と各課の説明の要領についてでございます。各課が本日の分科会で説明に使用いたします議会提出資料は、1番目が、平成18年度宮崎県歳入歳出決算書、2つ目が、決算に関する調書、3番目が平成18年度主要成果に関する報告書、4つ目が、平成18年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書でございます。このうち、宮崎県歳入歳出決算書と決算に関する調書につきまして、県土整備部関係分だけを抜粋いたしまして、お手元の決算特別委員会資料にまとめてございます。各課の説明はこの委員会資料と主要政策の成果に関する報告書により行いたいと存じます。

それでは、まず、県土整備部に係る共通事項について御説明いたしますけれども、委員会資料の3ページをお開きください。「平成18年度歳出決算事項別明細総括表（課別内訳）」でございます。この表は、ただいま部長が説明いたしました予算額、支出済額、翌年度繰越額等を各課別に整理したものでございます。

次の4ページから5ページは、この3ページの表を科目別に集計したものでありまして、説明は省略させていただきます。ただ、お手元にあらかじめ1枚紙で「平成18年度総務費、土木費及び災害復旧費の決算額部局別内訳」という

のをお示ししておりますけれども、この表の款で総務費がございましたけれども、これは主に総務部のほうで支出する経費でございましたけれども、このうち真ん中に黒枠で表示してございましたけれども、県土整備部4,454万円余、これにつきましては、庁舎と職員宿舍の計画的な整備に使う経費でございまして、これは県土整備部の営繕課のほうの経費に含めております。それから、土木費関係でございましたけれども、これはほとんど我が県土整備部のほうで支出しているものでございますけれども、ごく一部、環境森林部の予算額8,327万円、この分が自然公園なんかの施設整備費でございまして、これは環境森林部のほうに含まれております。それから、農政水産部の予算額で2億136万円余でございますけれども、これは、漁港区域内の海岸保全施設でありますとか、背後に農地を控えたようなところの海岸保全施設の整備に係る経費を一部計上しておるものでございます。それから、災害復旧費は、このうち県土整備部関係は黒枠で示したところ、以上合計、予算額ベースで県土整備部の一般会計の合計が1,307億、支出額ベースで1,102億ということになっておりますけれども、これが県土整備部の支出額ということになっておりますので、あらかじめ御了解をいただきたいと思っております。

次に、管理課の決算について御説明いたします。

同じ委員会資料の11ページ、12ページでございます。12ページの一番下の管理課計をごらんください。当課の平成18年度決算額は、予算額22億4,169万4,560円、支出済額21億4,810万959円、不用額9,359万3,601円で、執行率95.8%となります。

次に、目の執行率が90%未満のものはござい

ませんが、執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

11ページにお戻りください。(目) 土木総務費の不用額は、9,338万6,521円で、主に県費職員の給料、職員手当等の人件費であります。これは、県費で支出を予定しておりました人件費を、県費節減のために、年度末におきまして補助公共事務費に振りかえたことによるものであります。

次に、別冊でございます主要施策の成果についてであります。

報告書の「管理課」のインデックス、351ページをお開きください。上から4段目、(1) 建設産業の経営革新の促進であります。この施策は、厳しい経営環境下にあります建設産業の経営革新を促進するものであります。まず、施策推進のための主な事業及び実績の表をごらんください。「建設業指導事業」におきましては、建設業の許可や経営事項審査を実施いたしましたほか、建設事業協同組合等に転貸融資の原資を貸し付けまして、建設業者の経営資金融資の円滑化を支援いたしました。また、個別の経営相談や建設業者研修会のほか、新分野進出セミナー等を実施いたしましたして、建設業者の経営基盤の強化や新分野進出を促進したところであります。次に、施策の成果指標・数値目標等でありますけれども、建設業者研修会への参加率など、いずれも目標値を上回ったところであります。

352ページをお開きください。施策の評価のところでございますけれども、建設投資の大幅な減少に加えまして、一般競争入札の拡大によります競争性の高まりから、建設業の経営というのは大変厳しくなっております。9月の補正予算におきまして、新分野での定着促進支援のための助成制度の創設などを御承認いただきまし

て、現在、その実施に取り組んでいるところでもあります。引き続き、これも9月補正で認めていただきましたけれども、商工サイドの建設産業等経営支援専門チームとも連携を図りまして、建設業者の経営をきめ細かにフォローしてまいりたいと考えております。

次に、353ページをごらんください。上から4段目の(1) 電子県庁・電子自治体の推進でございます。本施策は、インターネット等を通じまして、行政に対する申請・届け出や応札等を行うことができる社会を目指すものであります。

施策推進のための主な事業及び実績のところをごらんください。「公共事業支援統合情報システム構築事業」におきましては、電子入札システムを利用いたしまして、県の総発注件数の27%に当たります2,277件について、電子入札を実施いたしましたほか、電子納品に関するガイドラインの策定、業者及び職員に対する電子入札等の研修会を実施したところであります。施策の評価のところでありますけれども、平成18年度につきましては、電子入札システムの機能強化を図りまして、目標値を上回る電子入札を実施したところであります。今後は、入札制度改革にあわせまして、さらに利便性の高いシステムを構築いたしますとともに、市町村とのシステムの共同運用、設計図書等の電子納品等につきまして、検討してまいりたいと考えております。

なお、監査委員の決算審査意見書に対しまして、特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

○小野用地対策課長 用地対策課でございます。

当課の予算は、一般会計と特別会計に分かれております。資料の13ページから15ページであります。

まず、一般会計についてであります。13ペー

ジの一番下の段の一般会計計をごらんください。平成18年度決算額は、予算額19億3,522万5,000円、支出済額19億3,512万8,732円、不用額9万6,268円となっております、執行率は99.9%となります。

なお、目の土木総務費であります。執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものはありません。

次に、14ページをごらんください。公共用地取得事業特別会計についてであります。先ほど部長が説明しましたので、省略させていただきます。

なお、(目)土木総務費であります。執行残が7,496万3,564円となっております。これは、予定した案件のうち、3件について移転先が見つからず契約に至らなかったために、用地補償費の不用額が生じたことが主な理由であります。執行率が90%未満のものはありません。

用地対策課の一般会計、特別会計を合わせました決算額につきましては、一番下の欄の用地対策課計をごらんください。予算額62億8,144万4,503円、支出済額59億5,148万586円、翌年度繰越額2億5,490万4,085円、不用額7,505万9,832円となっております、執行率は94.7%で、翌年度への繰越額を含めると98.8%となります。

次に、特別会計の歳入についてであります。15ページの一番下の欄の歳入合計をごらんください。予算現額43億4,621万9,503円、収入済額47億3,134万6,383円となっております、収入未済額はあります。予算現額と収入済額との比較につきましては、収入済額が予算現額を3億8,512万6,880円上回っております。これは、平成18年度2月補正後の事業課からの繰入金が増が主な理由であります。

次に、主要施策の成果についてであります。

報告書の354ページをお開きください。公共事業用地取得の推進であります。これは、公共事業を円滑に推進するため、特別会計による公共事業用地の先行取得を行うものであります。平成18年度は、宮崎西環状線ほか20事業につきまして、用地の先行取得を行ったところであります。

次に、監査委員の決算審査意見書についてあります。特に報告すべき事項はありません。以上でございます。

○児玉技術検査課長 技術検査課であります。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の16ページでございます。一番下の段の技術検査課の計の欄をごらんください。当課の平成18年度決算額は、予算額3億4,124万3,000円、支出済額3億4,086万3,200円、不用額37万9,800円で、執行率99.9%となっております。

なお、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の「技術検査課」のインデックスの欄、355ページになります。(1)の施策、4Rと廃棄物の適正処理の推進であります。この施策は、家庭や職場において廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理などに取り組んでいる社会を目指すものであります。施策推進のための主な事業及び実績でございます。「建設リサイクル推進事業」におきましては、建設発生土情報システムを活用いたしまして、建設発生土の有効利用を行うなど、宮崎県建設リサイクル推進計画に基づき、官民一体となったリサイクルの推進を行ったところであります。また、リサイクル資材であります溶融スラグの有効利用につ

いて、調査検討を行ったところであります。施策の評価につきましては、建設副産物について、分別解体、再資源化が着実に進められておりますが、今後とも、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するための取り組みを引き続き推進していきたいと考えております。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

技術検査課につきましては、以上でございます。

○荒川道路建設課長 道路建設課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の17ページから20ページでございますが、20ページの道路建設課計をごらんいただきたいと思っております。平成18年度決算額は、予算額348億940万5,000円、支出済額289億7,416万7,875円、翌年度繰越額58億2,815万7,000円、不用額708万125円、執行率は83.2%、翌年度繰越額を含めると99.9%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

17ページにお戻りください。(目)道路橋梁総務費であります。負担金・補助及び交付金の705万125円でございます。これは、主に直轄道路事業負担金で、事業費の確定に伴い、420万円の執行残が生じ、また、一ツ葉有料道路料金値下げ実験では、国の事業を活用した結果、280万円の執行残が生じたものでございます。

次に、目の執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

18ページをごらんください。一番上の(目)道路新設改良費であります。執行率が79.2%となっております。また、19ページの上から6段目の(目)橋梁新設改良費であります。執行率が80.9%となっております。これらは、い

ずれも、主に繰り越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の「道路建設課」のインデックス、356ページをお開きください。上から4行目の(1)の道路交通網の整備であります。施策推進のための主な事業及び実績につきまして御説明いたします。まず、表の一番目にあります「公共道路新設改良(一般国道)」であります。これは、国の補助を受けて、国道の拡幅やバイパスの整備を実施するものでありまして、道路改築では国道218号ほか8路線で事業を実施し、3,673メートルを供用したところです。

次に、357ページをごらんください。2番目の「地方道路交付金」であります。地方道路整備臨時交付金の交付を受けて、宮崎西環状ほか47路線で事業を実施したもので、1万895メートルを供用しました。

次に、一番下にあります新規事業「一ツ葉有料道路料金値下げ実験」であります。これは、一ツ葉有料道路北線の利用促進を図るとともに、周辺道路の渋滞に対する影響調査をするための社会実験で、平成18年5月15日から6月14日までの1カ月間、料金値下げ実験を行い、本年4月1日から料金値下げを実施し、県民の利便性の向上を図ったところでございます。

358ページをごらんください。中ほどにございます施策の評価でございます。公共交通機関の利便性が低く、自動車に頼らざるを得ない本県にとって、道路は経済・社会活動を支える基礎的な社会資本でありますので、①から③に掲げておりますように、道路整備を図ってまいりましたが、引き続き、計画的かつ着実に推進してまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、

特に報告すべき事項はありません。以上でございます。

○東道路保全課長 道路保全課でございます。

当課の決算につきまして御説明いたします。

委員会資料の21ページから24ページでございますが、24ページの一番下の段、道路保全課計をごらんください。当課の平成18年度決算額は、予算額154億188万3,000円、支出済額134億9,125万8,163円、翌年度繰越額19億1,050万円、不用額12万4,837円、執行率87.6%、翌年度繰越額を含めると99.9%となります。

次に、目の執行残が100万以上のものはございませんので、執行率が90%未満のものにつきまして御説明いたします。

21ページにお戻りください。まず、(目)道路橋梁総務費ですが、執行率が84.8%となっております。続きまして、22ページをごらんください。中ほどの(目)道路維持費ですが、執行率が89%となっております。最後に、23ページをお開きください。下段の(目)橋梁維持費ですが、執行率が85.3%となっております。これらは、いずれも、事業の翌年度への繰り越しに伴い、執行率が90%未満となったものであります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の「道路保全課」のインデックス、359ページからですが、主な事業を説明させていただきます。

まず、360ページをお開きください。4行目、(2)の施策、うるおいとやすらぎのある美しい景観・環境づくりの「沿道修景美化推進対策事業」であります。国道220号ほか16路線で沿道修景樹木の維持管理及び沿道修景地区の草花植栽等を行っております。施策の評価としましては、道路沿線の植栽につきまして、適正な管理

を行い、美しい景観づくり等に貢献していると考えております。

続きまして、361ページをごらんください。4行目、(1)の施策、安全・安心な交通環境の整備についてであります。

まず、1番目の「公共交通安全施設事業」であります。国道221号ほか10路線におきまして、自歩道の整備や道路情報板の整備等を実施しております。

続きまして、362ページをお開きください。一番上の「県単道路維持事業」であります。県が管理します国道16路線、県道197路線におきまして、路面、のり面、安全施設等の日常的な維持補修を実施しております。

施策の評価としましては、交通環境の安全性、快適性が向上してきており、今後も引き続き、計画的に交通環境を整備する必要があると考えております。

次に、363ページをごらんください。3行目、(1)の施策、県土の保全対策の推進についてであります。「公共道路維持事業」であります。国道265号ほか4路線で落石等の災害が発生するおそれがある危険箇所の防災対策を、また、国道222号ほか1路線で橋梁の耐震対策を実施しております。364ページをお開きください。施策の評価といたしましては、おおむね計画どおり整備を進めておりますが、まだ未対策箇所が多く残っており、引き続き、計画的に対策を講じる必要があると考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。以上でございます。

○岡田高速道対策局長 高速道対策局であります。

当局の決算について御説明いたします。

委員会資料の54ページ、55ページになりますが、55ページの一番下の段、高速道対策局計をごらんください。平成18年度の決算額は、予算額24億4,665万5,000円、支出済額23億4,499万8,277円、翌年度繰越額9,950万円、不用額215万6,723円で、執行率95.8%、翌年度繰越額を含めた執行率99.9%となります。

次に、目の執行率が90%未満のものはございませんが、執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

54ページにお戻りください。(目)道路橋梁総務費の不用額は215万6,723円ですが、主なものは、西日本高速道路株式会社から委託を受けている用地取得事務につきまして、139万円の受託費の減により、不用額を生じたものであります。これは、用地取得事務において、事業地の用地測量を行った折、一部に境界不明地が判明し、用地測量が実施できなかったものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の「高速道対策局」のインデックス、391ページをお開きください。施策の(1)東九州自動車道を初めとする高速道路の整備促進について御説明いたします。まず、「高速道路整備促進」についてであります。これは、高速道路網の早期実現に向けまして、各種大会及びシンポジウムの開催、国などの関係機関などへの要望活動を実施したものであります。

392ページをお開きください。「高速道路周辺特別対策」であります。これは、高速道路の整備に伴い、先行的に行う必要がある工事用道路などの整備を行ったものであります。

続きまして、施策の評価について御説明いた

します。東九州自動車道につきましては、西日本高速道路株式会社から門川—西都間について、区間ごとに平成22年度から平成26年度までの完成予定年度が明らかにされ、九州横断自動車道延岡線につきましても、舞野—延岡間が供用されるなど、県内高速道路等の整備促進についてはおおむね順調であると考えております。また、東九州自動車道において懸案となっております補償金目的植栽行為につきましては、先日、高鍋—西都間の2カ所について、行政代執行の請求を受理しましたが、引き続き、自主撤去要請を行っていくとともに、これに応じてもらえない場合は、土地収用法の手続を進め、早期に用地の取得ができるよう取り組んでいく必要があると考えております。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。以上でございます。

○横田主査 以上で前半の5課1局の説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は出してください。

○坂元委員 指摘内容で支出事務等において財務規則等で定める事務処理を的確に行いとか、ずっと一連書いていますね。これは全くあのこととは関係ないでしょう。監査委員からの指摘内容、支出事務で、物品の購入事務においては不適正な事務処理が認められたというのは例の問題ではないわけでしょう。あの問題とは別でしょう。

○持原管理課長 これは預けに係るものでございます。

○坂元委員 ちょっと不勉強なんだけど、つまり、監査指摘で預けについて指摘があったということですか。

○持原管理課長 失礼しました。資料別冊の県

土整備部決算概要に指摘事項として挙がっているものを一覧を挙げておりますけれども、このうちの内数として括弧書きで表示しておりますけれども、これに係るものが不適正な事務処理に係るもので指摘があったということでありませ

○坂元委員 つまり、監査委員は裏金を知っていたということですか。この内容はその問題とは違うんだということなのかどうかを今、聞いているんですよ。裏金でずっとやられてきたのを監査委員が指摘していたのかと。ここに財務規則の問題とか、物品購入等において不適正なあれがあったというのは、裏金とは別個のものを指しているのか、裏金のことを指しているのか。裏金のことを指しているなら、監査委員は知っていたんじゃないかということになる。

○持原管理課長 ちょっと説明がまずかったようですが、その時点では知らなかったんですけども、19年の11月時点の報告時点で不適正なものがあったというふうに監査委員のほうではとらえて、報告があったと。報告書の中で、この分は不適正な支出に係るものであったという報告があったと。

○坂元委員 つまり、裏金の所在が明らかにされて、各土木事務所あたりが調書をとられた後に、監査委員が追加して指摘したということですか。

○持原管理課長 そういうことでございます。報告書の中で上がってきたと。

○坂元委員 契約事務で宮崎土木の沿道修景工事について、随意契約、これは道路保全課ですかね、具体的に教えてください。

○東道路保全課長 これは、220号のデパート前から運動公園入り口まで、ここを財団法人宮崎県公園協会、ここと一者随意契約をしていたも

のでございます。

○坂元委員 公園協会に出していますよね。なれ合いでずっとやってきたその名残が指摘されたということですね。

○東道路保全課長 今まで長年、公園協会が受注してしまして、それが18年度も続いていたということですよ。

○坂元委員 単価についていろいろ書いてありますね。単価についての指摘があるんですが、ちなみに、この決算とは直接関係ないんだけど、今、ガソリン、1リッター当たりの設計単価は何ぼですか。

○兎玉技術検査課長 ちょっと調べますので……。

○横田主査 暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

そのほかで何かございませんか。

○外山良治委員 364ページに落石等対策整備率というのがありますが、目標値が決算年度では41.5%、実績値が37.7%、これは数字に直すかどうかという状況なんでしょうか。

○東道路保全課長 18年度の37.7%が、緊急輸送道路で要対策箇所というのが985カ所と見えています。そのうちに18年度までに済んだのが371カ所ということで比率を出しております。

○外山良治委員 例えば、緊急を要する落石危険度ということですか。

○東道路保全課長 緊急輸送道路といたしまして、県内の主な拠点間、例えば、宮崎から延岡、高千穂、その間にあります道路を緊急輸送道路というのに8年に指定しております。その箇所にあります危険箇所が985カ所というふうにとらえ

ています。

○外山良治委員 目標値がほとんど100%にできるだけ早く整備しなければいけないわけでしょう。平成21年度、これは長期計画の数字ですから、平成19年度、総合計画数値は上がっているんですか。

○東道路保全課長 この41.5%の目標値なんですけど、これは16年度に長期計画をしましたときに、30年間でその総数をすべて完成させるといふときの中間値の数字として41.5%を上げています。

○外山良治委員 ちょっと理解ができません。これは安藤前知事の計画である長期計画ですね。19年度からは総合計画に変わったわけでしょう。

○東道路保全課長 これは18年度の決算ということで、18年度の長期計画で数字を出しております。

○外山良治委員 知事がかわったから19年度からは総合計画に変わっていると。ですから、長期計画と総合計画の関係では、これはどういうふうになっているんでしょうかということを知りたいです。

○東道路保全課長 総合計画でいけば残箇所がまだ600カ所残っているということです。総合計画では率ではなくて、数値として書いております。率ではあらわしていません。

○外山良治委員 それでわかりました。長期計画では数値目標を、成果指標ということで何年に目標値を定めていますよね。今の知事は総合計画では数値化はしていないと。

○東道路保全課長 率としてではなくて、箇所数。

○外山良治委員 一昨年、台風14号から、今年、4号、5号、幹線道路、今、重要幹線、これは非常に問題になっていますよね。ですから、985

カ所分のあと600ぐらい残っているということは非常に問題でないのかなというふうに感じて、これは早急に19年、20年で可能な限り解消してもらいたいというふうに要望しておきます。

○横田主査 それでは、先ほどの坂元委員の質問について。

○児玉技術検査課長 先ほどの坂元委員のガソリンの単価でございますが、19年10月1日に単価を一応改定しておりますが、スタンド渡しで、税抜きでございますが、1リットル134円というような数値になっております。

○蓬原委員 監査結果報告書指摘事項で土木事務所が10カ所あります。港湾事務所が3カ所、建設技術等3カ所あるんですが、その中で、都城と中部港湾事務所というのはゼロ、そして、預けの状況、書きかえの状況という資料もいただいておりますけれども、いわゆるゼロのところもあれば、非常に大きいところもあるということで、かなりでこぼこがあるなというふうに思うんですが、前の年のは見ていませんからわかりませんが、その土木事務所ごとに文化とか、何か事務処理の仕方というのが差異があるもんなんですかね。人事交流というのが盛んに行われていますよね。全体的に県土整備部で行われていると思うんですが、その中においてでこぼこが出てくるというのは、土木事務所ごとの文化みたいなものが過去継続的に何かあるのかなという気がするんですが、そのあたり、どうなんですかね。

○持原管理課長 私どもは財務規則なり法令等に基づいて事務を執行しているわけですから、基本的にはそういうものはないというふうに理解しておりますけれども、その時々監査の重点事項でありますとか、いろいろあるかと思っておりますので、その結果として指摘のな

いところもあるのかなと思っております。ただ、私どもは常に法令を遵守するという態度で事務を執行しているところでございますので、御理解いただきたいと思ます。

○蓬原委員 わかりました。

352ページ、同じく管理課になりますが、建設産業の新分野進出への取り組み、18年度の実績としてこれはと思えるような新分野進出への成功例、ありましたらお知らせください。

○持原管理課長 基本的に、なかなか経営が厳しい状況でございますので、大手企業さんを中心に福祉分野でありますとか、そういうものの進出、あるいは農業分野、これは最近、焼酎あたりの伸びが著しいようで、その辺のカンショ生産あたりを委託生産していたり、あるいは地域地域の特目の野菜等を特産品的につくっているような分野へ進出している例、そういうものが目立つのかなというふうには思っております。

○蓬原委員 であれば、やはりこれは大事なことだと思いますので、今、ここじゃなくて結構ですから、後でフォローしていただいて、どういう具体例があるのかなと。実際、成功例というのを、ちゃんと目の目というか、出して、こういう例があるよと、やっぱり検証していく必要があるのかなと思ますし、また、後に続く人たちの一つの目標にもなることですから、できたら、きょうでなくて結構なんで、それを幾つか洗い出してお知らせいただくとありがたいと思ます。

○持原管理課長 わかりました。

○蓬原委員 それと、技術検査課、355ページですが、意地悪な質問じゃないんですけど、4Rとよく言われますよね。リフューズ、リデュース、リユーズ、リサイクル。リデュースとリユースとリサイクルというのは、減ずる、再使用、

循環ということはわかるんですが、建設産業におけるリフューズ、いわゆる断わるというような意味だと思うんですが、つくらなければリフューズになるんですけども、これはどういうことですかね。何か具体的な作業では、リフューズというのはこういう作業が当たるんだよということをちょっと教えてください。

○児玉技術検査課長 リフューズでございますけど、基本的には発生させない、出さないという言葉でございますけど、現地において少しでも、土砂等でも考えてもらえれば結構かと思ますけど、できるだけそこで切り盛り等の産物にしていって対応していくという、外に持ち出さないとかですね。公共事業等であればそういう考え方も出てきます。

○蓬原委員 何となくわかりました。

それから、道路建設課の357ページ、一ツ葉有料道路なんですが、そういう試験をされて料金の値下げを決定されました。そこまでが18年度の実績ですが、19年の4月1日からですから、本当は実績は来年になるわけですけども、いろいろ調査をされて、実験をされて値下げを決定されましたから、4月1日以降、参考までに、その利用率といいますか、どのくらい上がったものか、わかっていれば教えてください。

○荒川道路建設課長 一ツ葉有料道路につきましては、ことしの4月から料金を値下げしております。普通車につきましては、北線ですけども、北線全線で370円から200円にしております。そういったことで、地元の方へのPRも含めまして、利用が10月の段階で、10月の前年度比ですけども、それで36%利用者が増加しております。それから前月、9月の段階ですと42%前年度に比べますとふえております。こういったことから、我々としましてさらにPRに努

めまして、利用者増を図っていきたいと思っております。以上でございます。

○蓬原委員 わかりました。

あと一件、358ページ、道路建設課、1時間アクセス率、いわゆる1時間構想がありましたが、その率による目標値と実績値かなと思うんですが、このアクセス率というのはどういう率ですかね。

○荒川道路建設課長 これは隣接市町村間、役場と役場の間を1時間で結びたいということ、要するに1時間でアクセスするということで、役場と役場を結ぶと。そうした中で、隣接している市町村の役場と役場が1時間以内に結べているか結べていないかということでこの目標値をしております。そういうことから、例えばこの87.5は、大変申しわけないんですけど、目標値と実績値がずっと87.5になっているんですけども、これは市町村間、市町村間で考えていきますと、先ほども質問に出ておりましたけれども、長期計画というのが前の長期計画でございます。18年度もそれに沿ってやっております。そうしますと、前は44市町村あったわけです。今は市町村合併で少なくなっていますが、この44市町村の中で市町村間、市町村間の組み合わせが全体で104組あります。その104組の中で何組1時間以内で結べるかというふうなことから出しておまして、例えば87.5としておりますけれども、104組の中で91組が1時間以内で結べておるという状況でございます。そういった目標にしているものですから、数字としましてはなかなかこれがすぐ上がるというふうにはなっていないということでございます。以上でございます。

○蓬原委員 わかりました。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○濱砂委員 ちょっと勉強不足で申しわけないんですが、全般的なことなんですけど、18ページの道路新設改良費で例を見ると、この中で外部に支出をするお金、例えば、共済費はわかるんですね。賃金というのと給料、職員手当等、賃金、報酬、この人件費等にかかわるものなんですけど、この内訳、特に報酬の内容について、どういうものなんでしょうか。

○荒川道路建設課長 道路建設課の17ページから20ページまでの道路橋梁総務費とか道路新設改良費の中で、今の質問にありましたように、報酬とか給料とか職員手当とかいろいろあります。これにつきましては、事業課のほうでこういった費目を組んでおりますけれども、これは部として全部集約するようになっております。それから出先へと流れていくようになっておまして、報酬の中身につきましては、ちょっと時間をいただきたいと思えます。

○濱砂委員 報酬とここで言う定義、どういうものに使用されるのか、私、わからんもんですから。

○荒川道路建設課長 申しわけありません。ちょっと時間をいただきまして調べて回答したいと思います。

○濱砂委員 同じことなんですけど、次は委託料。委託料が道路新設改良費の中では12億7,800万、工事請負費が160億という数字が出ているんですけど、それから片一方の道路橋梁総務費の中で見ると、委託料が6億1,500万出て、工事請負費が8億4,600万なんですよ。この委託料という内容についてはどのようなものなんでしょうか。

○荒川道路建設課長 この中の委託料といえますのは、道路をつくり出すためには調査設計をやりまして、そういったものがこういった委託料というふうになっております。

○濱砂委員 その委託料が工事費の半分ぐらいの金額を占めるという、この内容なんです。後から結構ですが、全体に占める、報酬の定義も含めて、工事請負高と委託料、この割合等を数字で出していただけませんか。

○荒川道路建設課長 先ほどの報酬ですけれども、これは用地調査員の費用になっております。

○濱砂委員 わかりました。あとは職員に係るものですね。

○荒川道路建設課長 今、委員がおっしゃいました工事費の委託料が工事費の半分ぐらいというのは、済みません、どこかわからないんですけど。

○濱砂委員 21ページの道路橋梁総務費の中の下から2段目、委託料6億1,500万、それから22ページの1段目、工事請負費8億4,600万、これはどう連動しているのかわからないんですけど。

○東道路保全課長 道路保全課の分の委託料は、パトロールとか草刈りとか、そういうのが全部委託料になります。

○濱砂委員 わかりました。といいますのが、委託料というのが非常に目立つんです。それも、いわゆる設計委託、いろいろ私どもが話を聞く中で、工事請負者がこのままではできないと。しょっちゅうやりかえていく。コンサルがやった設計では工事ができないと。小さな工事も多いみたいですが。そういう話を苦情としてよく聞くんですわ。それをまたやりかえる、やりかえると。工事期間に間に合わんような状態で追いまくられるというのが現実的にあるようなんです。その辺のものを聞いていたものですから、この中の設計委託料、工事費のうちの大体どのくらいを占めているのか。後から結構ですから、資料で教えていただけませんか。

○横田主査 それは道路建設課。

○濱砂委員 全体、できたらその内訳を知りたいんですけども。それでまたいろいろお伺いしたいと思います。

○横田主査 今の件、よろしいでしょうか。わかりますか。

○荒川道路建設課長 後ほど資料を、調べて回答したいと思いますけれども、一応、道路建設課の18ページから20ページの間に委託料として書いてありますけれども、この部分の……。

○濱砂委員 そうですね。維持管理については、そっちのほうが入っているから金額が多いんですね。では、参考例でそこだけで結構です。

○荒川道路管理課長 わかりました。

○横田主査 では、お願いします。

ほか、ございませんか。

○武井委員 不適正資金について伺いたと思いますが、これは預けですからわかるのかどうかかわかりませんが、これは行ったときにまた聞いてこようと思うんですが、油津港湾事務所から贅波の亜熱帯支場に預けを配分しているというのがあるんですが、これはどの費目のどれが農政水産部に回ったとかいうのは特定できるものなんですか。

○持原管理課長 例示として御理解いただきたいと思うんです。例えば、款が土木費、項が港湾費、目が港湾建設費というような経費から出ているようでございます。

○武井委員 何ページですか。

○持原管理課長 それは資料では出ておりません。

○武井委員 確かに、預けている以上はなかなかどこからというのが言えないところはあるかと思うんですが、これは確認なんですけれども、ということは、結局、この決算の金額の中に実

際は農政水産部の贄波の支場が使ったものも含まれているという理解でいいわけですよ。つまり、現実的に預けが向こうに行って、向こうで使われているわけですから。そういう理解でよろしいですか。

○持原管理課長 物として結果的には向こうに行っているということでございます。

○武井委員 その1点でも決算の認定というところはいろいろまた問題もあるのかなと思います。それはわかりました。これは、また油津に行つて伺つてこれだと思いますので、この辺にします。

次ですけれども、監査の指摘事項の件ですが、旅費の過払いが5～6点入っていますが、都市公園事務所のものとか、また後半のものも一部は入っているんですが、監査ですので、お伺いしますが、実際に過払いになったものとか、2キロ未満のものに雑費を支給していたとかいうもの、これはすべて実際に当人なりからその分は戻してもらったという理解でよろしいでしょうか。

○持原管理課長 そういう不適正なものにつきましては、返戻措置がとられているというふうに理解しております。

○武井委員 わかりました。じゃ、確認ですけど、過払いということで監査委員から指摘されたものはすべて当該職員が返納したという理解でよろしいということですね。

○持原管理課長 そういうことでございます。

○武井委員 わかりました。

次ですけれども、1つ、高速道対策局に伺いたいと思います。施策のほうですけれども、「高速道路網整備促進」、県単の事業で予算が組んであるんですけれども、この中で、いわゆる知事なりが、当然、国に行つたりとか、要望活動と

実際のシンポジウムの開催みたいなのと2つの柱で構成されているんですが、この内訳、大体シンポジウム等に幾らぐらい使つて、要望活動に幾らぐらい使つてというのは、内訳がわかれば教えてください。

○岡田高速道対策局長 内訳については、手元に資料がございませんので、時間をいただきたいと思います。

○武井委員 また、では、それはお願いしたいと思います。

そこで、ちょっと御質問申し上げたいのは、私も4月から議員になりまして、こういう各種大会にいろいろ出る機会もあるんですが、例えば、知事が何か自分が司会をしなきゃいけないのかの認識もそもそもなかったりするようなものもあつたり、あれは鉄道の期成同盟だったかもしれないんですけれども、あつたりしたんですが、実際にこういったシンポジウム等の費用対効果というか、やらんがためにやっているようなものの中にはあるんじゃないかなと。もちろんそれは地方地方、各地各地においては重要なんですけれども、ちょっとセレモニー化しているところもあるのではないかと思うんですが、実際にこういったシンポジウムとかいわゆる氣勢を上げるようなもの、こういったものの実際に費用対効果であるとか、あるべき形とか、そういうものは例年、その都度、その都度、検討とか検証はされているものなんでしょうか。

○岡田高速道対策局長 費用対効果の数字的なものは持ち合わせておりませんが、評価として各年各年、例えば、昨年で言いますと、中期計画をつくりますとかいう発表がされる、そのために運動をしていく、運動していく中で、今度、中期計画の素案が発表されて、大きく積み上げられたものが出たりとか、今まで基本計画の区

間の整備の決められていなかった手法が、方向が見出されたとか、そういう成果は出てきているのではないかと考えております。

○武井委員 やること自体の意義は非常によくわかるんですけども、例えば、ホテルの一番大きいところを借り切ってやるようなものもあたりとかするわけですから、そういうものももっと公共施設を使うであるとか、呼ぶ方もある程度調整するであるとか、もっと簡素にするとか、内容自体というよりは、やり方が非常にあると思うんですね。ですから、こういったシンポジウム等についても、できるだけ費用のかからない形で開催をしていくということが非常に大事ではないかと思うんですが、最後、その認識だけ伺わせてください。

○岡田高速道対策局長 委員の言われること、そのとおりでと思っております、私たちも、できるだけコストのかからない公共施設等を会場として利用するように努めております。今後ともそうしていきたいと思っております。

○武井委員 以上よろしくお願ひしたいと思います。

○坂元委員 ちょっと1つだけ教えてください。最近、道路の草刈りが相当減りましたね。この財源は県単ですか。

○東道路保全課長 県費です。

○坂元委員 全部。

○東道路保全課長 そうです。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○外山良治委員 どうしてもわからない部分があるんですが、ここは決算分科会ですので、会計年度内に発生した事案について監査をすると。結果、監査指摘事項なんかが出てくると。そういったことを今、決算審査をやっていると思うんですが、例えば平成18年度監査に係る指摘一

覧というのがありますよね。合計、指摘事項では20指摘事項があると。これは恐らく通常監査でしょう。(11)というのは、今度、不適正な処理について指摘された部分を追加したということではないでしょうか。

○持原管理課長 先ほどの御説明とも関連するんでございますけれども、そういう事実がことしになって発覚いたしまして、追加して監査事務局のほうで調査をしたり、前倒しして該当所属について調査をしたり、補足的に調査をしたりして、不適正な事務処理に係るものとして指摘したものがその内数、括弧書きというふうに御理解いただきたいと思います。

○外山良治委員 ということであれば、例えば今回の不適正な事務処理については、時系列ごとに聞かせてもらえませんか。

○持原管理課長 時系列と申しますと。

○外山良治委員 知事就任をしたのがいつか……。

○横田主査 外山委員、監査委員に対する質疑。

○外山良治委員 それは後からでいいです。

○横田主査 暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時23分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

○持原管理課長 知事が就任されて、最初の問いかけがあったのがことしの1月23日、みやざき学園で預けが行われていたという一番最初の報告があったのが5月8日、それを受けまして調査を始めまして、自主申告という形で最初とらえまして、自主申告状況を公表いたしましたのが5月31日、それから外部調査委員会を6月6日に設置いたしまして、6月11日から全庁的な調査を開始し、9月5日に外部調査委員会の

最終的な報告があったと。そういうことで後、関係職員の処分とか、今、返還といいますか、その手続をとっているところであります。

○外山良治委員 ということであれば、この中に上げるということが妥当なのかどうかということを僕個人的には思います。というのは、あくまでも監査指摘事項というのは、出納閉鎖をして、全部終わった時点で、その中で監査委員が指摘をした事項でしょう。これは終わった時点で、明らかになったのはつい最近ですから、それをこの決算審査の中で資料として出すことがいかななものかと。通常から言えば、これは別冊で、別のまた委員会を開いて、そこで議論すべきじゃないんでしょうか。主査、どうでしょう。こういう決算のあり方でいいんでしょうか。

○横田主査 暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時33分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

○外山良治委員 担当課長、これはちょっとわかりにくいから、資料を通常監査での指摘、発覚後の指摘、これを分けて、わかりやすく後でまた資料を出していただきたいというふうに思います。これは主査のほうにお願いをいたします。

もう一点お伺いしますが、建設リサイクル、全体のリサイクル率というものはどの程度なのか、全国標準、宮崎県の実情、リサイクル率をどういうふうに考えておられるのか、お聞かせください。

○児玉技術検査課長 リサイクル率でございますが、一応、公共工事等におけるリサイクル、これ、アスファルトとかコンクリート殻等のリサイクルを私たち一般的に申し上げております

が、こういった数字はほぼ100%に近いリサイクルを行っている。全国でもそういう形になっております。ただ、建物等の取り壊し等で起きます建設等の発生木材等、このリサイクル率というのは全国的にも低いんですが、45%というような数字が出ておるところでございます。そういった状況で今、私たちも一生懸命こういった推進に取り組んでいるという状況です。

○外山良治委員 宮崎県は森林県とよく言われています。それで、僕は全くわかりませんが、土どめを間伐材でしたらどうかと、そういったことが長年言われてきたと。間伐材、いわゆる木材の利用率というのは、18年度決算年度の中でどの程度であったのか、増減、ふえているのか減っているのか、今後どういう方向で考えておられるのか、それを教えてください。

○児玉技術検査課長 そのデータにつきましては、後ほど、調べて御回答したいと思います。

○横田主査 お願いします。

○外山良治委員 データは後でも結構ですから、今、大体どの程度、アバウトで結構ですよ。

○児玉技術検査課長 木材の18年度の利用率と申しますか、リサイクル率は56.6%という数字になっております。一応、間伐材という観点からすると、その数字的なものは今、とらえておりませんので。

○外山良治委員 土どめが何かも私はわかりませんですよ。ちょっと本で読んだような気がしますから言っているだけで。いわゆる間伐材というものをそういったものに使用しよう。これは間違いはないんですか。そういった方向なんですか。

○児玉技術検査課長 できるだけそういったものを利用するというところでございます。

○外山良治委員 今後の方向としては、そういつ

たものを考えていこうというのが部の方向ですね。詳細については、例えば過去の実績、それと18年度決算年度、それと19年度がどういう状況か、その資料等については、後でも結構ですから、よろしく願いいたします。

○**児玉技術検査課長** そういうことで、公共三部等とのそういった整合もありますので、データの的には後ほど御回答したいと思います。

○**外山良治委員** 河川課はまだですので、河川課外ののり面の草刈り、非常に苦情が多いんですよ。例えば宮崎市では草刈り条例があると。草刈り条例の範疇に入るわけですか。入らんのですか。

○**東道路保全課長** 道路が草刈り条例に入るか入らないかは、今、把握しておりません。

○**外山良治委員** 入るかどうか宮崎市に電話して聞いてもらえますか。

○**横田主査** 今、聞いたほうがいいですか。

○**外山良治委員** 後でいいです。

例えば、県の一ツ葉バイパスがありますでしょう。あそこののり面、赤江地区に私、住んでいるんですが、ススキがいっぱい。その種が軟弱野菜の畑地にずっと流れていくわけですよ。それで草刈りが大変だと。宮崎市は草刈り条例があるから、条例で刈れと。今、ちなみに、どの程度の草刈りをしていただいているんですか。

○**荒川道路建設課長** 一ツ葉有料道路のお話かと思いますが、この一ツ葉有料道路は立体的になっていますので、のり面が当然あるわけでございます。その辺の草刈り、それから沿道等の維持管理、そういったものにつきましては、道路公社のほうでやっておりますけれども、一ツ葉有料道路の草刈りについては、ずっと沿線がありますから、平等にやっていく必要があります。そういうことで年に1回、盆前ですか、

最低限刈るというようにしております。そして、その中で特に必要なところにつきましては、その都度刈っているという状況でございます。基本的には年に1回ということでございます。

○**外山良治委員** 赤江地区は悩んでおります。この前もしこたま怒られました。タヌキが巣をつくったり、これは恐れないんですよ。イタチがおったり、そういうのが荒らしていると。ススキが畑に種を散らしてしまう。宮崎市の場合にはおおむね年に2回はしていますよ。3カ月に1回は、河川課ではないんですが、道路から1メートルぐらいですか、宮崎市では刈ってくれるんですよ。県のほうは1年に1回。ですから、たまらんです。火災の時期になるから、一たん火災になると大変ですよ。人家がたくさんなところは一たん火災になったら大変ですよ。ですから、それは要望しておきたいと思います。以上です。

○**横田主査** ほか、ございませんか。

○**濱砂委員** 総括はまだですか。

○**外山良治委員** 激特事業というのがありませんでしょう。激特事業の範囲というのは、例えば流木は含まれるんですか。

○**横田主査** 河川課ですかね。後半で聞いていただけますか。

濱砂委員、総括というのは予定していないんですよ。だから、今、説明があった分はできれば今、聞いていただきたいんですけど。

○**濱砂委員** 全体的なものの中で、最後に要望をいたします。最後に総括の時間をとってください。分割でやっていますから。今あったのの関連も出てきますので。要望です。

○**横田主査** わかりました。

○**荒川道路建設課長** 濱砂委員からありました先ほどの委託料のことですけれども、詳しいの

じゃないですけども、17ページに書いてありますように、道路橋梁総務費の中の委託料2億7,700万というのがあります。これにつきましては、補助事業とかを要望するときに、県のほうでまず補助事業がつく前に調査をせにゃいかんわけでございます。これも当然、測量とか調査が要ります。そういったものに使われております。

それから、18ページの委託料でございますけれども、これにつきましては、予算額で14億6,100万となっております。この中では、ほとんど補助の国道とか補助県道とか、そういったものの整備をするに当たりまして、必要な測量、調査、設計、そういったものが入っております、ここに書いてありますように、約14億ぐらい入っておるわけでございます。

そして、次の19ページのほうの委託料、橋梁新設改良費となっておりますが、これは県単で橋梁をやったところの委託料でございます、400万でございますが、上がっているところでございます。

こういったものは工事をやるための、その前の設計ということでございます。工事費を見ていただきますと、例えば18ページの工事請負費、予算で見ていただきますと209億2,500万というふうになっております。こういった工事を進捗するための設計ということでございまして、その予算の中で見ていただきますと、委託料が大体14億ぐらいということになってございまして、工事費に比較をしますと大体15分の1ぐらいが委託料というような格好になっております。以上でございます。

○濱砂委員 そのうちの県単の持ち出しはどのくらいなんですか。ほとんど補助公共ですか。

○荒川道路建設課長 現在、平成18年度に限り

ますと、県単が約10億弱ぐらいあったわけでございますが、工事費等でもあったわけでございますけれども、その中で測試等もやっております。でも、これはそんなに大きな額ではありません。18ページの道路新設改良費の中の209億2,500万という実際の工事をやる額が上がっておりますけれども、この工事をやるための設計というのは、補助事業、国からの補助とか交付金、要するに国費が5.5とか、4.5が県費というような状況で、大体半分ぐらいが国費、半分ぐらいは県費という状況でございます。ですから、この委託料の14億6,000万につきましても、半分ぐらいは県費というような状況になります。以上でございます。

○濱砂委員 委託料の国県の割合、これは出ますよね。県の持ち出しがどのぐらいかかっているのか、わかりますか。委託料のうち県の持ち出し。県費。

○荒川道路建設課長 大まかですと、さっき言いましたように、14億6,100万と書いていますけれども、これの半分。例えば国庫補助ですと、国が5.5、県が4.5となっております。ほとんどこういう補助でいっていますので、大まかにはこの14億6,100万のうち45%が県費ということになると思っております。

○濱砂委員 ちょっと教えてください。2分の1は県費で出しているということですね。県土整備部総額のいわゆる委託料というのは、後から結構ですが、総額。そのうち県費が幾ら使われているのか。後から結構です。総括をそこで欲しかったんですよ。

いろいろな話があって、現地を知らないコンサルが機械で設計すると。だから、そこに合わない部分が結構あるんだと。無駄だという話があるんですよ。できたらそういうところについ

ては詳しい人がコンサル、設計までコンペをさせてもらおうといいと。業者の中にも非常に詳しい人たちがおる。何も知らない業者がそれをとるというところもあるから、要望としてはそのコンサルまでコンペをやらせてくれと。いいものを使ってもらえばいいわけだからという話をよく聞くもんですから。総額で県費がこの委託料に幾ら使われているのか、工事の何%を占めているのかがちょっと知りたいんですよ。後から結構ですから、主査、よろしくをお願いします。

○坂元委員 さっきの武井委員の港湾のあれですが、どこの費目から出したかということですね。費目から出したかということは、補助公共5割5分国から来る。それは人件費の中でも出ましたね。これは県費じゃなくて補助金の中から人件費を充当しましたと。事務費とかテスト費とか、割合は何%ぐらいになるんですか。例えば1億円補助公共で流れてきた場合に、大体、前は食糧費というのがあったけど、今はないんでしょう。

○持原管理課長 基本的には事務費率としては事業費の中の4%ぐらいです。

○坂元委員 テスト費なんかは。

○荒川道路建設課長 測量試験費等につきましては、上限はなくて必要な額になっております。ですから、先ほど言いましたように、工事請負費と委託料というトータルでいったら大体15分の1というふうなことかなと思っております。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○外山良治委員 しつこいようで済みません。預けに関することですが、これは款項目節、款流用でもう一度分けてもらえんですか。

○持原管理課長 亜熱帯の問題とか、学校の問題とか、我が部で幾つか関連して部分がありま

すので、この分は整理させていただきたいと思います。

○外山良治委員 こういった款同士の流用というのは、今まで20数年間で初めて聞きましたから、びっくりしています。例えば、款同士の流用が何件で、節間の流用が何件で、その総件数に対しての款の流用が何件、それを分けて、後で資料で出していただきたいと思います。

○横田主査 管理課長、できますか。

○持原管理課長 款を整理しまして、検討させていただきたいと思います。

○外山良治委員 検討じゃないですよ。そんなに難しいことじゃないでしょう。例えば、項で流用して、それをためて預けたとか、余分なものを買ったとか、款同士は論外ですが、どういった手法で今まで悪さをしていたのかと、それが知りたいと、ただそれだけですわ。だから後で検討しますわというような問題じゃなくて、わずか2.5%という数字なら、過去5年間で100億ぐらいですか、20億。20億の3億7,000万ですから、大体3%ぐらいでしょう。それがどういふふうの問題になっているのかということを知りたい。防止策の一環としてそういうのを知りたいから、それを出していただきたい。今出せるなら出していただきたいんですよ。どうですか、課長。

○持原管理課長 委員の御趣旨はわかりますので、私どもの考え方も整理をして出させていただくということで御理解いただきたいと思いません。

○外山良治委員 今は無理なんですね。

○持原管理課長 後ほど提出させていただきたいと思います。

○外山良治委員 わかりました。

○児玉技術検査課長 先ほど、外山委員のほう

から間伐材等の率のお話でしたが、基本的には、建設副産物という観点からしますと、先ほど私が申し上げました木材の56.6%というのは、公共等で発生する、家を壊したりいろいろなものの木材副産物の率でございまして、現場で伐開とか、そういう木が発生しますね。そういったものの活用等でございますが、間伐材というのは当然、利活用を図るようになっておりますので、この数値はリサイクルとまた別の観点で、公共三部で環境森林部の山村・木材振興課のほうから例年、利活用を図るようになっておりますので、各事業課のほうにすべてデータを何千立米とかいうような形で数字を出すようなことになっておりますが、その数字でいいということであれば、またデータを後ほどお持ちしますが、よろしいでしょうか。

○外山良治委員　そういう趣旨で質問をしました。

○児玉技術検査課長　わかりました。

○横田主査　お願いします。

○岡田高速道対策局長　先ほど、武井委員からの御質問にお答えしたいと思います。391ページの「高速道路網整備促進」の大会、要望活動等についての内訳でございます。大会経費につきましては、334万9,000円、要望活動費に263万7,000円、事務経費として139万4,000円という内訳になっております。

○武井委員　わかりました。この334万9,000円、これは、何が年間に何回あって、その結果この金額になったということでしょうか。

○岡田高速道対策局長　393ページの施策の評価のところの中段のほうに各種大会や要望活動回数等が書いてございますが、18年度につきましては26回ということでございます。

○武井委員　ということは、この26回分の合計

が、事務費はまた別に入っていましたから、借り上げ代とかそういうものがこの334万円だったということよろしいですね。

○岡田高速道対策局長　そういうことでございます。

○武井委員　わかりました。

○横田主査　ほか、ございませんか。

それでは、昼も近づきましたので、後半の部は午後から行いたいと思います。

それでは、先ほどから、蓬原委員の新分野進出の成功事例と、瀆砂委員の委託料の総額と県費の割合、外山委員の監査指摘を18年度と追加分とを分けて出せないかということと、今言われました間伐材の土どめの状況と、最後に要望のありました款同士の流用、それを説明してくれということなんですが、午後から残りの後半部分の質疑を行いますけど、その後の総括でも結構ですので、そのときに御説明をいただきたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時5分再開

○横田主査　分科会を再開いたします。

後半の説明をお願いいたします。

○児玉河川課長　河川課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の25ページからでございますが、30ページの一番下の段の河川課計をごらんください。18年度決算額が、予算額437億3,860万4,000円、支出済額362億4,003万9,687円、翌年度繰越額は明許繰越額が66億3,246万6,000円、事故繰越額が8億945万円、記載しておりませんが、これらを合わせまして合計で74億4,191万6,000円、不用額5,664万8,313円、執行率82.9%で、翌年

度繰越額を含めると99.9%となります。

次に、執行残100万円以上、執行率90%未満のものについて御説明いたします。

25ページにお戻りください。まず、上から3番目の(目)河川総務費であります。執行率が83.3%となっております。また、次の26ページの(目)河川改良費であります。執行率が72.1%となっております。これらは、主に翌年度への繰り越しによるものであります。また、河川改良費の不用額772万6,334円につきましては、主なものとして直轄河川工事負担金等の執行残でありまして、国の事業費の変更決定がくれたことによるものであります。

次に、29ページをお開きください。上から7行目の(目)土木災害復旧費であります。執行率が88.7%となっております。これは、主に翌年度への繰り越しによるものであります。また、不用額4,892万1,755円につきましては、16年災の事業完了に伴う執行残であります。

次に、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

成果の報告書の「河川課」のインデックスのところ、365ページをお開きください。表の1番目の改善事業「『ふるさとの道・川・海』愛護ボランティア支援事業」では、道路保全課、港湾課と連携しまして、ふるさとの道・川・海の環境や景観の維持を図るため、県民と行政が協働して美化活動を実施するものであります。河川課におきましては、河川清掃などのボランティア活動について、必要な資材の貸し出し・支給等を行いました。平成18年度は70団体、約1万人が参加いたしました。

次に、367ページをお開きください。3番目の「水防災対策事業」であります。これは、延岡市の五ヶ瀬川や北川、日向市の耳川におきま

して、輪中堤の整備や宅地のかさ上げなどを行うことにより、家屋の浸水被害の防止・軽減に取り組んだところであります。

次に、368ページをお開きください。1番目の「総合流域防災事業」であります。小松川ほか10河川におきまして、河道拡幅や橋梁かけかえなどの河川改修による洪水対策を図りますとともに、新別府川や大谷川などにおいて、水位計の設置、浸水想定区域調査等のソフト対策に取り組んだところであります。

次に、2番目の新規事業「洪水ハザードマップ作成支援事業」であります。これは、災害発生時に住民や市町村等が的確に行動できるよう、洪水ハザードマップを作成する市町村に対しまして、国と県で費用の一部を補助するとともに、作成に関して指導助言等を行ったものでございます。

次に、3番目の「河川激甚災害対策特別緊急事業」であります。これは、17年の台風14号、18年7月の梅雨前線豪雨によりまして、甚大な浸水被害を受けた宮崎市の大淀川、延岡市の五ヶ瀬川、えびの市の川内川水系の県管理河川において、浸水被害の軽減に向け、堤防かさ上げや排水機場の増設など、緊急的・重点的に取り組んだところであります。

次に、369ページをごらんください。2番目の「県単自然災害防止河川改良事業」であります。これは、五ヶ瀬川ほか12河川で河川の堆積土砂の除去に取り組んでおります。

下から2番目の「公共土木災害復旧事業」でございます。18年度は、16年災、17年災、18年災を合わせまして、宮崎市の天神川ほか269カ所を実施しました。災害箇所への早期復旧に努めたところでございます。このうち天神川ほか148カ所を繰り越しましたが、ことし10月までに繰

越箇所のうち約9割が完成をしております。

次に、370ページをお開きください。県管理のダムを適正に管理するため、一番上に記載する補助事業の「ダム施設整備事業」、その下の県単事業であります「ダム施設管理事業」によりまして、必要な管理設備の改良工事や機器の更新、補修工事に取り組んだところであります。

次に、「侵食対策事業」であります。これは、近年、侵食が著しい宮崎市の住吉海岸におきまして、離岸堤による侵食対策事業を実施したところでございます。

次に、371ページをごらんください。施策の評価であります。18年度の成果としましては、約98戸の家屋の浸水被害が防止・軽減されましたが、17年の台風14号、それから18年7月豪雨でも甚大な浸水被害が発生しておりますので、浸水被害が大きかった箇所を中心に、より一層、重点的に河川改修を推進していく必要があります。また、ハード整備とあわせて、わかりやすい防災情報の伝達・提供や洪水ハザードマップ作成支援などのソフト対策を今後も推進していく必要があると考えております。災害につきましては、決定箇所の99.7%を実施しておりまして、今後とも、早期復旧に努めていくこととしております。

続きまして、監査における指摘要望事項の処理状況についてであります。

別冊、お手元に監査委員から出されております「宮崎県歳入歳出決算審査意見書」、そちらのほうをごらんいただきたいと思っております。これの7ページでございます。午前中話題に出たものです。4の収入の確保についてであります。当課につきましては、この下のほうにあります。 (2) その他の収入の確保についてというところでございますけれども、座礁船舶の撤去費用に係る収

入未済の解消に努める必要があると、そういう意見が述べられておりまして、これにつきましては、平成15年4月に一ツ葉海岸沖でホンジュラス船籍の船舶の座礁事故が発生しまして、船主が撤去しなかったため、行政代執行法に基づきまして、県が除去をしたところであります。船舶所有者に対しまして、平成16年7月で撤去費用の納付命令・請求を行っておりますが、請求督促後も納付されていない状況であります。滞納処分のため資産等の調査を実施いたしましたが、滞納処分を行える資産が存在しないことが判明しましたので、継続した催告により、これまでに8回の催告状を送付し、納付を促しているところであります。今後も催告を繰り返す行い、粘り強く納付を促していきたいと考えております。

河川課は以上でございます。

○桑畑砂防課長 砂防課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の32ページをお開きください。一番下、砂防課計をごらんください。当課の平成18年度決算額は、予算額124億8,816万3,000円、支出済額92億7,290万3,785円、翌年度繰越額のうち明許繰越額26億1,333万6,000円、事故繰越額6億192万3,000円、不用額215円、執行率74.3%で、翌年度への繰越額を含めると99.9%となります。

次に、目の執行額が100万円以上のものはありませんけれども、執行率90%未満のものについて御説明いたします。

31ページの中ほどの(目)砂防費でございますけれども、執行率は74.2%となっております。これは、主に翌年度への繰り越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたし

ます。

報告書の「砂防課」のインデックス、372ページをお開きください。(1)の施策、県土保全対策の推進であります。主な事業について御説明いたします。一番上に記載しております「通常砂防事業」であります。高千穂町の尾向平川ほか33溪流において堰堤工などを整備して、土石流による災害の防止対策を実施しております。

続きまして、373ページをごらんください。表の一番上の「災害関連緊急砂防事業」であります。諸塚村の矢左右谷川において堰堤工を整備して、土石流対策を実施したところであります。また、日南市の上大節地区ほか1カ所において急傾斜地の崩壊対策として、のり面工を実施したところであります。

次に、2番目の「砂防激甚災害対策特別緊急事業」であります。平成17年の台風14号で激甚な災害が発生した椎葉村の野地川において、再度災害を防止するために堰堤工を実施いたしております。また、同じく椎葉村の夜狩内地区ほか2カ所において、地すべり対策として、アンカー工や押さえ盛り土工を実施したところであります。

次に、下から2番目の「急傾斜地崩壊対策事業」であります。美郷町南郷区の下名木地区ほか47地区において、擁壁工及びのり面工を実施いたしております。

374ページをごらんください。一番上の「総合流域防災事業」であります。この事業は、ハード対策とソフト対策を一体的に実施するなど、災害対策について総合的に取り組むものでありまして、美郷町南郷区の矢形谷川ほか4溪流において、堰堤工を実施するとともに、急傾斜地崩壊対策事業により、西都市の圀地区ほか13地

区において、擁壁工やのり面工を実施いたしております。

375ページをごらんください。中ほどの施策の評価であります。本県の土砂災害危険箇所の整備状況につきましては、表の一番下、右側であります。平成18年度末で26.3%となっております。今後とも、災害発生箇所の早期復旧を図るとともに、土砂災害危険箇所の整備を推進し、安全で安心な生活基盤の確保に努めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果については以上でございます。

なお、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はありません。以上でございます。

○竹内港湾課長 港湾課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の33ページから40ページでございます。港湾課につきましては、一般会計と特別会計がございますので、まず、一般会計から御説明をいたします。

37ページの一番下の段でございます。一般会計の計の欄でございます。平成18年度決算額は、予算額73億9,740万6,840円に対しまして、支出済額64億4,342万22円です。翌年度繰越額6億2,344万6,013円、不用額3億3,054万805円、執行率は87.1%、翌年度繰越額を含めると95.5%となっております。

次に、目の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

35ページにお戻りください。(目)港湾管理費であります。執行残が654万3,110円となっております。これは、主に直轄港湾事業負担金の執行残でありまして、国の事業費の変更決定がおくれたものによるものでございます。

37ページをお開きください。(目)港湾災害復

旧費であります。執行残が3億2,305万3,100円となっております。これは、災害決定後の関係機関との協議の結果、工法変更が生じたことによるものでございます。

次に、目の執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

36ページにお戻りください。(目) 港湾建設費であります。執行率が88.2%になっております。また、37ページの(目) 港湾災害復旧費であります。執行率が51.2%となっております。これは、先ほど説明いたしました執行残や繰り越しによるものでございます。

次に、39ページをお開き願います。港湾整備事業特別会計の決算についてでございます。決算額につきましては、先ほど部長のほうから説明がありましたので、省略させていただきます。

38ページにお戻りください。初めに、目の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

(目) 港湾管理費であります。執行残が203万7,320円となっております。これは、主に引き船運営費の執行残であります。

次に、39ページの(目) 予備費であります。執行残が200万円となっております。

また、執行率が90%未満のものは予備費以外についてはございませんでした。

一番下の段の港湾課の計の欄でございます。当課の一般会計、特別会計を合わせました18年度の決算額は、予算額91億1,652万9,840円に対しまして、支出済額81億5,850万5,011円、翌年度繰越額6億2,344万6,013円、不用額3億3,457万8,816円、執行率は89.5%、翌年度繰越額を含めると96.3%となっております。

次に、40ページをごらんください。港湾整備事業特別会計の歳入について御説明いたします。

一番下の段の歳入合計でございますが、予算額17億1,912万3,000円に対しまして、収入済額が17億3,146万2,150円となっております。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の「港湾課」のインデックス、376ページをお開きください。(1) 自然豊かな水辺の保全と創出についてであります。「『ふるさとの道・川・海』愛護ボランティア支援事業」は、海岸の清掃活動に取り組んでいる団体に対しまして、必要なゴミ袋などを支給し、活動を支援するものであり、17団体の2,832名の参加をいただいたところでございます。下の欄に「ふるさとの道・川・海」愛護ボランティア活動状況の推移を表にしておりますが、参加数が年々増加しております。県民との協働による港湾・河川・海岸が順調に進展しているものと考えております。

次に、(2) うるおいややすらぎのある美しい景観・環境づくりについてであります。377ページをごらんください。中ほどの「港湾環境整備事業」であります。油津港と宮崎港におきまして、港湾緑地の整備に取り組んでおりまして、自然と調和した水辺空間の形成などに貢献しているものと考えております。

次に、378ページをお開きください。(3) 海上輸送機能の強化についてであります。379ページをごらんください。一番上の「港湾改修事業」であります。細島港ほか3港におきまして、防波堤や物揚げ場などの整備を行ったものでございます。

次に、下から2段目の「油津港長期整備計画調査事業」であります。17年度から19年度にかけて油津港の港湾計画を改訂するため、調査を実施しております。

次に、「ポートセールス推進事業」であります。

昨年度は、東京と宮崎におきまして港湾セミナーを開催しまして、約250名の御参加をいただいたほか、港湾利用促進のために企業訪問などを精力的に実施したところでございます。

次に、380ページをお開きください。施策の評価についてであります。港湾整備につきましても、海上輸送コストの低減や港湾の効率性、安全性、信頼性を確保するために、重点的・効果的な整備を実施したところであり、今後とも、港湾整備の推進に努めてまいりたいと考えております。また、重要港湾の利用促進につきましては、「宮崎県ポートセールス協議会」を核としまして、ポートセールスの推進に努めたいと考えております。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

港湾課については以上でございます。

○河野都市計画課長 都市計画課であります。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の41ページから43ページであります。43ページの一番下の段の都市計画課計をごらんください。平成18年度決算額は、予算額46億3,119万8,000円、支出済額38億2,991万3,933円、翌年度繰越額8億85万1,000円、不用額43万3,067円、執行率82.7%、翌年度繰越額を含めますと99.9%となります。

次に、目の不用額が100万円以上のものはございませんので、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

前のページの42ページにお戻りください。(目)街路事業費であります。執行率が82%になっております。これは、主に繰り越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の「都市計画課」のインデックスのところ、381ページをお開きください。まず、上から4行目の(1)の快適でゆとりある都市環境の整備についてであります。施策推進のための主な事業及び実績の2段目の「公共街路」についてであります。延岡市中心部の交通混雑緩和やまちづくりを推進するために、延岡西環状線を整備しております。この中で愛宕通線の岡富橋、須崎中川原通線の祝子橋の整備などを実施しております。また、連続立体交差では、日向市のJR日豊本線約1.7キロメートルの高架橋及び駅舎の工事が完成し、平成18年12月17日に新駅の開業式が行われたところであります。

次に、382ページをお開きください。「地方道路交付金」についてであります。街路改築で都城市の蔵原通線ほか11路線で事業を実施いたしました。

次に、新規事業の「都市計画道路見直しガイドライン策定」についてであります。長期未着手の都市計画道路の見直しに対する市町村の主体的な取り組みを促進するため、県で統一した見直し方針等を定めたガイドラインを策定いたしました。

次に、施策の評価についてであります。各種事業の推進により、交通の円滑化、渋滞の緩和が図られているところであります。今後とも、ゆとりと潤いのある生活環境の確保を図るため、都市環境の整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、383ページごらんください。中ほどの(2)のうるおいとやすらぎのある美しい景観・環境づくりについてであります。施策推進のための主な事業及び実績といたしましては、「住みよいふるさと広告景観づくり」では、屋外広告物監視等により、違反広告物の除去等是正をい

たしました。

次に、384ページの施策の評価であります。景観づくりの考え方や方向性をまとめました「宮崎県景観形成基本方針」を策定いたしました。また、屋外広告物につきましては、適切な指導や広報活動により、違反広告物は減少傾向にあります。今後とも、適切な是正指導を行うとともに、屋外広告物条例の趣旨等について周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

都市計画課は以上でございます。

○富高公園下水道課長 公園下水道課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の44ページから46ページでございますが、46ページの一番下の段の公園下水道課計をごらんください。当課の平成18年度決算額は、予算額8億2,171万9,000円、支出済額8億1,967万4,894円、翌年度繰越額202万3,000円、不用額2万1,106円、執行率99.8%、翌年度繰越額を含めると99.9%となります。

なお、目の執行残が100万円以上及び執行率が90%未満のものはございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の「公園下水道課」のインデックス、385ページをお開きください。4行目、(1)の施策、良好な水環境の保全でございます。公共下水道整備促進を図るため、宮崎市ほか6市10町に対しまして、公共下水道整備交付金を交付いたしました。

施策の評価としましては、平成18年度末現在の公共下水道人口普及率は、目標の48.5%に対しまして48.3%となっております。緊縮財政

の中、ほぼ順調に整備が進められているところでございますが、平成19年3月に改訂しました「第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画」に基づき、市町村の実情に応じた一層の効率的・経済的な整備を進める必要があると考えております。

次に、386ページをごらんください。3行目、(2)の施策、うるおいとやすらぎのある美しい景観・環境づくりでございます。「公共都市公園整備事業」では、総合運動公園のソテツ広場の遊具設置、公衆トイレ3棟、園路照明施設設置工事を実施しました。

その下の「県単都市公園整備事業」では、平和台公園ほか4公園と、青島亜熱帯植物園の計6施設の維持補修等を実施しました。

施策の評価としましては、県立都市公園では、県民の健康維持増進、余暇活動の場として施設の設置工事及び維持補修等を手がけたところでありまして、潤いと安らぎのある美しい景観・環境づくりに貢献しているものと考えております。

また、都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積の県市町目標値18.7平方メートルに対しまして、目標を上回る19.8平方メートルとなっております。県全体でも順調に整備が進展しているところでございます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。以上でございます。

○藤原建築住宅課長 建築住宅課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の47ページから51ページが当課分でございますが、51ページの建築住宅課計の欄をごらんください。当課の決算額は、予算額37億7,996万4,000円、支出済額36億5,841万4,657

円、翌年度繰越額 1 億 1,797 万円、不用額 357 万 9,343 円、執行率 96.8% であります。翌年度への繰越額を含めると 99.9% となります。

次に、目の執行残が 100 万円以上のものはございませんので、執行率が 90% 未満のものについて御説明いたします。

48 ページにお戻りください。中ほどの（目）都市計画総務費の執行率が 74% となっております。これは、開発審査会の開催が予定していた回数よりも少なくなったために、事務費等に不用額が生じたものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

報告書の「建築住宅課」のインデックス、387 ページをお開きください。まず、（1）良好な住宅・住環境の整備についてであります。主な事業名の欄の「公共県営住宅建設事業」におきましては、宮崎市の花ヶ島団地 5 号棟など計 121 戸の建てかえ工事に着手するとともに、花ヶ島団地 3 号棟など 4 団地において計 188 戸が完成したところであり、その他、環境整備事業として、延岡市の一ヶ岡団地ほか 4 団地において外壁改修等を実施したところであり、次に、388 ページをお開きください。「市町村営住宅建設促進事業」におきましては、県産材を活用して木造公営住宅を建設する綾町など 3 町村に対し、計 20 戸の建設費の一部を助成するとともに、高齢者や障がい者世帯向けの公営住宅を整備する宮崎市など 4 市町に対し、計 18 戸の整備費の一部を助成したところであり、

次に、「住まいづくり対策事業」におきましては、県民の安全で安心できる住まいづくりを支援するため、家づくりセミナーや木造住宅セミナーなどのイベントを開催するなど、住情報の提供に努めたところであり、

次に、389 ページをごらんください。施策の評価についてであります。良質な住宅や住環境の整備を図るため、住情報の提供や、県営住宅の計画的な建てかえなどを推進した結果、左のページの 388 ページの下の方にございますが、成果指標・数値目標等の表にありますとおり、住宅に対して満足している県民の割合ですとか、県営住宅のバリアフリー化率のいずれも目標値を超えるなど、一定の成果が得られたところでもあります。しかし、県営住宅の改善や個人住宅の耐震化などにつきましては、十分な成果が得られていないため、今後は、今年 3 月に策定いたしました「宮崎県住生活基本計画」に基づきまして、各種施策の積極的な取り組みを推進することとしております。

次に、390 ページをお開きください。（1）防災対策の充実についてであります。「建築物防災対策事業」におきましては、建築物地震対策事業を初め、木造住宅耐震診断促進事業などを実施したところであり、

この結果、次の施策の評価にありますとおり、建築物の所有者などへの防災意識の高揚を図るとともに、県内 18 の市町で 96 戸の耐震診断が実施されたところであり、まだ十分とは言えない状況にあるため、引き続き、これらの事業の促進に努める必要があるものと考えております。

次に、監査における指摘事項の処理状況についてであります。

平成 18 年度宮崎県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査意見書において、指摘事項がありました。お手元の審査意見書の 7 ページをごらんください。（2）その他の収入の確保についてであります。下から 2 行目の県税以外の収入未済額ということで、ここでは当課が所管しま

す公営住宅使用料が該当しますことから、公営住宅使用料の収入未済額については、未納者の実態把握に努め、収入確保と県民負担の公平の観点から、収入未済の解消と新たな発生防止に努める必要があるという意見であります。18年度末の収入未済額につきましては、1億360万6,295円となっております。対前年度から比べますと45万9,489円ほど増加をいたしております。これに対する取り組みといたしましては、日ごろから、家賃滞納者に対しまして、個々の入居者の生活状況に配慮した納付指導を行うとともに、11月の滞納整理強化月間ですとか、3月、5月の出納閉鎖に伴う滞納整理重点月間を中心に、早朝、夜間の徴収、あるいは連帯保証人を交えた個別面談など、集中的な納入指導に組織を挙げて取り組んだところであります。さらに、再三の納入指導に応じない滞納者に対しましては、住宅の明け渡しと滞納家賃の支払いを求めて、法的措置を講じたところであります。今後とも、一層の収入未済額の解消と新たな発生防止に努めてまいりたいと考えております。

建築住宅課は以上でございます。

○藤山営繕課長 営繕課でございます。

当課の決算について御説明いたします。

委員会資料の52ページから53ページでございます。53ページの一番下の段の営繕課計をごらんください。当課の平成18年度決算額は、予算額7億5,308万6,000円、支出済額7億5,139万6,321円、不用額168万9,679円、執行率99.8%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のものはございませんが、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

今、ごらんいただいております53ページの一番上の（目）建築指導費ではありますが、これは、

県有建物の劣化度調査の実施に伴います旅費などの執行残であります。

次に、主要施策の成果であります。該当はございません。

なお、監査委員の決算審査意見書に関し、特に報告すべき事項はございません。以上でございます。

○横田主査 執行部の説明が終了いたしました。ただいま説明がありました7課分の質疑を行います。質疑のある方は、どうぞ。

○坂元委員 指摘事項の契約事務で都市公園総合事務所、清掃作業委託契約等について検査調書が作成されていなかったと。つまり、検査はしたということですか。

○富高公園下水道課長 内容についてでございますけど、検査は日報でも一応行っておりますけど、毎月の支払いに当たっての完了検査の確認というのを、最終支払い時での請求書に押印された検査印をもとに行っていたと。100万以上につきましては、検査調書を作成しなければならないということが財務規則にうたってありまして、契約額が156万4,000円程度でありますので、100万未満と同じような感覚でやっていたということでございます。

○坂元委員 北部港湾、草刈り作業委託などで見積書が徴されていなかったということは、どうやって契約額を決められたのか。単なる県の単価表でやられたのか。

○竹内港湾課長 北部港湾の草刈り及び港湾の清掃作業業務につきまして、単価契約につきまして見積書が徴されていなかったというものでございます。草刈り等につきましては、入札を行うようにということで、今、改善をしたところでございます。この見積書につきましては、随意契約ということでやっております。

いう関係で見積書が徴されなかったということ
でございます。19年度につきましては、先ほど
言いました入札で行うように改めたところで
ございます。

○坂元委員 随意契約はわかるんですが、その
随意契約の金額はどうやって決められたのか、
県の単価表に従ってつくったということですか。

○竹内港湾課長 単価につきましては、予算等
の関係もございまして、県の設計単価の8割で
随意契約を結んだものでございます。

○坂元委員 普通、随意契約の場合は相見積も
りみたいに出させますよね。要するにそれがな
かったということですね。

○竹内港湾課長 一者随意契約でやっておりま
すので、なかったということでございます。

○坂元委員 住吉海岸で設計変更のもとにブ
ロック製作が据えつけ工事に必要以上に行われ
ていたというのはどういうことですか。

○児玉河川課長 これは、ブロックを製作して
据えつける、離岸堤をつくる工事ですが、当初
は変更増をしてたくさん据えつけるようにして
いたんですけど、製作までやったんですが、据
えつけようとしていたら気象条件が悪くなりま
して、据えつけができなくなったということで、
製作だけでとどめまして、据えつけしなかつた
と。その結果として据えつけない分まで製作し
たということで指摘を受けた事例です。

○坂元委員 つまり、ブロックはつくったけど、
据えつけないままに工事を終了したと。そのブ
ロックはほかにまた転用したと。

○児玉河川課長 これは継続して行っておりま
す事業ですので、当該年度には製作だけやりま
して、それを仮置きしておいて、翌年度の工事
でそれを据えつけるという形で処理をしており
ます。

○坂元委員 その場合、翌年の業者は継続工事
の要件になるんですか。

○児玉河川課長 あくまでも独立した工事でご
ざいますので、そうとはとらえておりません。

○坂元委員 実際はどうだったんですか。業者
は違ったんですか。

○児玉河川課長 業者がどうだったか確認して
おりませんので、後ほど答えさせていただきます。

○坂元委員 八重川と大谷川、地元の意向や河
川の現状を十分把握することなく設計が行われ
ていたと。それはいいんですよ。なぜ把握する
ことなく行われていたと監査委員が見破ったん
ですかね。そこをちょっと教えてください。

○児玉河川課長 結果論として、設計変更して
おりまして、設計変更した内容が、当初設計の
中に入っていなかったものを、新たな項目を変
更でふやしておりますので、それを監査委員が
見られて、何でそんなのを最初から見らんのか
という話で指摘されております。

○坂元委員 宮土の監督員指示書、この監督員
指示書というのがどこの事務所でも一番問題に
なっているんですが、適切に交付されていない
ものがあつたとか、変更理由書の変更内容の記
載が不十分なものがあつた、これはいっぱい宮
土以外にもあると思うんですが、具体的にはど
うなんですか。指示書が適切に交付されていな
かったというのを監査委員が見破るのはどうい
うふうにして見破るんですか。

○児玉技術検査課長 宮崎土木事務所の指示書
が適切に交付されていなかったというのは、当
然、今、4月から施工条件等の明示を徹底する
ようにということであつておりますので、基
本的にはこういうことがあつてはならないとい
うことなんですが、どうやって監査委員が見破っ

たかというのは、現地でのそういった書類等の調査の中で、たまたまそういう記載していないのが設計変更等に上がってきたと。変更の増等から、かなり高い変更増になって、この場合、たまたま1,700万ぐらい膨らんでいると、その辺からの注意事項であろうというふうに私たち、察します。

○坂元委員 都市公園総合事務所の土地の賃借を継続する必要性、対費用効果等について再考を望まれると、その意味を教えてください。

○富高公園下水道課長 これにつきましては、平成5年から賃借しておりまして、場所としましては、平和台公園の階段の手前左の広い広場でございます。ここにつきましては、入り口になるということで、そこに花を植えて、観光に来られた人たちがそこで和んでもらうという形で、面積について4,187平米ぐらいになるんですけど、これを借りて、花を植えつけて楽しんでもらうという形にしておりました。しかし、当初計画は、そのうちに買うだろうということで買収までやるつもりでおったんですが、財政が非常に厳しいということがありまして、やむを得ず、相手の方に対しまして、賃借がちょっとできないということで話はしておったんです。そういうさなかにあって監査を受けまして、それではやっぱり考えたほうがいいんじゃないかということになりまして、現在は相手の方の了解をもらって、来年度からは無償で賃借をさせてもらうという形で進めております。

○坂元委員 そこは一般的に観光客がいっぱい通るところですか。

○富高公園下水道課長 ちょうど横にバスの駐車場がありまして、階段の上り口の左側、それと、横に道路が上まで上がっていますので、必ず観光客の目につくところでありまして。

○坂元委員 その植栽なんかは公園協会がやっていたと。

○富高公園下水道課長 以前は公園協会でしたけど、指定管理者になりまして、公園協会じゃなくて、今は別の指定管理者でやっております。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○蓬原委員 377ページのみやざき臨海公園、これはもうできておるわけですから、かなりの設備投資をされて、特別会計もありますけれども、公債費として14億、一般会計からも約11億ですか、繰り越しされております。利用者を見ますと、海水浴場利用者2万2,900人、夏休み40日あって、1日に500人。500人という利用者は多いか少ないか、はっきり言って少ないなど。臨海公園の利用者数13万4,300人。たしか、これは釣り公園も兼ねているかと思うんですが、私ども県南、県西というか、住んでおりまして、この公園の存在を知らない人が多いということがまず1点。

これだけの設備投資をしているわけですから、こういう施設があるよということを大いにアピールするべきだし、宮崎市近郊だけで使っているかという話にもなるかと思うんですが、それと、私、2回ほど行って見たんですけども、夕方にたしか時間の制限があって、扉を閉めるようになっているんですかね。だから、こういうところから改めないで、せつかくこれだけの投資をしてつくっている公園ですから、もうちょっとPRをして利用者をふやす、そのためには制限時間というのはどうなんだろうと。2年前にあそこに行って、初めてこんな施設があったんだなと気づいて、率直な素朴な感想を持っているんですが、できたものはどんどん大いに利用しないといけないと思うんですけども、そのあたりの取り組みというのはどうなんです

かね。

○竹内港湾課長 臨海公園の施設のPRですけれども、ホームページ等でも実は載せております。それと、今、指定管理者になりまして、各種イベント等を開催しておるんですけれども、そういうイベント等の開催につきましては、特にラジオ等の案内で、イベントをやりますよというようなことをPRしておるということで、PRにつきましては、そういうことをやっておるということでございます。

それと、夕方*7時に入り口の扉を閉めております。といいますのは、1つはマリナーにプレジャーボート関係が泊まっております。そういう関係もございまして、守衛はつけておりますけれども、夕方につきましては、今のところさくを閉めておるといことが1点と、もう一つは、かなり広い地域でございます。中には緑地とか公園とかありますので、その辺の防災といいますか、保安といいますか、そういう面でも今、さくで夜は制限しておるといことでございます。

○蓬原委員 PRはされているということですが、私ども、ずっと向こうに住んでおりまして、なかなかそのPRの効果がでないんじゃないかということを感じているということが1つと、開かれた公園——やはり公園というのは、ある時間閉めて、マリナーがあるから閉めてしまうというのは、ある特定の人たちを保護するためにほかの部分まで閉鎖するということですから、公園というのは四六時中、ましてや海に近い自然公園的のところですので、もっと広く使える状況にすべきじゃないかなというふうに思うんですが、そういうのを率直に感じます。せっかくいい公園ができていますから、そういうことを感じましたが、まだまだPRが足らん

なというふうに思いますけどね。

○竹内港湾課長 PRにつきましては、今、指定管理者を指定しておりますので、指定管理者、県、ポートセールスを通じまして、積極的なPR活動を今後ともしていきたいと思っております。

晩の制限につきましては、現在、朝の5時から夜の9時まであけておると。9時以降につきましては、今、閉めておるといことですがけれども、先ほど言いましたように、かなり広い地域でございまして、防犯等を考慮しまして、夜については閉めておるとい状況でございます。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○武井委員 ちょっと確認なんですけれども、マリナー関係の係留料とか、そういった収入部分というのはここには出てこないものなんですかね。

○竹内港湾課長 委員会資料の特別会計の40ページでございます。一番上に使用料及び手数料、収入済額が3億7,300万ありますけれども、この中にマリナー、桟橋、ボートヤード等の収入が入っております。

○武井委員 マリナーは、私もこの前も行って、砂が出ているので、この前、外山委員が御質問されていらっしゃいますけれども、例えば、結局、マリナーが使えないことによって係船料を返したり、また収納しないというような形で対応しているとかいふことがあると思うんですが、マリナー自体の本来の収益見込みと、実際にそういった形でマリナーが使えなかったことによって収益が取れなかった部分というのがあると思うんですが、その辺の内訳はわかりませんか。

○竹内港湾課長 マリナーにつきましては、長

※このページ右段に訂正発言あり

期といたしますか、1カ月以上、入出港を禁止になった場合には使用料等の免除を18年度から行っているところがございます。それによる影響でございますけれども、金額的には、18年が2カ月ほどとめております関係で、約400万ほど減額となっております。

○武井委員 18年度の決算ですから、そこだけ見ていきますけれども、また後でもあるかもしれませんけれども、それを400万取れなかったという中で、いろんなしゅんせつをしていっているんですけれども、それを使うためにしゅんせつをしていったと思うんです。それにかけた経費というのは幾らだったのでしょうか。つまり、使えなかった時期、また使うためにしゅんせつしたんですよね。そのための経費を教えてください。

○竹内港湾課長 18年度につきましては、先ほど言いました、2カ月ほどとまったわけでございますけれども、これにつきましては、しゅんせつを2回ほど行っておると思っておりますけれども、18年度につきましては、しゅんせつ費が、これは災害でやっている分でございますけれども、7,500万かかっているということでございます。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○外山良治委員 下水道、例えば普及率が44%ぐらい、計画にも書いてありますが、これ、ちなみに会計年度で市町村ごとに出す、もちろん、資料的には込みになると思うんですが、例えば、宮崎市と県北西部の三股町では一体どれぐらいの差異があるのか。9市なら9市でどういう状況なのか、トップと下位にある町村、どのくらいなんでしょう。

○富高公園下水道課長 おっしゃるように今、宮崎市が一番高いんですが、下水道のほうでは

宮崎市が82.3%になっております。一番低いところというのは、全くやっていないところがあります。えびの市、南郷町、高原町、新富町、都農町、門川町、椎葉村、美郷町、日之影町、五ヶ瀬町となっているんですけど、下水道事業はやっていませんけど、浄化槽とか農業集落、そういったものを取り組んでおります。以上です。

○外山良治委員 農排、合併、下水道、そういうのを含めて、宮崎市の場合にはもう90%ぐらいいっているんじゃないですか。ですから、何らかの形でそういった対応を全くしていないという町村はないんでしょう。18年度会計年度で、どうなんですか。

○富高公園下水道課長 ゼロというところはございません。ちなみに、下水、農業集落排水、浄化槽を含めまして、宮崎市においては92%でございます。先ほど美郷町はゼロと言いましたけど、農業集落排水、浄化槽を含めたら91.2%といったような数字になっております。したがって、おおむね半分近くは平均していているような状況であります。

○外山良治委員 宮崎市はほぼ100%近くになっていると。河川浄化とか、そういったことが県的な問題となっていると。だから、いろんな農排とか、合併とか、下水とか、そういったことで河川浄化というものに取り組むためにどうあればいいかということをしかりと対応していただきたいというふうに思います。

それから、先ほど申し上げましたが、河川の草刈り等について、この前、大谷川、相談がございましてお伺いをいたしました。草刈りは必要だろうなと思いましたが、草刈り条例含めて、先ほど質問しましたが、18年度会計年度の中でどういうふうに対応がされているのか、教えて

いただきたいと思います。

○児玉河川課長 河川の草刈りに対する取り組みでございますが、河川につきましては、まず、私ども、考えておりますのは、堤防等をしっかり管理しないと、堤防が切れたときに大きな被害が出ると。それから都市部の人家地区、そういったところを中心に草刈りをやっておるわけですが、管理も非常に厳しい中で優先順位をつけながら取り組んでおるところでございます。それで、かなり予算も減っておりますので、それを補うというとおかしいんですが、地域の皆さんのお力もおかりしながらやっています、それにつきましては、これにも計上しております河川パートナーシップということで、自治会等にも御協力いただきながら取り組んでおると。予算的には、以前多かった時代からすると、草刈りの委託の予算は半分ぐらいに減っております。それに対しまして、そのうちの一部をパートナーシップに振り向けておまして、そのことによりまして従来ぐらいの草刈り面積は確保しているという状況ですが、なかなか住民の期待にこたえられないというのが現状でございます。毎年やりたいけど、2年に1回とか、そういったことで今、取り組んでおるところでございます、私どもとしましては、治水上、それから環境上必要なところから順番にやるということで、地域の皆さんのお力もおかりしながら、引き続き取り組んでいきたいと、そういう状況でございます。

先ほど御質問の1つ答えを忘れておりました。草刈り条例の件でございますが、宮崎市のほうにも確認いたしまして、条例につきましては、基本的には空き地、個人がしっかり管理していないようなところ、そういったところについて住民等の苦情があった場合には、その空き地の

管理者等にやってくださいというお願いといたしますか、そういったことをしているという話で聞いておまして、基本的に河川とか道路につきましては、管理者があつて目的を持って使っておりますので、宮崎市の考え方としては、そこまでは草刈り条例の範疇としては考えておられないようでございますが、そういったところについても、住民の苦情があった場合には、河川管理者なり道路管理者に住民のそういう要望があるということをお伝えしていると、そういうような状況だと聞いております。以上でございます。

○外山良治委員 実は私も先ほど電話で確認をしました。ただしかし、特に住宅で空き家になって草が繁茂していると、そういった状況についてよく相談を受けます。ところが一番苦情が多いのが河川だと、そういったことを十分踏まえて、私たちの知事もコンプライアンスとよく叫んでおられますから、そういった趣旨に沿って対応をしていただきたいなと思えます。

河川の土砂堆積について、よくわからないのは、どこからどこまでがダムなのか、ダムと河川の境目というのはどこなのかちょっとわからないのです。というのは、大崩山でも150カ所、30万立米が川に流れると、それがダムにたまる。そうしたらダムというのはどんどん長くなるんですか。境目はどこなんですか。

○児玉河川課長 基本的に考えておりますのは、ダムをつくりますと、ダムの一番高いところに水がたまつた場合の、そのたまつたときの上流端を一応ダムの範囲と考えております。それから上に実際流れがあつて入り込んでくるところは河川という、分けるとすればそこかなと思っております。

○外山良治委員 そうしたら、建設当時の河川

とダムとの境と、今3つ、県、九電、企業局で約1億立米たまっているんでしょう。1億立米たまっていないときの河川とダムの範囲というのは違うんですか。

○児玉河川課長 水面の高さといいますのは、下に土砂がたくさんたまっておろうとたまっておるまいと水面の高さ是一緒ですから、洪水のときの流れがあるときは別ですよ。そうじゃなくて、水の流れがないと仮定しますと、水面の高さというのは水平ですので、ですから、その高さまでを一応ダム管理者のほうでしっかり管理して、それから上は河川管理者かなと考えております。

○外山良治委員 例えば、コップに水がありますよね。ここに1億立米入れたと、水面は上がりますよ。

○児玉河川課長 水が流れているときの状態といいますと、当然、下に土砂がたまっていますと、その上を流れるわけですから、水位というのは上がります。ただし、洪水がおさまって、水が上流から流れ込まなくなれば、水面というのは基本的に水平になろうとするわけですから、余り変わらない。

○外山良治委員 立木が流木化していくということがありますよね。今、一番問題になっているのは、激特事業の中で、立木が流木化した場合に、それはその事業の範囲なのか、そうでないのかというのがまずわかりません。

それと、河川に立木が流木化した場合に、その処理はだれに責任があるのか、ダムの場合にはだれか、河川の場合にはだれか、海に流れた場合にはだれか、沈んだ場合にはだれか、砂浜にたまった場合にはだれか、どうなんですか。

○児玉河川課長 いろんな考え方はあると思うんですが、まず最初に言われた激特事業云々と

いう話ですが、激特事業というのは、あくまでも河川改修の一手法でございます。洪水被害を防止するための河川改修をやるものが激特事業ですので、その激特事業をやる際に、そういった流木が激特事業をやる範囲内にあって、それを処理しないと治水上の効果が上がらない場合には激特事業で対処いたしますけれども、それ以外の場合には激特事業の対象にはならないと考えております。あくまでも河川改修上、必要かどうかという判断で決まるかと思えます。

次に、じゃ、流木をどうすべきかという話なんですが、基本的には、河川管理者は、まず一番重要視しているのは治水と考えておりますので、治水上支障があるかどうか、例えば橋があって、橋に流木が引っかかることによって洪水の流れが悪くなる、そこで洪水が起こるといけませんから、そういった場合には本来は橋の管理者に撤去してもらいたいところですが、なかなかされないと。であれば河川管理者がそれを撤去するという意味では、治水上必要なものについては河川管理者が撤去するというのがまず基本かなと思えます。

それと、ダム管理におきましては、ダム、一般的にゲートがついていますので、そのゲートの上流に流木等がぶつかってゲートを壊したりせんよんというところで、流木どめがついております。そういったところにたまった流木については、ダム管理者がそれを撤去するというような形で取り組んでおります。

ですから、まず、自分たちの施設をしっかりと管理する、それから治水上問題があるようなものについては河川管理者あるいはダム管理者が的確に撤去をしていくということで考えております。ただし、それ以外にもあった場合に、それを全部河川管理者がやらにゃいかんかという

ますと、なかなかそこまでは予算もなくてやり切れない。環境の美化を保つ責任というのはあるかとは思いますが、そこまではなかなかやれていないというのが現状でございます。

海岸についても同様でして、海岸管理者がどこまでやるかということになりますと、まず、海岸を管理する施設、構造物等に影響があるような場合には海岸管理者が撤去する。それ以外のものについては、じゃ、どうするかといいますと、大規模にたまっておって補助対象になるものについては、海岸管理者がやりますが、それ以外のものは県単の予算でやらにゃいかんということで、なかなか厳しい予算の中でやり切れていないというのが現状でございます。大ざっぱですけど、以上でございます。

○外山良治委員 18年度決算ですから、例えば一昨年の台風で仮に10万立方メートルの立木が流木化したと。10万立方、よく言うんですが、13万本、流木化して河川に流れたと。2年たった現在においてもそれが撤去されていないと。そのことによって二次被害ということで、例えば漁業者が5億ぐらいの被害を受けたと。現在では、沈下して、海底に沈んだ流木が、今度は地びき網等の網を破ってしまうと、そういうふうにこれを座視していたら、毎年毎年続くわけでしょう。ですから、こういうのは県土整備部、ほかの部の方々と真剣に考えていただきたいなと。橋にたまった、流木が流れてきた、二次被害があるからということで、それが県道の橋だったと。そうしたら河川課が撤去するわけでしょう。自分に傷がつくということで。

今度は海に流れていった場合には、海浜にたまったら景観上の問題と漁業被害の問題、これはほとんど課がばらばらになってくるわけでしょう。ですから、一度、河川課だけではなく

て、一括協議をしていただいて、早急に対処しなければ大変なことになるんじゃないのかと。いつまでこのまま続けるのだろうと。これはどうですか。

○児玉河川課長 先ほどもちょっと申しましたが、先ほど説明が足りなかった分を補足させていただきますと、まず、台風等が出てきた流木等の災害ごみ、大ざっぱにくくと災害ごみになるわけですが、それは一般廃棄物になりますので、まずは市町村がそれを収集運搬するという総括的な責任がある。それから、また河川とか、漁港、海岸等の公共施設の管理者につきましては、自分が管理している区域を、さっき言いました清潔を保持する義務がございます。そういった両方に責任があるかなと考えておりますので、例えば、五ヶ瀬川河口で9月ぐらいでしたか、官民あわせて取り組みましたけれども、そういう地元の市町村と施設の管理者が一緒になって協議をしながら、さっきも言いましたように予算も非常に厳しいものがありますので、ボランティアの力もかりながら取り組む必要があるかなと考えております。

今、非常にボランティアでやりにくいところが残っておるわけですね。なかなか重機も入らない。じゃ、どうするかということもありますので、これにつきましては、別途、地元の延岡市とも、我々いろんな管理者とも一緒になって協議しながら、今、対応を検討しているところでございます。

○外山良治委員 2年前のを今、検討していると。これ、ちょっと遅いんじゃないのと。だから、もう少し早く、せめて8月に起こった台風ごみについては、秋口には終わっている、そういった対応というのをぜひお願いをしたいと。というのは、カメが卵を産みに上がってくるこ

ろには、もうカメさん、逃げますよ。やっぱりカメも安心して卵を産んで帰っていただくと、そのためには流木対策を全庁的にやっていたきたいなという気がいたします。以上です。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○武井委員 何点かいろいろ細かいところもあるんですが、御質問いたします。

まず、最初に説明のありました例の浜に上がったホンジュラス船籍の船の関係のことなんですけれども、結局、先ほどの御説明を聞いていても、請求をしていると、請求しているけれども、相手に処分できる資産がないということのようなんですけれども、ということは、どうですかね、これは実際に取れる見込みはほとんどないというような理解でよろしいのでしょうか。

○児玉河川課長 これにつきましては、先ほども申しましたが、非常に厳しい状況でございます。それで、専門の弁護士がいて、弁護士さんにいろいろ相談しました。いろんな法的な措置というのはとれるわけですが、そういう法的な措置をとるためにどれぐらい費用がかかるかとか、そういったものも試算しまして、弁護士とも相談したんですが、そっちをかけて法的な手続をやらうとしても、相手のほうに差し押さえるべき資産がないとか、差し押さえしづらいつらいつらとか、そういう状況がありまして、取れる見込みとしては非常に厳しいかなと思っております。そういったことで、今は催告を繰り返しやっておるところでございます。

○武井委員 状況はよくわかるんですけど、ということは、弁護士費用をかけても実際にもらえる経費よりもそれがかかってしまえば、またそれはそれで意味のない話ですから、ということは、どこかの段階で損失として見切ってしまうなければいけないときというのが必ずあるの

かなと思うんですけれども、ここまでというようなこともある程度視野に入れて、そういった交渉事とか請求もされているのでしょうか。

○児玉河川課長 これにつきましては、平成16年8月から催告しているわけですが、一応、これは地方自治法で時効が5年になっております。それで、その5年間になりました段階で、もし回収できていなければ、その段階で不納欠損という形で処理してしまわざるを得ないかなと考えておるところです。

○武井委員 では、もし、そういうふうになったときに、それまでも不納になることが決まれば不納欠損になると思うんですが、最終的に不納欠損が上がるとしたら、幾らその欠損額は出るということなるのでしょうか。

○児玉河川課長 詳細な数字は把握していませんが、1億7,000万弱だったかなと思います。ただし、そのうち、平成15年度に、国の方から特別交付税をその関係でいただいております。それが8,300万ぐらい、実際の不納欠損額の半分ぐらいは交付税でいただいております。済みません。正確な数字は、1億7,678万380円でございます。

○武井委員 例えば、宮崎はこれだけ海に面している県ですから、またこういうことも可能性としては起こり得る、しかも、非常に責任の所在も難しいようなところでしたら、また起こったときには、また同じような事態というのもあり得るということだと思ってしまうんですけれども、その辺はちょっとわからないんですが、例えばこういうものの保険みたいなものとかというのが業界に存在して、もし、それを掛ければこういうときには補助をしてもらおうとか、そういうものというのはないんですか。

○児玉河川課長 これは私どもの事案が発生し

たときに、全国で12隻ぐらい同様な事例がありまして、いろいろ問題になっておりました。そういうことで国のほうにも要望いたしまして、こういったことが契機になりまして、その後、国のほうも取り組みが変わりまして、ちゃんと保険に入っていないとだめだよとか、いろんな制度改正がなされたところでもありますので、今後はここまで深刻な状態にならないかなと考えております。

○武井委員 ホンジュラスの船の件はわかりました。ありがとうございます。

では、次に、監査の指摘事項のほうなんですけれども、9ページ、北部港湾事務所の公園運営管理業務の委託契約についてということで、再委託してはならないと定めているにもかかわらず再委託していたということなんですけど、これはどういう内容なのか、少しかいつまんで教えていただきたいんですか。

○竹内港湾課長 北部港湾の公園の運営管理業務でございます。この契約書の中に再委託はしてはならないということが定めてあるわけなんですけれども、この中の草刈りの業務を委託しておいたということでございます。

○武井委員 つまり、要は、委託したA社がB社に再委託をしていたということで、それは契約書で禁止をされていたということにもかかわらず、そういうことになったということなんですけど、例えば、契約した会社、A社としたら、そのA社に対して何らかの処分をしたとか、例えばそことの契約を解除したであるとか、何らかそういうことがあったんでしょうか。

○竹内港湾課長 契約書の中に入っておりますので、厳重に指導をしたところでございます。それで19年度につきましては、今のところ見受けられないということで、業者に対しては厳重

に指導したということでございます。

○武井委員 ということは、A社という会社で今も継続してこの事業をこの契約に基づいて行っているという理解でよろしいでしょうか。

○竹内港湾課長 そうということでございます。

○武井委員 こういう形で厳重に注意をしたということなんですけれども、実際に約束を守っていない業者が継続をしているというのもどうなのかなと思うんですが、どういう理由でこういう再委託をしていたんですか。

○竹内港湾課長 これは、細島港の公園の管理運営費でございます、実は随意契約にしております。といいますのは、細島港に進出した企業のほうで組織されている管理の協会に委託しているところでございます。といいますのは、これは運動公園みたいなスポーツするところが入っているんですけれども、そこの使用の願いとかがございます、そこの協会に随意契約をしているという事情がございます。そういうことで、先ほども言いました、再委託については注意したということです。

○武井委員 随意契約というのは、特にその辺の信頼とか信用というものが重要だと思うんですが、随意契約している会社がそういった契約書の違反等しているというのは、これは大変よろしくないことだと思いますし、細島港がずっとある限り、この公園が存在する限り、ずっとこの会社に随意契約になっていくものですか。それとも、これを踏まえて、次回からは例えば入札にするということに移行するというのもできるものなんですか。また、その検討はされているんですか。

○竹内港湾課長 今までその協会に随意契約してきたんですけれども、今後につきましては、随意契約の部分も含めまして検討していきたい

と思っているところでございます。

○武井委員 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、別の案件ですけれども、監査の指摘事項で、10ページ、西都土木の印紙とか郵便切手の出納の記入漏れの話なんですけど、実際、大体どれぐらいの枚数なり、どれぐらいの金額のものが記載漏れになっていたんでしょうか。

○持原管理課長 前年度からの繰り越し分が約160万ほどございまして、当該年度に新たに購入した分が96万円、そして当該年度に実際に使用した分が67万円、次年度に繰り越した分が189万円ほどあったという事例でございます。

○武井委員 西都土木事務所はどれぐらい郵便物を使うのかわからないんですけど、思っていた以上に結構大きな額だと思うんですけど、ということは、西都土木の郵便出納の結構な割合だと思うんですけども、実際、どうなんですか。西都土木が1年間で160万という話とか96万という話がありましたけど、全体ではどれぐらい使っているもんなんですか。それはわかりますか。

○持原管理課長 今、申しましたのは、日向土木事務所の事例でございました。申しわけございません。

西都土木事務所の例につきましても、郵便切手を使う場合に、払出簿というのをつけて、何枚使いましたよという払い出しをするんですけども、そこ辺の記入漏れがあったと、そういう事例でございました。申しわけございません。

○武井委員 ですから、どれぐらいの金額のどれぐらいのものが記入漏れになっていたんでしょうか。

○持原管理課長 金額まで指摘されておらずで、そういう払出簿の中に記入漏れがあったという指摘でございました。そこまでは把握し

ておりません。

○武井委員 記入漏れがあったということは、逆に言えば、それが確実にだれに使われたのかとか、そういうのが明確にならなければ、それは記入漏れなのか、持っていったのかもわからないというところもありますから、実際に、これまた資料請求でお願いしたいんですが、どれぐらいの枚数、数が多いか少ないか今のお話ではわからないんですが、記入漏れの切手の枚数なのか、郵便の金額なのかわかりませんが、金額と、送付先がちゃんとそれについて把握されているのか、これをあわせてお願いしたいと思います。

○横田主査 武井委員、きょう、できなかつた後の審査はできないんですけど。

○武井委員 わかりますか。

○横田主査 暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時31分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

すぐに出ますか。

○持原管理課長 ちょっと確認をさせていただきます。

○横田主査 では、それは後ほどまた検討させていただきます。

○武井委員 何点にも及んで申しわけなんですけど、最後1点だけ、道路保全課、お伺いしたいんですけど、ボランティア支援の事業のことなんですけれども、私も草刈りなんかに行っていて、よく国交省が道守とかやっていますよね。シーニックバイウェイとかいろんなものもあるんですけど、県でこういう形で事業を組んでやっているんですけど、国交省も一方ではやっていて、何か事業の整合性とか重複性みたいなもの、差別化み

たいなものはどういうふうなことでお考えになって、検討して事業をされているのかお聞かせください。

○東道路保全課長 道路保全課で挙げています「ふるさとの道・川・海愛護ボランティア」ですが、県の管理します道路につきまして、そこでボランティアされる方に道具とか支援しているところがございます。

○武井委員 わかりました。ということは、国交省がやるのは国道と国の管理するもので、これはあくまで県のやるものについてしていると、これは確認ですけど、そういうことでよろしいんですね。

○東道路保全課長 そういうことでございます。

○武井委員 ありがとうございます。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○児玉河川課長 先ほど、坂元委員からの御質問で答えてなかった部分がございますので、住吉海岸のブロックの製作と据えつけの関係で、昨年度、製作だけやって、ことし据えつけした件ですが、昨年度、製作をやって据えつけしなかった分に絡んでいる工事が2件ございまして、その2社のうち、ことしにつきましては、一般競争入札でやったわけですが、海岸の場合には海からやりますので、資格を持っている業者が少ないということもありまして、すべての業者が一般競争入札に参加しておる。結果的にはその2社のうちの1社が落札されておりますけれども、最低制限価格近くで落札でありまして、十分競争性は保たれているかなと。継続工事という認識はなかったかなと考えております。以上でございます。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○蓬原委員 ちょっと話の内容は違いますが、ちょうど去年の今ごろ、県政は大混乱だったん

ですが、官製談合事件がありました。あのときに橋梁の設計とかいろいろあったんですが、それにかかわるものの支出というのがこの18年度の歳出の中に入っているわけですかね。入っていれば、どれだったか説明をまずお願いをしたい。わかりますか。

○児玉河川課長 河川の激特事業で昨年度、大淀川水系の旧高岡町内の瓜田川の支川、麓川というところですが、その橋の設計を昨年度の予算でやっておりますので、その分についてはこれに入っているかなと考えております。

○蓬原委員 項目はどこなんですかね。

○児玉河川課長 (目)河川改良費の中の、27ページの一番上に委託料というのがありますが、多分これだと思います。ちょっと確認しますので時間を下さい。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○田口副主査 367ページの災害に強い県土づくりのところですが、「水防災対策」で五ヶ瀬川、耳川、北川にかさ上げ工事をしておりますけれども、これは、戸数は後ろに載っています98戸というのがその件数になるのでしょうか。

○児玉河川課長 371ページの98戸と申しますのは、河川改修とか水防災、宅地かさ上げとか、いろんな河川事業をやっておりますけれども、18年度にやった事業で結果的に浸水被害を免れるようになった戸数が98戸ということでございますので、これとは異なります。水防災で対処した戸数はこれよりまだかなり少ないかなと考えております。

○田口副主査 五ヶ瀬川でかさ上げした戸数が18年度は何件かわかりますか。

○児玉河川課長 ちょっと調べますので、お時間をいただきたいと思います。

○田口副主査 実は17年度にかさ上げをした家

が14号台風でかなり水害に遭っていますよね。その基準は18年度はクリアするような設計でつくったんでしょうか。

○児玉河川課長 河川の計画につきましては、過去のいろんな洪水の実績等を踏まえて、ある程度の規模の洪水に対処できるような計画をつくっております。17年はそういった計画を上回る洪水でございましたので、結果的に今、対応している、これまでやってきたところ、今後もやろうとしていますが、そこに17年と同じぐらいの洪水が来たら、じゃ、守れるかというところ、完全には守り切れないと考えております。ただ、何もやらなければ床上でつかったものが床下ぐらいにとどまるとか、そういうものはあるかなと思いますけれども、今後とも、計画を上回る洪水というのはあり得ますので、絶対洪水を守るというような高さにはなっておりません。これは、例えば下流で町の中を国のほうが改修しておりますけれども、その計画の規模も見ながら上流での計画の規模を決めておりますので、そこだけが全然つからんければいいというような計画にはなっておりません。ある一定基準の洪水に対して安全にしようという前提で計画しておりますので。

○田口副主査 ということは、今も継続してかさ上げをやっておりますけれども、それも17年のときのやつの基準がそのまま今も適用されてつくっているということですか、そのように理解していいですか。

○児玉河川課長 これは場所場所によって違うんですが、17年の洪水を踏まえて一部計画を見直したところもあれば、当時の計画のまま進めておるところもございます。それは、その地形とかいろんな条件によって異なりますけれども、必要な見直しは行っております。

○田口副主査 最後に言った必要な見直しというのはどういうことを言うんですかね。

○児玉河川課長 わかりにくくて済みません。例えば、旧北方の役場がありますが、あのあたりは、最初のかさ上げしたりいろんな計画をしておったんですけれども、今回の洪水を踏まえて、その計画だと余り効果が発揮できないというのがわかりまして、計画を見直したとか、そういったところもありますし、従来の計画でおおむね洪水には対応できるというようなところについては、ある程度かさ上げが済んでいる周りの状況もあって、そのままの計画でやっているというところもあったりして、その地形条件等によって見直しするところ、しないところが出てきているという状況でございます。

○田口副主査 幾つかあるんで、数値目標というのがいろいろ出ていますけれども、例えば、1つには公園下水道課、さっき、外山委員がいろいろ聞いていたとき、余りよく聞いていなかったもんですから、平成21年度の数値目標が19.3平方メートルですか、この数字は、今の新知事になってからの目標値になるんですか。

○富高公園下水道課長 この数字は、今まで使ってきている数字ではあるんですけど、実は国のほうが基準値を決めておりまして、将来、20平米ぐらいにやろうということで決めておるんですが、宮崎県においては、実は都市公園面積につきましては北海道が1番で、全国で今、2番目なんです。かなり高い数値になっております。ここの中で挙げておりますのは、その目標値に対しまして、実績は18年度は19.8になっておりまして、当然、21年度をクリアしているわけです。今後については、こういった数値ではなくて、D I D地区——都市計画区域内の人口集中地区の中で箇所数とかいうものがあります

ので、そういったもので宮崎県の中においても7市町村ぐらい今、達していないところがございまして。そういったものを今後は目標値に変えていこうというふうに考えております。以上です。

○田口副主査 その目標値というのはどこが決めた目標値、国が決めた基準ですか。

○富高公園下水道課長 これは県のほうで決めておまして、21年度想定で、前の目標でそのまま残っております。おっしゃるとおり、21年度が19.3で既に上回っておるものですから、これについては見直しを図るということで、今現在、見直しをしているところでございます。

○田口副主査 見直しを図るということは、いつからこの数字が変わるということになるんですか。

○富高公園下水道課長 先ほど言いましたように、今の公園面積につきましては、全国で2番目ということで、非常に高い、平均をかなり上回っております。したがって、都市計画の1人当たりの面積ということではなくて、D I D地区における施設といった形で、補助事業の対象になる項目がありまして、そういったものを基準に置いて見直しをしようというふうに考えております。

○児玉河川課長 田口副主査の先ほどの18年度の五ヶ瀬川でのかさ上げの戸数ですが、五ヶ瀬川本川関係で中三輪地区と岡元地区を合わせて11戸でございます。

それから、官製談合事件の件ですが、先ほど御説明しました27ページの一番上の委託料の中に激特事業の橋梁設計委託が含まれております。以上でございます。

○田口副主査 金額は幾らだったですかね。

○児玉河川課長 申しわけございません。今、

調べております。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○坂元委員 さっきの武井委員の質疑で思ったんですが、収入印紙なんかは契約書の場合は受注者が張るわけだから、切手は何に使うんですかね。

○持原管理課長 通常の用地とか、管理業務、普通の事務執行に伴う連絡通知文等に貼付するような切手ということでありまして。

○坂元委員 私も後援会事務所で毎月、何百通と発送するけど、それだけの切手代、相当の地主ですね。

指摘、今ののですが、料金別納方式とか、そういうのは余りとられないんですか。

○持原管理課長 本庁の場合は別納郵便、実際やっているんですけども、出先機関の場合は個別に当該所管の郵便局と協議をして、それを認めてもらうのかというシステムになっているようでございますので、その辺の活用が十分今まで図られていなかったということもございまして、今後、その辺の検討をしてまいりたいというふうに考えております。別納あるいは後納郵便についての活用というのを検討してまいりたいというふうに考えております。

○横田主査 ほか、ございませんか。

それでは、これで後半の部の質疑を終了いたしまして、若干休憩を入れまして、全体に関する事項について触れていきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時57分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

きょうは、午前中から含めて資料要求がたくさん出たわけですけど、できればあしたの10時

までに資料を全部まとめていただいて、10時再開ということでやらせていただけないかなというふうに思っているんですけど、委員の皆様方はどうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田主査 県土整備部の皆さん方もそれでよろしいでしょうか。

それでは、もう一回確認しますが、きょう出た資料要求以外に何かこういう資料を出してほしいというのがありましたら、今、出させていただきますんですけど。

○児玉河川課長 済みません、先ほど金額をまだ申ししておりませんでした。官製談合事件にかかわる分の委託料の金額でございますが、1,344万円でございます。以上です。

○横田主査 それでは、本日の県土整備部はこれで終わらせていただきます。

あした10時再開といたしますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後3時2分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

最初にお諮りしました日程案を若干変更させていただきました。あした、県土整備部に来ていただいて、資料要求した分の説明とかをしてもらうということになりましたが、そのほか、請求する資料等ありましたら、ここで出させていただきますんですけど。

○濱砂委員 資料の追加についてお願いをいたします。先ほど、武井委員と坂元委員のほうから質疑がありました切手の在庫数の問題についてであります。18年度に購入された切手、あるいは翌年度に繰り越した切手の金額、数量、そ

れぞれの資料と収入証紙を別にまた資料としていただきたいと思います。よろしく主査のほうでお取り計らい願います。

○横田主査 わかりました。そのように取り計らいます。ちょっと確認します。土木事務所、港湾事務所全部ということですか。

○濱砂委員 全部とトータルをお願いします。

○横田主査 わかりました。

○武井委員 せっかくですから、おおむねでいいですけど、年間にどれぐらい郵便物を出しているのかということ。

○横田主査 わかりました。執行部にそのように伝えたいと思います。

ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田主査 それでは、本日の分科会は終了させていただきます。

あしたは10時再開ですので、よろしくお願いいたします。

午後3時4分散会

平成19年11月30日（金曜日）

午前10時3分開会

出席委員（7人）

主	査	横	田	照	夫
副	主	査	田	口	雄
委	員	坂	元	裕	一
委	員	蓬	原	正	三
委	員	濱	砂		守
委	員	外	山	良	治
委	員	武	井	俊	輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	野	口	宏	一
県土整備部次長 （総括）	濱	砂	公	一
県土整備部次長 （道路・河川・港湾担当）	山	田	康	夫
県土整備部次長 （都市計画・建築担当）	江	川	雅	俊
高速道対策局長	岡	田	義	美
管理課長	持	原	道	雄
用地対策課長	小	野	健	一
部参事兼技術検査課長	児	玉	幸	二
道路建設課長	荒	川	孝	成
道路保全課長	東		康	雄
河川課長	児	玉	宏	紀
ダム対策監	小	城	文	男
砂防課長	桑	畑	則	幸
港湾課長	竹	内	広	介
空港・ポート セールス対策監	立	脇	政	利

都市計画課長	河	野	大	樹
公園下水道課長	富	高	康	夫
建築住宅課長	藤	原	憲	一
営繕課長	藤	山		登
施設保全対策監	新	川	正	文
高速道対策局次長	渡	邊	純	教

事務局職員出席者

総務課主任主事	児	玉	直	樹
議事課主任主事	古	谷	信	人

○横田主査 分科会を再開いたします。

県土整備部の皆さん方、大変お疲れさまでございます。

まず、おわびを申し上げますけど、きょう10時開会ということでお願いしておりましたが、主査会がちょっとおくれてしまいまして、時間が過ぎてしまいました。まず、おわびを申し上げます。

それでは、早速、きのうお願いしておりました資料に関する説明をお願いいたします。

○持原管理課長 昨日、数点、御指摘をいただきましたので、お手元に配付の資料に基づいて、順次、説明していきたいと思っております。

まず、外山委員から、監査指摘事項につきまして、本来の平成18年度分の指摘分と不適正な事務処理分を分けて整理してほしいという御指摘がございました。お手元に資料1として配付しておりまして、中挟みで1枚、「平成18年度監査に係る指摘一覧」（不適正な事務処理）、これが不適正な事務処理に係る分、それから、3枚つづりの分が本来といいますか、それ以外の監査指摘に係るものということで整理をさせていただきます。それぞれ指摘事項につきましては、裏のほうで整理しております。よろしくお

願いいたします。

それから、不適正な事務処理について、款項目別に分けてほしい、あるいは不適正な事務処理で流用したものについて款別に分けてほしいというような外山委員からの御指摘がございました。それに関して、資料2をお開きください。この表の左半分のほうですけれども、これは、昨日、御配付いたしました別冊資料の3ページに添付していたものをそのまま記載したものでございます。右半分がその説明になります。左の半分ですけれども、1番が預け、2番が書きかえというふうに整理しております。

表の構成といたしましては、まず、預けのほうでございますけれども、18年度決算を御審査いただくということでございまして、今回、18年4月1日現在の当初残高を計上しております、その次の欄が入金額と記載しておりますけれども、これは、県が業者さんに需用費等の名目で支出した額、すなわちこれが決算額になっております。そして、次の欄、平成18年度使用額、これが平成18年度中にそれぞれ預けた現金に基づいて物品の購入に使用した額ということでございます。そして、期末の19年3月31日の現在高を記載しております。したがって、当初残高から入金が入金がありまして、B欄でございます。使ったものがC欄でございます。そして19年3月31日現在高がA+B-C欄で記載しておるところでございます。

そして、書きかえの状況でございますけれども、これは、18年度に書きかえによりまして、需用費の名目で支出しまして、違う書きかえによりまして備品を取得したもの、これを18年度書きかえ実施という欄に整理しております。これが今回の18年度の決算額として整理されておるところでございます。そして、18年度にそう

いう不適正な事務処理として支出した額、決算額といたしましては、1番の預けに係るものが56万4,720円、書きかえに係るものが87万7,317円、トータル144万2,037円ということになっております。これが決算額でございます。

右のほうでございますけれども、預けでは、延岡土木事務所、書きかえでは、串間土木事務所、建設技術センター、油津港湾事務所の4所属で、合計金額は、先ほど申しました144万2,037円となっております。これを款項目で整理いたしますと、款の土木費が104万502円、内訳を申しますと、そこに書いてあるとおりでございます。款の災害復旧費が40万1,535円でございます、その款項目以下の整理をいたしますと、その下に詳細を書いておりますけれども、そのとおりになっておりまして、トータル144万2,037円となっております。

これが、今回、18年度決算額にあらわれた不適正な事務処理に係る支出科目ということで整理をさせていただいております。

それから、次のページをめくっていただけないでしょうか。参考までにとということで、外山委員のほうから、款の流用、あるいは節の流用の説明をとということがございました。今回の審査の場は、18年度決算に係るものと理解しておりますけれども、今回の不適正な事務処理というのは、全体をわかっているために、それ以前の分を含めまして整理をさせていただきました。表左のほうが各支出年度ごとに不適正な額を整理したものでございまして、14年度以前、15年度、16年度、これは支出年度ごとに整理しております、合計(A)欄、トータルで2,333万2,586円というのが部計になっております。

ただ、これにつきましては、下の備考の欄にございますように、総合農業試験場亜熱帯支場

への預けの配分額68万3,865円、それから茶業支場への12万3,153円、これにつきましては、全庁調査の結果といたしましては農政水産部のほうで整理をしておりますけれども、今回は決算ということで、土木費の中で決算いたしておりますので、これを含めた数字を計上させていただいております。

なおかつ、延岡土木事務所につきまして、一部、4つの小中学校へ120万円、真ん中の欄ですけれども、これの預けの配分がございました。これにつきましては、同じ県ということではなくて、市町村小中学校ということでもございましたので、これは決算としてはもちろん土木費の中で整理をしております。そして、預け全庁調査の中でも、これにつきましては、特例的に県土整備部のほうで整理をさせていただいているところでございます。真ん中の欄でございますけれども、したがって、他部への配分につきましては、支出は県土整備部の予算で支出しておるんですけれども、現場の茶業支場ないしは亜熱帯支場、あるいは小中学校へ物が行っているということでもございます。これを現象的に見ますと、款の流用ととらえられるものでもございます。ただ、全庁調査の結果といたしましては、他部への配分ということで整理されておるところでございます。それがトータルの3つの所属におきまして、200万7,018円ということでもございます。

それから、その右の欄、需用費以外への用途ということで、今の他部への配分がいわば横への流用的なものということに対しまして、縦の流用と申しますか、節間の流用ということでもございまして、すべて需用費でございまして、これを一部、使用料及び賃借料ということで青焼き機のリースに使っているものが串間土木事

務所でございます、これは184万1,700円。これは本来、使用料及び賃借料で措置すべきものであったと。これを需用費から流用していたということでもございます。

それから、その右の欄、これが最も多かったわけでもございますけれども、本来は備品購入費で措置すべきものを需用費で購入しておったというものが、トータルで564万1,216円、そういう節間の流用といたしましてトータルで748万2,916円というふうになっております。

右のほうは、その不適正な支出ごとの割合を参考までに掲げさせていただいております。

なお、米印の一番下でございまして、北部港湾事務所に1万3,365円を計上しておりますけれども、これは、事務所の金庫の中に由来不明の現金が残されておったということで、発生年度が不明のために14年度以前として計上いたしておるところでもございます。

めくっていただきまして、今の横の流用の関係でございまして、真ん中のところに黒枠で囲んでおりますけれども、茶業支場へ12万余、小中学校へ120万、亜熱帯支場へ68万、トータルで200万ほどが計上されております。これにつきましては款項目の整理でございまして、一部不明なものがございまして。

高鍋土木事務所でございますけれども、これの12万3,153円につきましては、款項目は、(款)土木費(項)道路橋梁費(目)道路新設改良費ということで17年度に支出されております。

それから、延岡土木事務所でございますけれども、小中学校への配分120万円でございますけれども、これにつきましては、極力調査いたしましたけれども、預け金額の中から配分が行われているということでもございまして、累積して預けがプールされておりますので、その中から一部を小中

学校へ配分したということでございますので、支出科目の特定は困難でございます。ただし、金額につきましては、業者の帳簿あるいはもろもろの証拠書類等で確認がされておるところでございます。

それから、油津港湾事務所、これにつきまして、下のほう、(款) 土木費 (項) 港湾費 (目) 港湾建設費で17万円、(款) 災害復旧費 (項) 土木災害復旧費 (目) 港湾災害復旧費で14万65円、これにつきましては確認がされました。しかしながら、その上の欄でございますけれども、37万3,800円につきましては、先ほどと同様な理由によりまして、業者にプールされておった現金の中から亜熱帯支場へ配分がなされておるところで、支出科目の判別は困難でございました。ただ、金額につきましては、業者の帳簿で十分確認をさせていただいたところでございます。

外山委員のおっしゃいます款の流用等の説明につきましては、以上で、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、濱砂委員から、県土整備部全体の委託料に占める県費の割合を示してほしいという御依頼がございました。これにつきまして集計いたしました結果、委託料の部計の決算額は、100億4,164万4,925円でございます。これに対しまして、補助事業の委託料の決算額は、45億9,594万2,924円、県単事業の決算額は、54億4,570万2,001円ということになっております。これをトータルいたしますと、約でございますけれども、委託料の決算額はちょうど100億でございます。これに対しまして、国庫支出金が24億、一般財源が64億、一部特定財源が12億ほどでございますけれども、これを割合で申しますと、国庫支出金が24%、一般財源が64%というふう

になっております。100億のうち、県費の一般財源で手当てするものが、64%の64億ということでございます。

それから、資料3としてお示ししているものがございます。これにつきましては、濱砂委員と武井委員のほうから、県の出先機関の郵便切手と収入印紙の状況を示してくれという御依頼と、西都土木事務所に監査指摘がございましたので、その説明をしてくれという御依頼でございました。県土整備部の各出先機関の郵便切手の18年度の購入・使用の状況と収入印紙の購入・使用の状況をあらわしたものがお手元の資料でございます。

県土整備部合計の欄をごらんいただきます。期首と申しますか、18年度期首に17年度から繰り越した額が442万6,836円、それからB欄でございますけれども、郵便切手を18年度に購入したものが594万5,600円、18年度中に使用したものが567万6,130円、そして次年度、19年度へ繰り越した額が469万6,305円となっております。収入印紙につきましても同様の整理でございまして、17年度からの繰越額が375万1,560円、18年度の購入額が138万2,000円、18年度の使用額が201万1,200円、19年度への繰越額が312万2,360円というふうに部トータルではなっております。

これを見ておわかりのように、郵便切手につきましては、442万ほどの前年度から繰り越しがあったにもかかわらず、594万ほど新たに買ってございまして、なおかつ、使った額は購入額とほぼ同じ567万、そして期首の繰越額とほぼ同額を19年度に繰り越しているという事実がございまして、これは、やはり私ども反省すべきということで、適正な量の確保というのが十分注意が足りなかったというふうに反省しておるところでございます。

なおかつ、右のほうの収入印紙でございます。これにつきましても、期首の375万に対しまして、新たに購入した額が138万、そして使用した額が、それより多いわけですけれども、201万、なおかつ繰り越している額が312万ということで、これにつきましても、トータルとしてやはり適切な保有額としてはまずいんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

その中で、まず、郵便切手でございますけれども、その内訳を見た場合に、日向土木事務所が期首に160万ほどございまして、これは監査のほうでも指摘を受けておるんですけれども、使った額は67万にすぎないのに、また新たに96万5,000円ほど購入をいたしておりまして、19年度に189万ほど繰り越しているという状態がございまして、これが全体の数字を引き上げている状態にございます。

それから、郵便切手につきましては、宮崎土木事務所、先日説明いたしましたけれども、ここだけが後納制度を活用しております。本庁のほうでは後納制度というのが一般化しておりますけれども、私どもの出先機関では宮崎土木事務所が後納制度を利用しております。併用ということでございますけれども、私どもといたしましては、今後、郵便切手の保有量の適切な管理、それと後納郵便制度の活用による不要な郵便切手の保有、これを十分注意してまいりたいというふうに考えております。

収入印紙につきましても、同様の管理を適切に行っていきたいというふうに考えております。

それから、下のほうでございます。米印で西都土木事務所の監査の指摘事項につきまして、武井委員のほうから御質問がございました。米印の1でございますけれども、郵便切手につきまして、18年度に使用いたしました1,600円分の

記載が漏れておったということでございまして、これは、80円の切手が20通分漏れておったということでございます。それから、西都土木事務所、米印の2のところでございますけれども、これにつきましては、収入印紙について、19年度に使用いたしました5,200円分を誤って18年度出納簿に記載していたという事例でございます。これは、件数といたしましては12件でございました。

以上、郵便切手並びに収入印紙の購入額等でございます。

それから、建設業の新分野への進出事例を教えてくださいという話がございました。これが資料4でございます。これは、ことし6月に各社アンケート調査をいたしまして、その結果でございまして、18年度につきましては、1枚目の紙にありますように、26件の新分野の進出事例が報告されております。業種的には、この中身を見てみますと、福祉事業が10企業、農業分野への進出が7企業、サービス業への進出が5企業、製造業へが2企業、残りその他2企業となっております。なお、このアンケートにつきましては、公表を前提としなくて調査いたしましたので、企業によりましては、公表してくれるなというようなこともございましたので、匿名で記載させていただいております。

なお、次のページに、そのうち公表してもいいよというようなことで、成功事例ということで紹介をさせていただきたいと思っております。まず、五ヶ瀬町の秋本産業の例でございます。これにつきましては、農業生産法人を設立いたしまして、夏野菜の栽培をしていると。五ヶ瀬につきましては、高冷地野菜の生産というのが盛んでございますので、そういう部分に進出しようということで、農業生産法人のごかせ農園を設立

いたしまして、そういう野菜の栽培を行っているという事例でございます。

真ん中のところで利用した公的支援という欄を設けておりますけれども、これにつきましては、県のほうで行っております「建設産業新分野進出セミナー」、こちらのほうに進出をいたしまして新たな展開を図ったという事例でございます。詳細はまた見ていただきたいと存じます。

それから、右のほうでございますけれども、これは、都城市高城町の野崎組でございます。こちらのほうは建築の特Aの大きい業者さんですけれども、これも農業生産法人を設立いたしまして、農業生産法人・野崎ファーム（株）と申しますけれども、農業生産法人を設立いたしまして、焼酎ブームでカンショの生産のほうに進出しているという事例でございます。

こちらのほうの参考までに真ん中の欄でございますけれども、県のほうでこういう新分野進出の経営革新プラン等の策定に対して50万ほど支援をしておりますけれども、そういう補助金を受けてこういう農業生産法人の設立に至ったというような事例でございます。

なおかつ、補足いたしますと、昨日のテレビでも報道されておりましたけれども、9月補正で新分野進出への取り組みの予算を御承認していただきました。各地区で講習会を開いて、あるいは初期投資の――現在、各部で措置しております新分野進出への支援の予算につきましてはいろいろ制約がある、先ほど申しましたような農業生産法人にしないと支援が受けられないというようなこともございましたので、ほかの部で支援していない、手当てを受けられない措置といたしまして、新分野へ進出企業の初期の投資額、これを50万ほど支援しようということで、今回、9月補正で私どもの予算を認めてい

ただきましたけれども、これの説明会等を現在行っているところでございまして、11月から1月末まで各地区で行うことにしておりますけれども、これのトータルの申し込みが今、1,200名ほど上がっております、かなり業者さんの関心が強いということでございます。

以上、御説明にかえさせていただきます。

○児玉技術検査課長 技術検査課でございます。

昨日、外山委員のほうからの、木材の使用量及び間伐材の割合についてという御質問にお答えいたします。

県内の公共土木事業で利用されております木材の使用量は、平成18年度で申し上げますと、国県合わせて5,600立米となっております。お手元に資料はございません。申しわけございません。そのうち、県が約4,300立米、率で申し上げますと約76%。この木材の使用目的でございますが、間伐等も含んでおります。道路工事等の仮設防護さくとか、治山や砂防の山腹工事、さらには公園のベンチや案内板等に今、使用しているところでございます。なお、間伐材の割合ということでございますが、環境森林部のほうの推計資料によりますと、約3割から4割を占めているというようなお話でございました。以上でございます。

○横田主査 執行部の説明が終わりました。委員の皆さん方の質疑をお受けいたします。

○坂元委員 1つ教えてください。うちの事務所で毎月、郵便物を出す場合には、同一配達局の割引があるんですよ。何通、何通と全部仕分けで領収証が切られるんですが、切手購入時には領収証はありますよね。その切手を張って出した郵便物数というのは、土木事務所なんかもそうですが、監査委員もそうなんですが、どうやって照合するんですか。

○持原管理課長 受け払い簿というのをつくってございまして、いつ、何枚払い出しましたよということを補助簿として整理をしているところでございます。

○坂元委員 監査が行きますね。本当にその郵便物が出されたかどうかは、どうやって確認するんですか。

○持原管理課長 役所の郵便物というのは、この額をごらんになってもわかりますとおり、非常に多い実態がございまして、個別の実際に貼付して出したかどうか、これの確認というのはなかなか難しいのかなと思っております。ただ、文書整理簿として、いつ、どこどこに出したというのは、別途、整理がされておるところでございますので、その辺をあわせて監査としては見ているのではないかとこのように考えております。

○坂元委員 例えば、宮崎土木は大きい土木事務所だけど、別納制度をとっていて、非常に金額的には少ないですね。それはわかりますよね。これは把握できます。郵便局が後納の何通という料金を出しますから。監査の今までの指摘は、そういう別納制度、後納制度をちゃんと整備しなさいという指摘は今までなかったんですか。

○持原管理課長 正確には記憶しておりませんが、そういう郵便物の管理の不適正というのはあったかと思えますけれども、今回、そういう活用という指摘もいただきましたので、私どもといたしましても、今回の事例を見まして、そういう認識が指導する立場として十分でなかったということで、出先機関をそういうものの活用を含めて、特に今回、民営化されたというようなことで、現場的には郵便局のほうで事務所に収集に来たり、来なかったり、近い、遠いとか、いろいろあるようございまして、

その辺の実情も調べて、今後、活用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○蓬原委員 不適正な事務処理に関してですが、この資料というよりも、職員の皆さんが、金額ははっきり言えませんが、返還をするということだったですね。自主返納というか、これの会計上の処理というのはどういうふうに処理されるのかということが1点。

預けというか、業者さんにお金を預けておりましたね。決算上は済んでいるわけですよね。決算上はこうなりましたということで使ったことになっている。実際は現金があった。この現金の処理は、後また会計に戻すとなるとおかしな処理になると思うんですが、それは宙に浮いた金として使い切ってしまうといいという、どういうふうになるんですかね。その会計処理はどうなるのか。

○持原管理課長 私ども職員の一定職以上の者、あるいは事故所属と申しますか、そういう不適正な処理があったところの一定の役職にあった者、あるいは担当者等を含めてでございますけれども、そういう者につきましては、返還金ということで、損害賠償金とかそういうことではなくて、雑入として受け入れるということになっております。

それから、業者につきましても、同様に返還すると。それを使い切るとかいうことではございませんで、返還ということでございます。

○蓬原委員 雑入ということですか。

○持原管理課長 同じく雑入ということで整理されておるようです。

○蓬原委員 それは、毎会計年度の決算時期に一応使い切ったということで我々の決算書には報告されてきた。我々は使い切ったものとして、

あと残りが幾らということで議論してきて、よしとしてきた。ところが、実際はその金は使ってなくて、お金はあった。その使い切ったとしたことのお金がもう一回会計に戻るということになりますよね。長いスパンで考えると、繰越金との関係等々、おかしな事務処理になるんじゃないかなと思うんですが、それは会計処理担当の総務部の所管になるのかも知らんけど、そういう雑入でいいのかなという気がするんだけど、ちょっと素朴な疑問なんですけど、どう処理されるのかなということ。

○持原管理課長 直接私どもの所管するものではございませんけれども、整理としては、決算上、出ていくほうですけれども、これは支出をした段階で歳出のほうで決算として整理されておるところでございまして、これは、県のほうの支出調書の額等すべてチェックをいたしまして、業者のほうの台帳等とも突合いたしまして、支出の額としてはすべて確認がされておるところでございまして、これは決算額としては、特に18年度につきましては十分説明がつくということで、支出につきましては、それを決算として整理をされている。

なおかつ、業者のほうに残りました金でございまして、業者のほうにそれを残しておくということとは不適正であるということで、これは19年度の歳入予算のほうに雑入として返していただくという整理でございまして。

○横田主査 暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時53分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

そのほか、ございませんか。

○濱砂委員 さきの委託料のことなんですけど、

県土整備部だけで100億円というのと、全体の土木執行額すべてを含めたやつの約1割ですよ。先日から話をしていますように、県土整備部だけでこうですから、全体の半分以上は県土整備部が持っている。3年、4年前は2,000億以上の予算があったのが、1,000億円そこそこになっているという状況の中で、委託料という部分を、前回も話が出ましたように、道路は草ぼうぼう、堤防も草ぼうぼうのような状況の中なんですよ。この設計を工事費に含めてとか、あるいは設計とかいうものを職員がするというのではきんもんなんですか。能力——能力というか、皆さん技術屋さんですから、そういうものは十分持つておられると思うんですけど、そのようなことが検討できるようなものは、この部分を圧縮できるようなものは考えられんのでしょうか。

○児玉技術検査課長 積算部門で考える内容ではないと考えておりますが、これは予算上の考え方でございまして、当初組んだ委託費が工事費のほうに切りかえられないかということでございまして、委託料の考え方というのは、最初、工事委託料、当然、設計、積算、そういったコンサル用に係るもの、また、植栽等の草刈り、工事関係の草刈りもございまして、委託料における草刈りもございまして、その費目というのは簡単には変えられないというふうに考えております。

○濱砂委員 どこか圧縮する部分というのは、いわゆる入札制限の問題もあるでしょうけど、これは圧縮というよりも、過当競争の中でこうなっているんですけど、どこか削って、そういった身近な、生活関連とかいう方法というのはないんでしょうかね。というのは、せんだって話をしましたように、コンサルも変

更がしょっちゅうあると。それは聞いておられるはずなんですけどね。そういう状況の中で、変わっても工事請負金額は一緒だと、大きく変われば別でしょうけど。何かもう少し生活関連の身近なものに充てられるようなものが圧縮できる要素というのは、県土整備部にはないんでしょうか。

○持原管理課長 過去、かなり50年代から景気対策というようなことで補正予算が措置されておりまして、その間も職員体制の増加というのは極力避けて対応してきたという歴史がございまして、今、外部に委託しております測量・設計業務等を現段階で職員の直営に切りかえるということは、かなり難しい状況、今の流れといたしましては、逆にアウトソーシングの流れにあるのかなと考えておるところでございまして、その部分を直営、職員がみずからというのは現状的にはかなり難しいなということを考えております。

それと、全体的な予算の執行面におきまして、財政状況、非常に厳しい状況にございますので、その辺の選択と集中と申しますか、効率的な予算の執行という面で、あらゆる面で予算の節減、そして必要な箇所に予算をつけるというような努力というのを今後、引き続き続けていく必要があるのかなというふうに考えております。

○濱砂委員 単純に素人が考えると、言われることはわかるんですが、仕事量は半分に減った、見方は、素人はそう見るんですよ。仕事は予算から見たら半分になっておる。この3年間で職員が半分になったかというのと、そうじゃない。ただ能力のないということなら別。けど、十分にそういった技術を持っておられる県の職員、昔は、話を聞くと、土木事務所あたりに行くと、ずっと設計板が並んで、そんなところで細かい

仕事はやっていたと。十分に能力を持っておられる職員がたくさんいるのに、それも外部発注をしなくちゃいかんのかという単純な素人の発想なんですけどね。そういうところで少しでも圧縮ができれば、簡単な溝の掃除とか草刈りぐらいのものは出るんじゃないかなという気がするものですから、その辺はどんなでしょう。

○持原管理課長 最近の一般競争入札の拡大というのか、本県の場合、特に談合事件を踏まえてのそういう拡大というような状況の中で、もう一つ、総合評価の実施とか、コスト削減とか、いろんな面での新しい取り組みが必要になっておるところでございまして、そういう面で、現状の職員体制を考えた場合に、現在、外部に委託しております測量・設計等を自前でやれる状況にはないのかなというふうに考えております。おっしゃったような、測量・設計の成果が十分でないというような御指摘に関しましては、私どもといたしましては、適正な予算の執行という観点から、十分な成果品を検収する、検査してそれを受け取るという義務がございまして、その辺の徹底というのは今後も引き続きやってまいりたいというふうに考えております。

○濱砂委員 決して責任がどうのこうのと言っているんじゃないんですよ。勘違いしないでください。どこかで節約をできんのかなと思って、実際に困っておられる人たちがたくさん、もう御承知のとおりなんですけどね。この前も話をしたんですが、おもてなし日本一とか、リピーターの育成とか、観光立県とかいう中で、国道にさえ草がぼうぼう茂っているという状況から見たときに、何かこちらでその捻出方法はないかなということなんです。ぜひ、検討課題として残しておいてください。

○横田主査 県土整備部全体のことはまた後で

お伺いしますので、先ほど説明があったことに対しての質疑を。

○武井委員 切手の件でございますけれども、切手、印紙、出先のほうで郵便局からそれぞれで買っているということよろしいでしょうか。

○持原管理課長 出先機関におきましては、そうでございます。

○武井委員 例えば、切手の委託販売というか、つまり切手の販売所みたいなものは県庁の中になかったでしょうか。何が言いたいかといいますと、要は、委託販売しているところであれば手数料が当然発生するわけですよね。当然その分、安く庁内で買ったりということができないのではないかと思うんですが、切手の売りさばき所というのは県庁の中になかったですかね。

○持原管理課長 県のほうに納めていただきます県の証紙につきましては、庁内にありますけれども、郵便切手等につきましては、承知しておりません。

○武井委員 これは、県土整備部だけではなくて、全体的にこれからできるのではないかと思いますけど、これだけ多くの切手を買っているわけなんですけど、切手の売りさばき所になると、手数料が大体4%とか入るんですね。つまり、これだけの数があればそういうような形で4%でも5%でも、仮に切手を買うとしても売り上げといいますか、経費を減らしていくことが多分できてくると思いますので、もしないのであれば、そういう形も検討できるのではないかと思いますので、また検討をしていただければと思います。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○武井委員 続いて、不適正な事務処理のいただいた資料の件なんですけれども、預けの流用の件、茶業支場とか小中学校、亜熱帯支場の件

なんですけど、これは前もあつたかもしれないんですけど、実際に支場とかというところには現金で流用をしているんですか、それとも物で流用をしているんですか。

○持原管理課長 例えば、土木事務所のほうが、ある業者さんにノートとか紙を購入したということで例えば20万円支出すると、それが決算として出ておるわけです。その金を実際はそういう紙とかノートを受け取らずに、現金を業者さんにプールをして、それが業者さんの帳簿上で管理される。そして、土木事務所としては、今回は消しゴムが要るから5万円納入してくれよということで、手続をせずに5万円の消しゴムが土木事務所に入ると。なおかつ、例えば10万円、小中学校あるいは茶業支場、そういうところに配分がなされるというのは、その業者さんの帳簿の中からこの10万円はA小学校に配分しますよというようなことで、帳簿上から整理をされて小学校のほうに10万円がプールされると。小学校のほうはその帳簿上の10万円をもとに必要な物品等を購入するというような流れでございます。

○武井委員 今、物の話とお金の話とあつたんですけれども、ということは、例えば、茶業支場とかに高鍋土木から行くということは、業者にお金が預けてあるものの中から茶業支場なりに行くわけなんですけど、その中には業者が現金をその茶業支場に渡しているものもあれば、物にかえて物として渡しているものも混在しているという理解でいいということですか。

○持原管理課長 現金としてはあくまでも業者さんのほうで管理されておると。現金が茶業支場に行くということはございません。

○武井委員 確認ですけど、ということは、この茶業支場も亜熱帯支場も含めて全部、その業

者が物を納品したという理解でよろしいということですね。

○持原管理課長 すべてそういうことで、物が現地の事務所に納入されるということでございます。

○武井委員 そうしますと、延岡土木事務所から小中学校へ120万円というのものもあるんですが、これも物として納品されたということによろしいんでしょうか。

○持原管理課長 4つの小中学校でございましたけれども、これにつきましては、120万円が帳簿上、4つの小中学校分として配分され、物が――物といいますか、ほとんど消耗品のたぐいでございますけれども、物として現地の小中学校に行ったということでございます。

○武井委員 茶業支場とか亜熱帯支場、これもまた後で触れますけど、12万3,153円とか、一応、1けた台までありますから、こういうものを買って幾らぐらいかなと類推はできるんですけども、延岡で4つの小中学校に120万円ときっかりですよ。これは、4つの学校ということは30万円ジャストの金額を、4校それぞれに物として納品したということによろしいんでしょうか。

○持原管理課長 4つの小中学校でございます。A小学校が20万円、B中学校が20万円、C小学校が50万円、D中学校が30万円ということで、20万円から50万円の範囲内になっております。

○武井委員 20万円から50万円を4つの学校に対してそれぞれ出したということですが、それぞれを見てもジャストの金額で全部出ているんですけども、では、同じ物を納品したということであれば、それぞれの学校でそれぞれ必要な物とかというのはまた違うはずですよ。いろんな細かい、学校のものですから、単価の高いもの、安いものもいろいろあると思うんです

が、茶業支場とか亜熱帯支場みたいに1けたまで金額が出ているものと比べて、非常にざっくりとした配分がされているんですけども、これはなぜでしょうか。

○持原管理課長 私の説明が十分でないかもしれませんが、要するに、業者さんの帳簿の中から、例えば、そこに100万円あったとします。特に今回の小中学校の場合は特異な例でございます。職員の交流が最近盛んになっておりまして、本来であれば、小中学校というのは市町村の人事でございますけれども、県の職員が小中学校と交流するという人事を盛んにしております。そういうことで、かつて土木事務所におった県職員が小中学校に行っているという実態がございまして、その辺で、人的なつながりの中で、予算が少ないからとかというような事情で、例えば20万ほど配分してくれないだろうかというような個人的な関係の中でやりとりがされておったような事実がございまして、それで、帳簿上、例えば、20万円をA小学校に配分するよということで職員間で話をしまして、そしてその小学校の担当者といましては、その20万円の業者の配分の範囲内で、例えば5万円の消しゴムを買うとか、4万円のノートを買うとかいうようなことで、随時、物を受領していくというようなことなんです。

○武井委員 ということは、要は、預けの現金を使って、学校がまた預けとして使っていたみたいな形ですよ。つまり、もともと預けで捻出した120万円を学校に持って行って、学校がその預けた金額の中から随時、また必要な物に使っていくということになるわけですから、預けの預けみたいなようなことが発生しているということで、これは今、初めてわかったんで、私は、今までの認識では、その都度、例えば茶業支場

が今、これが必要だから預けの中からこれを下さいというようなもので、実際に物として納品したということだと思っておりますが、今のお話というのはちょっとおかしいなと思うのは、さっき物として納品したということでしたけれども、今のお話を聞くと、あくまでも、その職員に何の権限があるかわかりませんが、Aという職員が4校に、じゃ、おたくには20万の枠をやろう、おたくには50万の枠をやろうみたいな形のことをして、その中から学校が好きなものをめいめに購入していたということであれば、その120万を配分した段階で、120万円分のものでその段階でこれが必要だから各校に納品されたということではないという理解でいいわけですね。

○持原管理課長 いろんなケースがあるかと思いますが、基本的には、そのプールした額の中から一部を配分し、学校の担当職員は必要な都度、必要な消耗品等を払い出すといえますか、受領しておったということでございます。

○武井委員 つまり、例えば茶業支場等であれば、職員さんの間で、どうしても今これが買いたいけれども、これが買えない、ついてはちょっと何とかならんかというような話が、具体的にはわかりませんが、多分、そういうような話があって、そうしたらこれで、業者さんに言って、どここの茶業支場にこれ、買ってこないかとか、どこどこが困っているからというようにお話があったのかなと思うんですけれども、この小中学校については、とりあえずうちの分の預けがこれぐらいあるから、じゃ、この中から120万円分はA小学校分、B中学校分ということで分けて、そこからリクエストがあったらそこにその枠内で払い出しをしてくれというような形で、具体的にこれをということの指示ではなくて、そういった指示を土木

事務所が業者に出したということになるということですよ。

○持原管理課長 今回の小中学校のケースはそういう人的なつながりの中でそういう配分が行われ、そして必要な消耗品等が購入されておったということでございます。

○武井委員 もちろん、預けはいけませんし、処分も出ている中なんですけど、今のお話を聞くと、実際に支場とかに対してのものと小中学校に対しての配分というのは意味合いが違うと思うんですね。つまり、預け自体は悪いんですけど、今、必要なものがあるって、どうしても現場はお金がないから買えないということで、これを買うために預けるということであれば、まだ状況としてはわかるんですけど、土木事務所の職員がみずからの裏金というか、預けの金をまるで自分の金のように、ここには幾ら割り当てようみたいなことで割り当てて差配をしているんですけど、これは全然質的に違うんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○持原管理課長 今回の不適正な事務処理というのが、一形態としてそういう預けの配分というのがあるわけでございますけれども、小中学校の今回の配分につきましては、不適正度が高いという判断がされておるところでございます。120万円につきましては、半額の60万円を関係所属で、残りの60万円については役職者以上の返還金の中で、すなわち、トータル120万円をすべて返還するという措置がとられたところでございます。それで御理解をいただきたいと思っております。

○武井委員 処分のことはよくわかったんですけど、今、職員の人事交流というような話があったんですけど、これは4つの学校に

出したということですが、4つの学校それぞれに交流職員がいたのか、それとも延岡の教育委員会に1人職員がいて、彼が残りの学校も取りまとめてこの土木事務所と協議したというのか、そういう話だったのか、その辺を教えてください。

○持原管理課長 4つの小中学校にはすべて交流職員がおったということでございます。

○武井委員 返還があったということは理解するんですけども、交流職員がいる学校に配分したということは、多分、どこの学校もお金が足りないというような状況の中で、いわば職員がいたからこういう形になったということだと思っておりますけれども、わかりました。

じゃ、実際にこの職員がそういう形で差配をしたということですが、これは茶業支場も亜熱帯支場もそうなんでしょうけれども、実際に120万円をこの学校に出しますみたいなものは、土木事務所の中のどれぐらいの役職員までが了承をした上で実際に行われたことなんですか。

○持原管理課長 今回の延岡土木事務所のケースにつきましては、担当レベルというふうに理解しております。そして、相手方の小中学校につきましても、事務の担当者ということで、学校長等は関与していなかったというふうに考えております。

○武井委員 わかりました。

高鍋と油津も同じような理解でよろしいということですか。

○持原管理課長 今回の不適正な事務処理全般に言えることなんでございますけれども、かなり下の担当者レベルでそういう約束と申しますか、そういうものが行われておったというケースが多いようでございます。

○武井委員 多いということは、高鍋と油津に

ついてもそのような事例であったということでもよろしいですね。

○持原管理課長 そういうことでございます。

○武井委員 延岡の件なんですけれども、小中学校ということは、延岡市立ということになると思うんですが、これは間違いございませんか。

○持原管理課長 小中学校ですから、そういうことでございます。

○武井委員 ということは、平たく言えば、県のお金が延岡市に行っているということになると思うんですけども、これは逆に言えば、県税ですから、もちろん市町村に補助金という形で出るものがあるんですけども、これは土木費ですから、それが延岡市の教育委員会のために使われているということなんです。例えば受け払い簿といいますか、要はお金を渡しているわけですよね。そのときの借用でもないんですけども、そういった書類とかというのは何か取り交わしてみたいなことはしているものなんですか。

○持原管理課長 先ほどから説明しておりますように、業者の帳簿で、この分はA小学校分の20万円だよという整理がされておまして、後の受け払いというのは書類は残っておらないと。土木事務所と小学校の間でのそういう書類というのは残っていないと。その都度、小学校の担当者が業者さんに対し、何々が欲しいと、例えば5万円分のノートが欲しいということで払い出しといいますか、それがされておったというパターンでございます。

○武井委員 もちろん款を超えているものというのも問題なんですけれども、ただ、いずれにせよ、それは大きな財布といえれば県の中から動いているものなんです。結局、延岡市に行っているものですから、この60万はみんな、県

で返したということなのですが、本来であれば延岡市から返還してもらわなければならないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○持原管理課長 先ほど来説明しておりますけれども、今回の延岡市の小中学校との預けの配分につきましては、県の交流職員同士の融通と申しますか、その間で行われておったということをごさしまして、学校側、あるいは教育委員会と申しますか、そちらに組織的な関与というのは認められないということで、小中学校あるいはそういう団体に対して、返還を求めることはできないという判断がされたところでございます。

○武井委員 これが私立の学校とか個人とかであれば、個人に対して行政が何かの手違いで過払いをしていたと、例えば税金の還付を過払いしていたとか、もし、そういうことがあれば、当然、それが判明すれば、個人に対して、これは過払いをしているので返してくれというようなことというのは一般的にあることだと思うんですけども、これは確かに、延岡市の立場からしてみたらそれはそうかもしれませんけれども、結局、延岡市の学校でそういうものを利用する風土があったということであれば、私は同じ行政体として延岡市にも一定の責任があるんじゃないかと思うんですけども、たまたまそれは県の職員が行っているから、県の内部の問題として処理をするというのは、それは県税の使い方としてもいかがなものかと思うんですけども、どうでしょうか。

○持原管理課長 今回の延岡市の小中学校のケースにつきましては、どちらかというと、土木事務所のほうで予算的に余裕があるといえますか、そういう面で小中学校の予算が厳しいというようなことをいろいろ聞いて、配分をした

というような事例のようでごさしまして、そういう面で、今回につきましては、組織的に小中学校は関与していない。小中学校の管理者は関与していないということで、全額について、県職員のほうで返還するという措置をとったところでございます。

○武井委員 わかりました。一たん終わりますけれども、ということは、今後のことも大事なんですけど、もちろん県からはやらないでしょうけれども、こういうことがあったという事例については、ちゃんと延岡市と共有されて、延岡市と今後こういうことが起こらないようにということについての何と申しますか、結局、延岡市も何だかんだいってこれを受け入れているわけですから、私は責任はあると思うんですけども、その辺というのは、土木事務所と延岡市とかでちゃんと再発防止とかも含めて話はされたんでしょうか。それとも、県が一方的に悪いんで、県が全部これを埋めて、それで終わりというお話なんですかね。何か今後の再発防止みたいなことを延岡市と話がしてあるのかについて。

○持原管理課長 今回の事例につきましては、そういう個人的なつながりの中で発生したものでございますので、そういう面で返還につきましては、職員のほうで全額負担すると。同じ県職員の間同士で行われておりますので、そういう面で県庁全体でのいろんな会議でありますとか、そういう場面でそういう適正化、コンプライアンスの徹底等につきましては、今後、十分指導していくということだと思います。

○武井委員 先ほどからずっと聞いていても、個人、個人とか、現場担当者レベルとか、申しわけないんですけど、極めて問題を個人の責任といえますか、非常に矮小化しようというよう

な意思、何かそういった感じを受けまして、私は釈然としないんですけれども、何だかんだいっても、事実関係をよく考えてみてください。120万円の宮崎県のお金を延岡市の学校に出しているわけですよね。なるほど個人の職員同士が4つの学校にたまたま職員交流で行って知ってということが、事実としてはそうかもしれませんが、結局、県にそういうことを許容する風土があって、それで延岡市にもそれを受け入れる風土があったからこういうことが起こるわけですよね。もし、これ、やって、ばれたら懲戒免職に確実になる、もし、そういうことがあるなら絶対やらないわけですよね。ということは、そういうものが風土として宮崎県にもあるし、延岡市にもあったからこういうことになったということですから、それを単に現場の一職員が知っているから、現場の職員が交流があるから、現場の職員がやったからというのは、それで今後はコンプライアンスを徹底してというのは、ちょっと申しわけないですが、管理職としてあるまじき発言じゃないかなと私は思うんですけれども、どうでしょうか。

○持原管理課長 今回のケースについては、延岡市の小中学校への配分という特異なケースでしたので、事実としてはそういうことであったということでございまして、その責任の問題と申しますか、そういう面は別個の問題でございまして、その辺がルーズな処理がなされておった、不適正な処理がなされておったということで、今回の処分と申しますか、監督責任の追及というのは別の問題であるというふうに理解しております。結果的に、例えば、今回の懲戒処分あるいは文書訓告等の処分のケースを見ますと、係長級以上の被処分者が83%、一般担当者レベルの処分は17%ということでござい

まして、今回は、管理監督の責にある者の処分というのは極めて重い処分を受けたところでございまして、こういう面で今後、再発防止に向けて、県庁一丸となって、管理職員も一般職員も、ともに努力してまいりたいというふうに考えております。

○武井委員 結構です。わかりました。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○外山良治委員 今の質疑を聞いていまして、実は管理課長の答弁というのは、どうも釈然としない部分があります。それは、一過性のものであるということ、そういうことを踏まえた上でも、例えば、ある小学校の備品費が数十万、単年度備品費40万も要らないということは異常なことですよ、一般的に言えば。それを管理者が知らないというのは、これもちょっと異常ではないのかなと。これは一般的に考えてみますと、例えば、コピー代、年間使用料、何十万かでしょう、一小学校からすれば。それが17年度は40~50万使っていたと。ところが18年度は全く要らないと。そんなこと、事務職員がおるわけですから、市の事務職員、県の事務職員もおるわけですし、また、そこには校長もおられる、教頭もおられる、そういう人が気がつかないということ自体がおかしい、私はそう思います。これは総括分野でも申し上げたいと思うんですけど、議会のチェック、市の場合には節の説明が一番時間がかかります。例えば、この事業について、設計単価が幾らで、予算がどうのこの、どういった道路をつくるのか、幅員は何メートルか、道路計算はしたのか、全部議論します。ところが、県の場合には、節の説明も全くと言っていいほどありません。ですから、この予算が何に、具体的にどういうふうに使われておるかというのは僕らはわかりません。ある先輩の県

議会議員がこう言いました。県の場合には、相互信頼で成り立っている。つまり、執行部側と県議会、私たちと相互信頼、それに期待をするしかないんだと。だから、例えば、6,000億なら6,000億、きょうの宮日の投稿にも載っていましたが、議員定数が30人でちょうどいいと。しかし、1人当たり200億、どうやって審議するんだと思いますが、今、こういった預けが出て、相互信頼は崩壊をしたと、ある面では。というのは、私たち県議会はぼろかすと。人間の体で言えば盲腸ぐらいのものだと。あってもなくてもいいと。癒着して破裂したら人体に影響するから。そのたぐいのこと、そういうのが連日出ましたよ。だから、僕は武井委員の質問を聞いていまして、議員というのは相互信頼が崩壊した場合には、徹底的に議論すると。そして、ぐうの音も出ないぐらい、僕個人的には質疑したい。でも、その先輩のある議員がそういうふうなことをおっしゃって、今回はたまたま信頼関係が損なわれたと。そしてまた、僕らを小道具にしか見ておらん、これは個人的な見解ですが、知事が思われている。

例えば、談合なら談合でも、県議会は何しておったのかと。そういう発言がまだ新聞に踊る。新聞が踊ると、また、私たちは——そういう状況の中で徹底審議、そして二度とこういった事態が発生しないように、これは当局、執行部側も真剣に、担当職員が担当職員がじゃなくて、総合的な、こういったことが二度と起こらないような対応、対策というものを進めて、個人の責任にしなくて、執行部として、当事者責任で、管理監督の問題もあると思うから、何か——これを具体的に全部聞くとあと2日ぐらいかかりますから、ここでやめておきますが、十分、そういったことは注意喚起をしていただきたいと思います

というふうに思います。以上です。

○持原管理課長 今回の事態というのは非常に不名誉な、不適正な事態でございますので、私も管理職員、一般職員を含め、県土整備部を挙げて再発防止に努めてまいります。

○横田主査 ほか、ございませんか。

○武井委員 引き続きになりますけれども、先ほどのお話の中で、実質的には役職員が多く処分を受けていて、現場の職員は処分を受けていないと。確かに、管理監督する方の責任が重いというのは当然のことだと思うんですが、これは名前は結構なんですけれども、ということは、実際に県土整備部の中で、この預けの過程で当時のどの役職にいた人が、どういう処分を受けたというのは、これは出していただくことはできますか。

○持原管理課長 申し上げます。事故時に県土整備部だった職員の懲戒処分ですね。

○武井委員 そうですね。もし、何か表があるのであれば、できれば配っていただきたいほうがいいかもしれないんですけど、どうでしょうか。

○横田主査 配るだけでいいですか。説明とかはいいですか。

○武井委員 配っていただいて、説明をいただきたいほうが。結構、数は多いんですか。

○持原管理課長 全部で58名でございます。

○武井委員 そうしたら全部は聞けないんで、できれば複写をいただいた上で質問したいと思います。

○横田主査 時間かかりますよね。

○持原管理課長 コピーの時間をいただけますか。

○横田主査 コピーしてもらいますので、しばらくお待ちください。

そのほか、ございませんか。

それでは、先ほど説明いただきましたことに関しましては、これでとりあえず終わらせていただきまして、県土整備部全体についての質疑をお受けしたいと思います。

それでは、コピーができるまで暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時41分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

資料の説明をお願いいたします。

○持原管理課長 今回の懲戒処分につきましては、人事当局のほうで、それぞれ事故所属のかかわった職員、あるいは管理監督職員にすべててんまつ書の提出を求め、その事実をもとに、人事主管部において判断がなされたところでございまして、1番の全体的な考え方のところでございすけれども、直接関与した職員及び管理監督者には厳正な処分を行うこととした。処分に当たっては、全庁的な問題としてとらえ、所属を統括する課長級以上の管理監督者の職責を重視して、重く懲戒処分を行ったということでございます。

全庁的に管理部門、総務部門とか監査部門を除きまして、全庁的な役職別の処分につきましては、2のところに掲げているとおりでございます。部長級1名、次長級24名、課長級101名、補佐級151名、係長級125名、一般が83名、トータルで485名ということになっております。なお、懲戒処分といたしましては、御承知のように、停職、減給、戒告、これまでが懲戒、その下の文書訓告につきましては、注意処分と申しますか、そういう整理になっておるところでございまして、3番目に、事故時に県土整備部だった

職員ということで整理をさせていただいておりますけれども、一番下のところでございますけれども、次長級が4名、課長級が19名、補佐級が15名、係長級が12名、一般につきましては8名、トータルで58名の処分者を出したところでございます。以上でございます。

○武井委員 ありがとうございます。これを見ながら御質問申し上げたいと思うんですが、まず最初の、例の延岡の話がありましたので、延岡土木を見てみますと、一般の職員の処分がなく係長級以上での処分が出ているんですが、実際にこの受け払いに携わった職員というのは一般職員であって、今回の処分の対象にはなっていないという理解でよろしいですか。

○持原管理課長 延岡土木の例で申しますと、係長級というところで整理しております職員には、係長及び係長級相当の主査が入っておりますので、そういう意味では、主査が担当しておりますので、そういう意味での担当者としては一部入っておると。

○武井委員 じゃ、延岡土木については、携わった職員が係長級の中の処分に入っているという理解でいいということですね。わかりました。

そうしたときに、これは他部になるんですけれども、結局、先ほどの120万円を分配したということなんですが、ある意味ではお金がAからBに行っているわけですから、言葉は非常に悪いんですけど、共犯というか、同じことをやった人が当然いるわけなんですけど、ということは、受け先の職員、例えば、教育委員会、その各学校に行った4人の職員についても同様の処分がされているということではよろしいのでしょうか。

○持原管理課長 当時は任命権者の違う小中学校の教育委員会でしたけれども、現在、それは県職員として戻ってきておりますので、そういう

う意味では懲戒処分の対象になっております。

○武井委員 ということは、行った人たちも、学校4校ににいるということですから、4人なのか、その4人が処分を受けているという理解でよろしいということですか。

○持原管理課長 そういうことでございます。

○武井委員 では、それと同様なんですけど、茶業支場と亜熱帯支場、これは農政水産部になるのかと思うんですけども、こちらのほうも同様の処分がなされているということによろしいでしょうか。

○持原管理課長 直接県土整備部の職員でございませんので、確とは申し上げられませんが、処分基準からしますと懲戒処分を受けていると思います。

○武井委員 ということは、当然、流用されているわけですから、受け先も同様の処分を受けているのか、これは確認をしていただければと思います。わかりました。

一般の職員大部分は役職以上の職員だというのは、確かにこれを見るとわかるんですけど、これを見ますと建築技術センターだけは一般の職員で4人、訓告が出ているんですけども、ほかのところは出ていて1人、ゼロというのが多いんですけど、ここだけ4人出ている理由を教えてください。

○持原管理課長 建設技術センターにつきましては、今年度になって書きかえが行われていたという事実がございましたので、特に重く懲戒処分等がなされたということでございます。

○横田主査 ほか、ございませんか。

それでは、ないようですので、これで県土整備部を終わらせていただきます。執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時58分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

初めに、主査報告骨子案についてであります。

最終的には3日の現地調査を踏まえて、4日の採決後に御要望をお伺いしますが、主査報告作成の準備がありますので、これまでの審査での御要望をお伺いしたいと思います。何かありましたら、お願いいたします。

○外山良治委員 どうも我慢ができませんのは、議員は何をしているのと、談合の問題、預けの問題、こういったことで、議員のチェック機能に県民から非常に批判が出された。それに対して、議員というものが決して怠けているものでもない。そういった慎重審議をやった。信義と信頼、そういった基盤の上に僕らは審議していると思っているんです。それをこういうふうにして今回、預けということで信義と信頼が崩壊をした。そのことは非常に残念であると、何かそういったことをきちんとしてほしいなということがあります。到底我慢ができませんから。

○横田主査 わかりました。職員と議会の信頼関係の中にこれまで慎重審議してきたんですけど、今回、その信頼が壊れてしまったと、またそれをちゃんととり戻さなきゃいかんということですね。

そのほか、ございませんか。

○武井委員 きょうの管理課長のお話をずっと聞いていても、やったのは現場であると。ですが、処分は上のほうをやっているから、要はそれでいいじゃないかみたいな印象を受けました。ですから、そういう意味では、特に役職の人たちも、もともとは平からずっと上がっていったわけですから、話を聞いている中で非常に問題

を矮小化しようみたいな印象を受けました。ですから、本当にこの問題を深く自分たちのものにとらえて、管理職も含めて、意識を持っているのかということに疑問を感じざるを得ないような答弁も散見されたということはぜひお伝えいただければと思います。以上です。

○横田主査 わかりました。管理職も自分のことの問題として受けとめてほしいと。

○武井委員 責任を矮小化するような発言が見られたと。

○横田主査 処分したからいいじゃないかと、そういう意味ではだめだと。わかりました。

そのほか、ございませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後0時8分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

次回の分科会は、12月3日（月曜日）午前10時に油津港湾事務所にて開会いたしますので、御出席をよろしく御願いたします。

以上で本日の分科会を終了いたします。

午後0時9分散会

平成19年12月3日（月曜日）

午前10時38分開会

出席委員（7人）

主	査	横	田	照	夫
副	主	査	田	口	雄
委	員	坂	元	裕	一
委	員	蓬	原	正	三
委	員	濱	砂		守
委	員	外	山	良	治
委	員	武	井	俊	輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県土整備部

油津港湾事務所長	中	村	文	明
油津港湾事務所 港営課長	高	山	幸	治
油津港湾事務所 工務課長	永	井	義	治

事務局職員出席者

総務課主任主事	児	玉	直	樹
議事課主任主事	古	谷	信	人

○横田主査 分科会を再開いたします。

今、提供いただいた資料の備品台帳の中に業者の名前が入っておりますので、最初から秘密会ということでやらせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ただいまから秘密会といたします。
秘密会の議事の内容を他に漏らした場合、懲罰

の対象となりますので御注意下さい。

それでは、油津港湾事務所の中で不適正な事務処理の概要説明について、説明をお願いします。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

〔午前10時40分秘密会に入る〕

〔午後0時13分秘密会を終わる〕

暫時休憩いたします。

午後0時13分休憩

午後0時13分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

採決についてであります。12月4日の午後3時に行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田主査 それでは、次回の分科会は、あす12月4日の午後3時開会と決定いたします。

以上で本日の分科会を終了いたします。

午後0時15分散会

平成19年12月4日（火曜日）

午後3時10分開会

出席委員（7人）

主	査	横	田	照	夫
副	主	査	田	口	雄
委	員	坂	元	裕	一
委	員	蓬	原	正	三
委	員	濱	砂		守
委	員	外	山	良	治
委	員	武	井	俊	輔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総務課主任主事	児	玉	直	樹
議事課主任主事	古	谷	信	人

○横田主査 分科会を再開いたします。

ただいまより採決を予定しておりましたが、他分科会との調整のために暫時休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後4時49分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○武井委員 今までのような審査をしてきたんですけれども、まだきのう言った内容等々も含めて、非常に不明確な部分が多い、また、外部監査委員の報告等を今後とも聞いていくとか、場合によっては副知事等も含めて聞いていくとか、そういったことがまだこれから求められるのではないかと思いますので、今、この時点で

の採決ということには私は納得できませんので、継続の審議を先議願いたいと思います。

○横田主査 それでは、継続との御意見でございますので、議案第7号について、まず、継続審査とすることについてお諮りいたします。

議案第7号について、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○横田主査 挙手少数であります。よって、議案第7号について、継続審査とすることは否決されました。

継続審査とすることは否決されましたので、これより、認定、不認定のいずれかをお諮りいたします。

〔武井委員退席〕

○横田主査 それでは、議案第7号の賛否についてお諮りいたします。

議案第7号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

○横田主査 挙手ゼロでございました。

それでは、念のために反対採決を行います。議案第7号について、認定しないことに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○横田主査 挙手全員ということでございます。これで議案第7号については、不認定ということに決定いたしました。

〔武井委員着席〕

○横田主査 次に、主査報告骨子（案）についてであります。主査報告の内容について、特に御要望等はありませんか。

○坂元委員 不認定ということで、予算の執行について極めて疑義が大きいということですから、それで不認定にしたわけですから、余り要

望事項はありません。

要望事項はありませんが、特別委員会について要望しておきたいと思います。どういうことかということ、これは秘密会で出たことなんだけど、なぜかしら、特定の地域で特定の業者に県の出先が集中していると。款を問わず、農林費を問わず、文教費を問わず集中していると。この辺を県内全域で、私たちはこの分科会の所管しか把握していませんが、全体的にフローチャートとは言わんが、やっぱり業者名を出して、その経緯、どういうふうないきさつでその地域はその業者に集中して発注するようになったのか、そこ辺を特別委員会として明らかにしてもらいたい。どういうことかということ、この決算の認定、不認定にかかわらず、特別委員会は目的を果たすまで存置していただきたいという要望等を主査会でも出してもらえませんか。

○横田主査 わかりました。ただいまの意見は次の主査会ですね。

○坂元委員 いや、主査報告で。

○横田主査 暫時休憩いたします。

午後 4 時 53 分休憩

午後 5 時 3 分再開

○横田主査 分科会を再開いたします。

○坂元委員 不認定になった理由というのは明らかに、預けとかそういうものを業者と結託した形でやられたということですから、分科会としては秘密会でやった部分もありますが、全体像を全体会議で明らかにしなきゃならないということと、当然、再発防止というのをやらなきゃなりませんので、ある程度、実態について本会議場で委員長報告の中に盛り込むと。そして不認定の理由を述べてもらって、再発防止につなげるような形の要望事項にさせていただくように

よろしくお願いします。

○横田主査 わかりました。

そのほか、要望等ございませんか。

○武井委員 結果は結果でございますが、まだ審議は尽くされていないので、継続審議にするべきだという主張を私はして、そういう採決があったという、この一連の経緯は主査報告の中では御報告いただきますようお願いをいたします。

○横田主査 わかりました。

ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田主査 それでは、お諮りいたします。

主査報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副主査に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横田主査 では、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横田主査 何もないようですので、以上で分科会を終了いたします。

午後 5 時 5 分閉会